

別冊

用語の意義

消費税関係申告書等の様式の記載要領において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。

法	消費税法をいう。
令	消費税法施行令をいう。
規則	消費税法施行規則をいう。
法法	法人税法をいう。
租特法	租税特別措置法をいう。
通則法	国税通則法をいう。
通則法令	国税通則法施行令をいう。

番号	様式名
1	消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（第1表）（令和元年10月1日以後終了課税期間分）
2	消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（第1表）（令和4年4月1日以後終了課税期間分）
3	消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（第1表）（令和5年10月1日以後終了課税期間分）
4	消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（第2表）（令和元年10月1日以後終了課税期間分）
5	消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（第2表）（令和4年4月1日以後終了課税期間分）
6	消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）（第1表）（令和元年10月1日以後終了課税期間分）
7	消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）（第1表）（令和4年4月1日以後終了課税期間分）
8	消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）（第1表）（令和5年10月1日以後終了課税期間分）
9	消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）（第2表）（令和元年10月1日以後終了課税期間分）
10	消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）（第2表）（令和4年4月1日以後終了課税期間分）
11	付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
12	付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
13	付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
14	付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
15	付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
16	付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
17	付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
18	付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
19	付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
20	付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
21	付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
22	付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
23	付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
24	付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
25	付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）（令和2年4月1日以後終了課税期間用）
26	付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
27	付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
28	付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表（簡易課税用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
29	付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕（特別）（令和5年10月1日以後終了課税期間用）
30	付表7 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
31	消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）
32	消費税の還付申告に関する明細書（法人用）
33	プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係る対価の額等の明細書
34	課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕
35	課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕

36	消費税及び地方消費税の中間申告書
37	消費税及び地方消費税の更正の請求書（個人事業者用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
38	消費税及び地方消費税の更正の請求書（個人事業者用）（令和4年12月31日以後終了課税期間用）
39	消費税及び地方消費税の更正の請求書（法人用）（令和元年10月1日以後終了課税期間用）
40	消費税及び地方消費税の更正の請求書（法人用）（令和4年12月31日以後終了課税期間用）
41	消費税課税事業者選択届出書
42	消費税課税事業者選択不適用届出書
43	消費税課税事業者届出書（基準期間用）
44	消費税課税事業者届出書（特定期間用）
45	相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場合の付表
46	高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書
47	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
48	事業廃止届出書
49	個人事業者の死亡届出書
50	合併による法人の消滅届出書
51	消費税納税管理人届出書
52	消費税の新設法人に該当する旨の届出書
53	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
54	消費税納税管理人解任届出書
55	適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（令和12年9月29日以前提出用）
56	適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（令和12年9月30日以後提出用）
57	適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（令和12年9月29日以前提出用）
58	適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（令和12年9月30日以後提出用）
59	適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書（令和5年10月1日以後提出用）
60	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
61	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
62	適格請求書発行事業者の死亡届出書
63	任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
64	任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
65	任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
66	任意組合等の清算が終了した旨の届出書
67	法人の消費税異動届出書
68	消費税会計年度等届出書
69	消費税課税期間特例選択（変更）届出書
70	消費税課税期間特例選択不適用届出書

71	消費税簡易課税制度選択届出書
72	消費税簡易課税制度選択不適用届出書
73	任意の中間申告書を提出する旨の届出書
74	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書
75	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書
76	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書
77	郵便物輸出証明申請書
78	海外旅行者が出国に際して携帯する物品の購入者誓約書
79	輸出証明申請書
80	輸出品販売場購入物品亡失証明・承認申請書（免税購入対象者用）
81	輸出品販売場購入物品亡失承認申請書（国際第二種貨物利用運送事業者用）
82	輸出品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請書
83	輸出品販売場許可申請書（一般型用）
84	輸出品販売場許可申請書（手続委託型用）
85	輸出品販売場許可申請書（自動販売機型用）
86	輸出品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書
87	輸出品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書
88	手続委託型輸出品販売場移転届出書
89	承認免税手続事業者承認申請書
90	免税手続カウンター設置場所変更届出書
91	自動販売機型輸出品販売場の指定自動販売機変更届出書
92	承認送信事業者承認申請書
93	承認送信事業者の変更届出書
94	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）
95	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）
96	臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）
97	臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）
98	臨時販売場変更届出書
99	輸出品販売場廃止届出書
100	承認免税手続事業者不適用届出書
101	承認送信事業者不適用届出書
102	臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書
103	e-Taxによる申告の特例に係る届出書（法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用）
104	e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書・e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）
105	消費税申告期限延長届出書

106	消費税申告期限延長不適用届出書
107	消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書
108	消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書
109	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書（基準期間用）
110	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書（特定期間用）
111	消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書
112	消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
113	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
114	災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
115	特定プラットフォーム事業者の指定届出書
116	特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる合併法人等に該当する旨の届出書
117	特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書
118	特定プラットフォーム事業者の指定解除申請書
119	特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書
120	特定非常災害による消費税法第12条の2第2項・第12条の3第3項不適用届出書
121	特定非常災害による消費税法第12条の4第1項・第2項不適用届出書
122	電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用を受ける旨の届出書
123	電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用の取りやめの届出書
124	電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書

令和 年 月 日	F01	税務署長殿
納税地	郵便番号	フリガナ
フリガナ	F03	
名称又は屋号	F04	
個人番号又は法人番号	F02	
フリガナ	H06	
代表者氏名又は氏名	H07	

様式ID NTA1SHA010010100



申告区分	指導等	庁指定	局指定
申告年月日	元号 年 月 日		
通信日付印	(西暦)年 月 日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元確認 K22
相談	区分1	区分2	区分3

自	元号	年	月	日
NO1				
至	元号	年	月	日
NO2				

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書

G28 1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

自	元号	年	月	日
NO3				
至	元号	年	月	日
NO4				

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	G01	円	000
消費税額	②	G02		
控除過大調整税額	③	G03		
控除対象仕入税額	④	G04		
返還等対価に係る税額	⑤	G05		
貸倒れに係る税額	⑥	G06		
控除税額小計	⑦	G07		
控除不足還付税額	⑧	G08		
差引税額	⑨	G09		00
中間納付税額	⑩	G10		00
納付税額	⑪	G11		00
中間納付還付税額	⑫	G12		00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	G13	
	差引納付税額	⑭	G14	00
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17	
	差引税額	⑱	G18	00
譲渡割額	還付額	⑲	G19	
	納税額	⑳	G20	00
中間納付譲渡割額		㉑	G21	00
納付譲渡割額		㉒	G22	00
中間納付還付譲渡割額		㉓	G23	00
この申告書が修正申告である場合	既確定割額	㉔	G24	
	差引納付譲渡割額	㉕	G25	00

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

㉖ G26

付割賦基準の適用

延払基準等の適用

工事進行基準の適用

現金主義会計の適用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

控除算税方の法

税額控除に係る経過措置の適用

基準期間の課税売上高

G29

G30

G31

G32

G33

G34

G27

千円

還付を受けようとする金融機関等

金融機関名 Z01

金融機関区分 Z02

支店名 Z03

本支店区分 Z04

預金種類 Z05

口座番号 Z06

ゆうちょ銀行 (窓口受取) Z07

記号番号 Z08

(個人の方) 公金受取口座の利用 G35

税理士署名 R01

電話番号(税理士) R02

税理士法第30条の書面提出

税理士法第33条の2の書面提出

G36

G37

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=(㉑+㉒)
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

課税標準額等の内訳書

様式ID NTA0SHA010020081



第二表 令和元年十月一日以後終了課税期間分

納 税 地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ	F03		
名称 又は屋号	F04		
フリガナ	H06		
代表者氏名 又は氏名	H07		

軽減売上割合（10営業日）	G25	提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26	提出あり：1 提出なし：2	附則38②
小売等軽減売上割合	G27	提出あり：1 提出なし：2	附則39①

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方
消費税の 申告書

G01 ← 1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間

中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課 税 標 準 額	① G02	000
※申告書（第一表）の①欄へ		

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	② G03	
	4 % 適用分	③ G04	
	6.3 % 適用分	④ G05	
	6.24 % 適用分	⑤ G06	
	7.8 % 適用分	⑥ G07	
	(②～⑥の合計)	⑦ G08	
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧ G09	
	7.8 % 適用分	⑨ G10	
	(⑧・⑨の合計)	⑩ G11	

消 費 税 額	⑪ G12		
※申告書（第一表）の②欄へ			
⑪ の内訳	3 % 適用分	⑫ G13	
	4 % 適用分	⑬ G14	
	6.3 % 適用分	⑭ G15	
	6.24 % 適用分	⑮ G16	
	7.8 % 適用分	⑯ G17	

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑰ G18		
※申告書（第一表）の⑤欄へ			
⑰ の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲ G20	

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	⑳ G21	
	4 % 適用分	㉑ G22	
	6.3 % 適用分	㉒ G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓ G24	

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

様式ID

NTA0SHA010020100



第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分

納 税 地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ	F03		
名 又 は 屋 号	F04		
フリガナ	H06		
代 表 者 氏 名 又 は 氏 名	H07		

軽減売上割合（10営業日）	G25	提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26	提出あり：1 提出なし：2	附則38②

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方

消費税の 申告書

G01	← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間
-----	------------------------------

中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課 税 標 準 額	① G02	000
-----------------------	-------	-----

※申告書（第一表）の①欄へ

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	② G03
	4 % 適用分	③ G04
	6.3 % 適用分	④ G05
	6.24 % 適用分	⑤ G06
	7.8 % 適用分	⑥ G07
	(②～⑥の合計)	⑦ G08
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧ G09
	7.8 % 適用分	⑨ G10
	(⑧・⑨の合計)	⑩ G11

消 費 税 額	⑪ G12
------------------	-------

※申告書（第一表）の②欄へ

⑪ の内訳	3 % 適用分	⑫ G13
	4 % 適用分	⑬ G14
	6.3 % 適用分	⑭ G15
	6.24 % 適用分	⑮ G16
	7.8 % 適用分	⑯ G17

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑰ G18
--	-------

※申告書（第一表）の⑤欄へ

⑰ の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ G19
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲ G20

地方消費税の 課税標準となる 消費税額	(⑳～㉓の合計)	㉔ G21
	4 % 適用分	㉕ G22
	6.3 % 適用分	㉖ G23
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗ G24

(注2)

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日	F01	税務署長殿
納税地	郵便番号	フリガナ
フリガナ	F03	
名称又は屋号	F04	
個人番号又は法人番号	F02	
フリガナ	H06	
代表者氏名又は氏名	H07	

様式ID NTA1SHA020010090



第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

申告区分	指導等	庁指定	局指定
申告年月日	元号 年 月 日		
通信日付印	(西暦)年 月 日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元確認 K22
相談	区分1	区分2	区分3

自	元号	年	月	日
NO1				
至	元号	年	月	日
NO2				

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書

G27 1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

自	元号	年	月	日
NO3				
至	元号	年	月	日
NO4				

課税標準額	①	G01	円	000
消費税額	②	G02		
貸倒回収に係る消費税額	③	G03		
控除対象仕入税額	④	G04		
返還等対価に係る税額	⑤	G05		
貸倒れに係る税額	⑥	G06		
控除税額小計	⑦	G07		
控除不足還付税額	⑧	G08		
差引税額	⑨	G09		00
中間納付税額	⑩	G10		00
納付税額	⑪	G11		00
中間納付還付税額	⑫	G12		00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	G13	
	差引納付税額	⑭	G14	00
この課税期間の課税売上高	⑮	G15		
基準期間の課税売上高	⑯	G16		

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17	
	差引税額	⑱	G18	00
還付額	⑲	G19		
納付額	⑳	G20		00
中間納付譲渡割額	㉑	G21		00
納付譲渡割額	㉒	G22		00
中間納付還付譲渡割額	㉓	G23		00
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔	G24	
	差引納付額	㉕	G25	00

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳	G26		
-------------------------	---	-----	--	--

付	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G28	
記	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29	
事	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30	
項	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31	
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32	
考	業	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合 (%)
事	区	第1種	G33	CO1
		第2種	G34	CO2
		第3種	G35	CO3
		第4種	G36	CO4
		第5種	G37	CO5
		第6種	G38	CO6
項	特例計算適用(令57③)	1:適用あり 2:適用なし	G39	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	1:適用あり	G40	

ゆうちょ銀行	金融機関名	Z01	
	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
	支店名	Z03	
	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
	口座番号	Z06	
ゆうちょ銀行	(窓口受取)	Z07	郵便局
	記号番号	Z08	—
	(個人の方) 公金受取口座の利用	G41	1:利用する 2:利用しない

税理士署名	RO1	
電話番号(税理士)	RO2	—

税理士法第30条の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G42
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G43

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

⑳=(⑪+⑫)-(⑧+⑬+⑭+⑮)・修正申告の場合㉑=(⑭+⑮)
㉑が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。
※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書			
納 税 地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	—
フリガナ	F03		
名称 又は屋号	F04		
フリガナ	H06		
代表者氏名 又は氏名	H07		

様式ID NTA0SHA020020071



軽減売上割合（10営業日）	G25	提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26	提出あり：1 提出なし：2	附則38②
小売等軽減売上割合	G27	提出あり：1 提出なし：2	附則39①

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方
消費税の 申告書

G01 ← 1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間

中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課税標準額	① G02	000
-------	-------	-----

※申告書（第一表）の①欄へ

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	② G03	
	4 % 適用分	③ G04	
	6.3 % 適用分	④ G05	
	6.24 % 適用分	⑤ G06	
	7.8 % 適用分	⑥ G07	
	(②～⑥の合計)	⑦ G08	
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧ G09	
	7.8 % 適用分	⑨ G10	
	(⑧・⑨の合計)	⑩ G11	

消費税額	⑪ G12	
------	-------	--

※申告書（第一表）の②欄へ

⑪の内訳	3 % 適用分	⑫ G13	
	4 % 適用分	⑬ G14	
	6.3 % 適用分	⑭ G15	
	6.24 % 適用分	⑮ G16	
	7.8 % 適用分	⑯ G17	

返還等対価に係る税額	⑰ G18	
------------	-------	--

※申告書（第一表）の⑤欄へ

⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲ G20	

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	㉔ G21	
	4 % 適用分	㉕ G22	
	6.3 % 適用分	㉖ G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗ G24	

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉔～㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

様式ID

NTA0SHA020020090

簡

第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分



納 税 地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ	F03		
名称 又は屋号	F04		
フリガナ	H06		
代表者氏名 又は氏名	H07		

軽減売上割合（10営業日）	G25	提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26	提出あり：1 提出なし：2	附則38②

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方

消費税の申告書

G01	← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間
-----	------------------------------

中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課税標準額	① G02	000
※申告書（第一表）の①欄へ		

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	② G03	
	4 % 適用分	③ G04	
	6.3 % 適用分	④ G05	
	6.24 % 適用分	⑤ G06	
	7.8 % 適用分	⑥ G07	
	(②～⑥の合計)	⑦ G08	
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧ G09	
	7.8 % 適用分	⑨ G10	
	(⑧・⑨の合計)	⑩ G11	

消費税額	⑪ G12		
※申告書（第一表）の②欄へ			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫ G13	
	4 % 適用分	⑬ G14	
	6.3 % 適用分	⑭ G15	
	6.24 % 適用分	⑮ G16	
	7.8 % 適用分	⑯ G17	

返還等対価に係る税額	⑰ G18		
※申告書（第一表）の⑤欄へ			
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱ G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲ G20	

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	⑳ G21	
	4 % 適用分	㉑ G22	
	6.3 % 適用分	㉒ G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓ G24	

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般



課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
区 分		旧 税 率 分 小 計 X				税 率 6.24 % 適 用 分 D		税 率 7.8 % 適 用 分 E		合 計 F (X+D+E)	
課 税 標 準 額		(付表1-2の①X欄の金額) 円				(付表1-2の①X欄の金額) 円		(付表1-2の①X欄の金額) 円		※第二表の①欄へ 円	
		000				000		000		000	
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	(付表1-2の①-1X欄の金額)				※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
	① 2	(付表1-2の①-2X欄の金額)				※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
内 訳											
消 費 税 額		(付表1-2の②X欄の金額)				※第二表の⑮欄へ		※第二表の⑯欄へ		※第二表の⑰欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額		(付表1-2の③X欄の金額)				(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)		(付表2-1の⑳・㉑E欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	(付表1-2の④X欄の金額)				(付表2-1の㉒D欄の金額)		(付表2-1の㉒E欄の金額)		※第一表の④欄へ	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	(付表1-2の⑤X欄の金額)								※第二表の⑰欄へ	
	⑤ 売 上 げ の 返 還 等 の 対 価 に 係 る 税 額	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)								※第二表の⑱欄へ	
	内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)				※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑲欄へ	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	(付表1-2の⑥X欄の金額)								※第一表の⑥欄へ	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦X欄の金額)								※第一表の⑦欄へ	
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	(付表1-2の⑧X欄の金額)				※⑩E欄へ		※⑩E欄へ			
差 引 税 額 (②+③-⑦)	(付表1-2の⑨X欄の金額)				※⑫E欄へ		※⑫E欄へ				
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)									※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ		
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準	控 除 不 足 還 付 税 額	(付表1-2の⑪X欄の金額)						(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)			
	差 引 税 額	(付表1-2の⑫X欄の金額)						(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)			
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪)		(付表1-2の⑬X欄の金額)						※第二表の㉔欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑱欄へ ※プラスの場合は第一表の⑳欄へ ※第二表の㉕欄へ	
譲 渡 割 額	還 付 額	(付表1-2の⑭X欄の金額)						(⑪E欄×22/78)			
	納 税 額	(付表1-2の⑮X欄の金額)						(⑫E欄×22/78)			
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)										※マイナスの場合は第一表の⑲欄へ ※プラスの場合は第一表の⑳欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。



付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04					
N01		~				N02										
区分		旧税率分小計 X				税率6.24%適用分 D				税率7.8%適用分 E				合計 F (X+D+E)		
課税標準額		① (付表1-2の①X欄の金額) 円				円				円				※第二表の①欄へ 円		
G01		000				G19				000				G48 000		
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)		※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ					
	G02		G20				G31				G49					
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 訳	① (付表1-2の①-2X欄の金額)		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑧欄へ				※第二表の⑩欄へ					
	G03		G21				G32				G50					
消費税額		② (付表1-2の②X欄の金額)				※第二表の⑬欄へ				※第二表の⑭欄へ				※第二表の⑮欄へ		
G04		G22				G33				G51						
控除過大調整税額		③ (付表1-2の③X欄の金額)				(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)				(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)				※第一表の③欄へ		
G05		G23				G34				G52						
控 除 税 額 内 訳	控除対象仕入税額		④ (付表1-2の④X欄の金額)				(付表2-1の㉔D欄の金額)				(付表2-1の㉕E欄の金額)				※第一表の④欄へ	
	G06		G24				G35				G53					
	返還等対価に係る税額		⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)								※第二表の⑰欄へ					
	G07		G25				G36				G54					
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額		⑤-1 (付表1-2の⑤-1X欄の金額)								※第二表の⑱欄へ					
	G08		G26				G37				G55					
	⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		⑤-2 (付表1-2の⑤-2X欄の金額)				※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑲欄へ					
G09		G27				G38				G56						
貸倒れに係る税額		⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額)				G26				G39				※第一表の⑥欄へ		
G10		G27				G40				G57						
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額)								※第一表の⑦欄へ						
G11		G28				G41				G58						
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額)				※⑩E欄へ				※⑩E欄へ				G59		
G12		G29				G42				G60						
差引税額 (②+③-⑦)		⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額)				※⑫E欄へ				※⑫E欄へ				G61		
G13		G30				G43				G62						
合計差引税額 (⑨-⑧)		⑩								※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ				G63		
G14		G31				G44				G64						
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額		⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)								⑮D欄と⑮E欄の合計金額				G65	
	G15		G32				G45				G66					
差引税額		⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)								⑮D欄と⑮E欄の合計金額				G67		
G16		G33				G46				G68						
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額)								※第二表の㉖欄へ				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉗欄へ		
G17		G34				G47				G69						
譲渡 割 額	還付額		⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)								⑮E欄×22/78				G70	
	G18		G35				G48				G71					
納税額		⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)								⑮E欄×22/78				G72		
G19		G36				G49				G73						
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯								※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ				G74		
G20		G37				G50				G75						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間		元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04				
項目												旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	
												円	円	円	円	
課税売上額(税抜き)		①										(付表2-2の①X欄の金額)				
免税売上額		②														
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額		③														
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)		④													※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の④X欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)		⑤														
非課税売上額		⑥														
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)		⑦													※第一表の⑭欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ	
課税売上割合(④/⑦)		⑧													※付表2-2の⑧X欄へ % ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		⑨										(付表2-2の⑨X欄の金額)				
課税仕入れに係る消費税額		⑩										(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑩D欄×6.24/108)	(⑩E欄×7.8/110)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額		⑪										(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額		⑫										(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑫E欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額		⑬										(付表2-2の⑬X欄の金額)				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額		⑭										(付表2-2の⑭X欄の金額)				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)		⑮										(付表2-2の⑮X欄の金額)				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)		⑯										(付表2-2の⑯X欄の金額)				
課税5課95税億税%売円売未上満上超割の高又場合がはが合控除調税額整差引	個別対応方式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの										(付表2-2の⑰X欄の金額)				
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの										(付表2-2の⑱X欄の金額)				
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕										(付表2-2の⑲X欄の金額)				
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)										(付表2-2の⑳X欄の金額)				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額		⑳										(付表2-2の㉑X欄の金額)				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額		㉒										(付表2-2の㉒X欄の金額)				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額		㉓										(付表2-2の㉓X欄の金額)				
控除対象仕入税額〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時		㉔										(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ		
控除過大調整税額〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時		㉕										(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		
貸倒回収に係る消費税額		㉖										(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易



課税期間		元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04			
N01															
N02															
区 分		旧 税 率 分 小 計 X				税率 6.24 % 適用分 D				税率 7.8 % 適用分 E				合 計 F (X+D+E)	
課 税 標 準 額		(付表4-2の①X欄の金額) 円				円				円				※第二表の①欄へ 円	
G01		000				G16				000				G41 000	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額		(付表4-2の①-X欄の金額)				※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ	
G02						G17				G27				G42	
消 費 税 額		(付表4-2の②X欄の金額)				※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑤欄へ				※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑥欄へ				※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑩欄へ	
G03						G18				G28				G43	
貸倒回収に係る消費税額		(付表4-2の③X欄の金額)				※付表5-1の②D欄へ				※付表5-1の②E欄へ				※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ	
G04						G19				G29				G44	
控 除 税 額	控除対象仕入税額	(付表4-2の④X欄の金額)				(付表5-1の⑤D欄又は⑤D欄の金額)				(付表5-1の⑤E欄又は⑤E欄の金額)				(付表5-1の⑤F欄又は⑤F欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	G05					G20				G30				G45	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	(付表4-2の⑤X欄の金額)				※付表5-1の③D欄へ				※付表5-1の③E欄へ				※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑩欄へ	
	G06					G21				G31				G46	
税 額	貸倒れに係る税額	(付表4-2の⑥X欄の金額)								G32				※第一表の⑥欄へ	
	G07					G22				G32				G47	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)		(付表4-2の⑦X欄の金額)								G33				※第一表の⑦欄へ	
	G08					G23				G33				G48	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)		(付表4-2の⑧X欄の金額)				※⑩E欄へ				※⑩E欄へ				G49	
G09						G24				G34				G49	
差 引 税 額 (②+③-⑦)		(付表4-2の⑨X欄の金額)				※⑩E欄へ				※⑩E欄へ				G50	
G10						G25				G35				G50	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)		/				/				/				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
G51		/				/				/				G51	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準	控除不足還付税額	(付表4-2の⑪X欄の金額)				/				(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)				G52	
	G11					/				G36				G52	
差 引 税 額		(付表4-2の⑫X欄の金額)				/				(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)				G53	
	G12					/				G37				G53	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪)		(付表4-2の⑬X欄の金額)				/				※第二表の⑫欄へ				※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ ※第二表の⑫欄へ	
G13						/				G38				G54	
譲 渡 割 額	還 付 額	(付表4-2の⑭X欄の金額)				/				(⑩E欄×22/78)				G55	
	G14					/				G39				G55	
納 税 額		(付表4-2の⑮X欄の金額)				/				(⑩E欄×22/78)				G56	
	G15					/				G40				G56	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)		/				/				/				※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑭欄へ	
G57		/				/				/				G57	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 付表4-2を作成してから、この付表を作成します。



付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	元号	年	月	日	~	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
	N01					N02					

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に課する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円	(付表4-1の②D欄の金額) 円	(付表4-1の②E欄の金額) 円	(付表4-1の②F欄の金額) 円
G01		G05	G09	G13
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
G02		G06	G10	G14
売上対価の返還等に 係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の④D欄の金額)	(付表4-1の④E欄の金額)	(付表4-1の④F欄の金額)
G03		G07	G11	G15
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④	(付表5-2の④X欄の金額)	G08	G12	G16
G04				

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 G17	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ	※付表4-1の④E欄へ	※付表4-1の④F欄へ
1:90%、2:80% ← 3:70%、4:60% 5:50%、6:40%		G18	G19	G20
			G21	

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上割合
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円				
G22		G29	G36	G43	
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)	G30	G37	※第一表「事業区分」欄へ	%
G23				G44	C01
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)	G31	G38	※ "	C02
G24				G45	
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)	G32	G39	※ "	C03
G25				G46	
第 四 種 事 業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)	G33	G40	※ "	C04
G26				G47	
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)	G34	G41	※ "	C05
G27				G48	
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)	G35	G42	※ "	C06
G28				G49	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円			
G50		G57	G64	G71
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)	G58	G65	G72
G51				
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)	G59	G66	G73
G52				
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)	G60	G67	G74
G53				
第 四 種 事 業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額)	G61	G68	G75
G54				
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)	G62	G69	G76
G55				
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)	G63	G70	G77
G56				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。



(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額) 円	円	円	円
	G01	G02	G03	G04

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\begin{matrix} \textcircled{7}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{8}F/\textcircled{6}F \\ \textcircled{9}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{10}F/\textcircled{6}F \\ \textcircled{11}F/\textcircled{6}F \cdot \textcircled{12}F/\textcircled{6}F \end{matrix}}{\geq 75\%} \times \frac{\textcircled{4}}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額) 円	円	円	円
	G06	G07	G08	G09

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{8}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額) 円	円	円
	G10	G25	G40	G55
第一種事業及び第三種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{9}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G11	G26	G41	G56
第一種事業及び第四種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G12	G27	G42	G57
第一種事業及び第五種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G13	G28	G43	G58
第一種事業及び第六種事業 ($\textcircled{7}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G14	G29	G44	G59
第二種事業及び第三種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{9}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G15	G30	G45	G60
第二種事業及び第四種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G16	G31	G46	G61
第二種事業及び第五種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G17	G32	G47	G62
第二種事業及び第六種事業 ($\textcircled{8}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G18	G33	G48	G63
第三種事業及び第四種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{10}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G19	G34	G49	G64
第三種事業及び第五種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G20	G35	G50	G65
第三種事業及び第六種事業 ($\textcircled{9}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G21	G36	G51	G66
第四種事業及び第五種事業 ($\textcircled{10}F + \textcircled{11}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G22	G37	G52	G67
第四種事業及び第六種事業 ($\textcircled{10}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G23	G38	G53	G68
第五種事業及び第六種事業 ($\textcircled{11}F + \textcircled{12}F$) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$	$\frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	(付表5-2の②X欄の金額)		
	G24	G39	G54	G69

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(⑳～㉟)の内から選択した金額	(付表5-2の②X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ 円	※付表4-1の④E欄へ 円	※付表4-1の④F欄へ 円
	G70	G71	G72	G73

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

「控除対象仕入税額等の計算表」

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。
- (3) 付表5-2を作成してから、この付表を作成します。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般



〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	
区 分		税率3%適用分 A				税率4%適用分 B				税率6.3%適用分 C		旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額		円				円				円		円
①		000				000				000		000
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の②欄へ				※第二表の③欄へ				※第二表の④欄へ		※付表1-1の①-X欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑧欄へ				※付表1-1の①-2X欄へ		
①-2												
消費税額		※第二表の⑫欄へ				※第二表の⑬欄へ				※第二表の⑭欄へ		※付表1-1の②X欄へ
②												
控除過大調整税額		(付表2-2の⑮・⑯A欄の合計金額)				(付表2-2の⑮・⑯B欄の合計金額)				(付表2-2の⑮・⑯C欄の合計金額)		※付表1-1の③X欄へ
③												
控除対象仕入税額		(付表2-2の⑳A欄の金額)				(付表2-2の⑳B欄の金額)				(付表2-2の⑳C欄の金額)		※付表1-1の④X欄へ
④												
返還等対価に係る税額												※付表1-1の⑤X欄へ
⑤												
⑤-1 売上げの返還等対価に係る税額												※付表1-1の⑤-1X欄へ
⑤-1												
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑧欄へ				※付表1-1の⑤-2X欄へ		
⑤-2												
貸倒れに係る税額												※付表1-1の⑥X欄へ
⑥												
控除税額小計 (④+⑤+⑥)												※付表1-1の⑦X欄へ
⑦												
控除不足還付税額 (⑦-②-③)						※⑩B欄へ				※⑩C欄へ		※付表1-1の⑧X欄へ
⑧												
差引税額 (②+③-⑦)						※⑪B欄へ				※⑪C欄へ		※付表1-1の⑨X欄へ
⑨												
合計差引税額 (⑨-⑧)												
⑩												
地方消費税の課税標準となる消費税額の控除不足還付税額						(⑧B欄の金額)				(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑩X欄へ
⑪												
差引税額						(⑨B欄の金額)				(⑨C欄の金額)		※付表1-1の⑪X欄へ
⑫												
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)						※第二表の⑱欄へ				※第二表の⑲欄へ		※付表1-1の⑬X欄へ
⑬												
譲渡還付額						(⑩B欄×25/100)				(⑩C欄×17/63)		※付表1-1の⑭X欄へ
⑭												
割納税額						(⑪B欄×25/100)				(⑪C欄×17/63)		※付表1-1の⑮X欄へ
⑮												
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)												
⑯												

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ①－2欄及び⑤－2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (3) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表1－1を作成します。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般



課税期間		元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04			
N01							N02								
区 分		税率3%適用分 A				税率4%適用分 B				税率6.3%適用分 C			旧税率分小計 X (A+B+C)		
課税標準額		円				円				円			※付表1-1の①X欄へ 円		
①		G01	000			G12	000			G28	000		G46	000	
内 訳	課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②欄へ				※第二表の③欄へ				※第二表の④欄へ			※付表1-1の①-1X欄へ		
	①	G02				G13				G29			G47		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑧欄へ				※付表1-1の①-2X欄へ					
①									G30			G48			
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ				※第二表の⑬欄へ				※第二表の⑭欄へ			※付表1-1の②X欄へ		
G03				G14				G31			G49				
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑳・㉔A欄の合計金額)				(付表2-2の⑳・㉔B欄の合計金額)				(付表2-2の⑳・㉔C欄の合計金額)			※付表1-1の③X欄へ		
G04				G15				G32			G50				
控 除 税 額	控除対象仕入税額	(付表2-2の㉖A欄の金額)				(付表2-2の㉖B欄の金額)				(付表2-2の㉖C欄の金額)			※付表1-1の④X欄へ		
	④	G05				G16				G33			G51		
	返還等対価に係る税額												※付表1-1の⑤X欄へ		
	⑤	G06				G17				G34			G52		
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額												※付表1-1の⑤-1X欄へ		
	⑤ 1	G07				G18				G35			G53		
	⑤ 2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。								※付表1-1の⑤-2X欄へ					
⑤ 2									G36			G54			
貸倒れに係る税額	⑥	G08				G19				G37			G55	※付表1-1の⑥X欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G09				G20				G38			G56	※付表1-1の⑦X欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧					※⑩B欄へ				※⑩C欄へ			※付表1-1の⑧X欄へ		
G10				G21				G39			G57				
差引税額 (②+③-⑦)	⑨					※⑫B欄へ				※⑫C欄へ			※付表1-1の⑨X欄へ		
G11				G22				G40			G58				
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩														
地方となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額					(⑧B欄の金額)				(⑧C欄の金額)			※付表1-1の⑩X欄へ		
	⑪	G23				G41				G59					
差引税額	⑫					(⑨B欄の金額)				(⑨C欄の金額)			※付表1-1の⑫X欄へ		
G24				G42				G60							
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬					※第二表の⑳欄へ				※第二表の㉑欄へ			※付表1-1の⑬X欄へ		
G25				G43				G61							
譲渡還付額	⑭					(⑩B欄×25/100)				(⑩C欄×17/63)			※付表1-1の⑭X欄へ		
	G26				G44				G62						
割納税額	⑮					(⑫B欄×25/100)				(⑫C欄×17/63)			※付表1-1の⑮X欄へ		
	G27				G45				G63						
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯														

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ①－2欄及び⑤－2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (3) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表1－1を作成します。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間	元号				年				月				日				氏名又は名称	F04	
	元	号	年	月	日	元	号	年	月	日	元	号	年	月	日				
項目																税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X
																A	B	C	(A+B+C)
課税売上額(税抜き) ①																円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免税売上額 ②																			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③																			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④																			(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤																			
非課税売上額 ⑥																			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦																			(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦) ⑧																			(付表2-1の⑧F欄の割合) % ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨																			※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額 ⑩																(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪																※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫																		(⑩C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額 ⑬																			※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭																			※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮																			※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯																			※付表2-1の⑯X欄へ
課5課95 税税% 売売未 上上満 超割の 高又合 がはが合	個別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰																	※付表2-1の⑰X欄へ
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑱																	※付表2-1の⑱X欄へ
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)] ⑲																	※付表2-1の⑲X欄へ
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦) ⑳																	※付表2-1の㉑X欄へ
控 除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑																		※付表2-1の㉒X欄へ
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒																		※付表2-1の㉓X欄へ
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓																		※付表2-1の㉔X欄へ
差 引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時 ㉔															※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
	控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時 ㉕															※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ㉖																※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R2.4.1以後終了課税期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表2-1を作成します。
- (3) ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載します。
- (4) ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除きます。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (5) 上記(4)に該当する場合には、⑩又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る消費} \\ \text{税額⑩} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る支払対価} \\ \text{の額（仕入対価の返還等の} \\ \text{金額を控除する前の税込金} \\ \text{額）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \frac{3}{103} \text{ 又は } \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{仕入対価の返還等の金} \\ \text{額（税込み）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \frac{3}{103} \text{ 又は } \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入れに係る消費} \\ \text{税額⑪} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特} \\ \text{定課税仕入対価の返還等の金額を控除す} \\ \text{る前の支払対価の額）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \frac{6.3}{100} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \\ \text{の額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \frac{6.3}{100} \end{array} \right]$$

- (6) ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間	元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04					
	N01				~	N02									
項 目											税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X	
											A	B	C	(A+B+C)	
											円			円	
課税売上額(税抜き)	①										G01	G19	G37	G58	
	免税売上額											②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額											③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)											④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)											⑤				G59
非課税売上額											⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)											⑦				(付表2-1の⑥F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)											⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合)
											C01		%	※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)											G02	G20	G38	G61	
課税仕入れに係る消費税額											G03	G21	G39	G62	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)											G04	G22	G40	G63	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額											G05	G23	G41	G64	
特定課税仕入れに係る支払対価の額											※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		G42	G65	
特定課税仕入れに係る消費税額											(⑩C欄×6.3/100)		G43	G66	
課税貨物に係る消費税額													G44	G67	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額											G06	G24	G45	G68	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)											G07	G25	G46	G69	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)											G08	G26	G47	G70	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	個別対応方式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの									G09	G27	G48	G71	
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの									G10	G28	G49	G72	
高又は合場	個別対応方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+(⑳×④/⑦))									G11	G29	G50	G73	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)									G12	G30	G51	G74	
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額										G13	G31	G52	G75	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額										G14	G32	G53	G76	
差引	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額										G15	G33	G54	G77	
	控除対象仕入税額[(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時										G16	G34	G55	G78	
控除過大調整税額	控除対象仕入税額[(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時										G17	G35	G56	G79	
	貸倒回収に係る消費税額										G18	G36	G57	G80	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のA欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨、⑩及び⑪欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 5 ⑩及び⑪欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載します。
- (3) ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (4) 上記(3)に該当する場合、⑩、⑫及び⑭欄には、仕入対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記入します。
- (5) ⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (6) この付表を作成してから、付表2-1を作成します。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

簡易



課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04						
		N01			~	N02											
区 分		税率3%適用分 A			税率4%適用分 B			税率6.3%適用分 C			旧税率分小計 X (A+B+C)						
課税標準額 ①		円			円			円			※付表4-1の①X欄へ 円						
		G01	000			G11	000			G26	000			G41	000		
課税資産の譲渡等の対価の額 ①		※第二表の②欄へ			※第二表の③欄へ			※第二表の④欄へ			※付表4-1の①-1X欄へ						
		G02				G12				G27				G42			
消費税額 ②		※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑫欄へ			※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑬欄へ			※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑭欄へ			※付表4-1の②X欄へ						
		G03				G13				G28				G43			
貸倒回収に係る消費税額 ③		※付表5-2の②A欄へ			※付表5-2の②B欄へ			※付表5-2の②C欄へ			※付表4-1の③X欄へ						
		G04				G14				G29				G44			
控除対象仕入税額 ④		(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)			(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)			(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)			※付表4-1の④X欄へ						
		G05				G15				G30				G45			
返還等対価に係る税額 ⑤		※付表5-2の③A欄へ			※付表5-2の③B欄へ			※付表5-2の③C欄へ			※付表4-1の⑤X欄へ						
		G06				G16				G31				G46			
貸倒れに係る税額 ⑥		G07			G17			G32			※付表4-1の⑥X欄へ						
											G47						
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		G08			G18			G33			※付表4-1の⑦X欄へ						
											G48						
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		G09			※⑩B欄へ			※⑩C欄へ			※付表4-1の⑧X欄へ						
					G19			G34			G49						
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		G10			※⑫B欄へ			※⑫C欄へ			※付表4-1の⑨X欄へ						
					G20			G35			G50						
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩																	
地方と消費の消費の課税標準額					(⑧B欄の金額)			(⑧C欄の金額)			※付表4-1の⑩X欄へ						
控除不足還付税額 ⑪					G21			G36			G51						
差引税額 ⑫					(⑨B欄の金額)			(⑨C欄の金額)			※付表4-1の⑫X欄へ						
					G22			G37			G52						
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬					※第二表の②欄へ			※第二表の②欄へ			※付表4-1の⑬X欄へ						
					G23			G38			G53						
譲渡還付額 ⑭					(⑩B欄×25/100)			(⑩C欄×17/63)			※付表4-1の⑭X欄へ						
					G24			G39			G54						
割納税額 ⑮					(⑫B欄×25/100)			(⑫C欄×17/63)			※付表4-1の⑮X欄へ						
					G25			G40			G55						
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯																	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表 4－1 を作成します。

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易



課税期間	N01	元号	年	月	日	～	N02	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
------	-----	----	---	---	---	---	-----	----	---	---	---	--------	-----

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に課する消費税額	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
G01		G05	G09	G13
貸倒回収に係る消費税額	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
G02		G06	G10	G14
売上対価の返還等に係る消費税額	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
G03		G07	G11	G15
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)	G04	G08	G12	※付表5-1の④X欄へ G16

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円
G17		G18	G19	G20
1:90%、2:80% ← 3:70%、4:60% 5:50%、6:40%		G21		

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
G22		G29	G36	G43
第一種事業 (卸売業)	G23	G30	G37	※付表5-1の⑦X欄へ G44
第二種事業 (小売業等)	G24	G31	G38	※付表5-1の⑧X欄へ G45
第三種事業 (製造業等)	G25	G32	G39	※付表5-1の⑨X欄へ G46
第四種事業 (その他)	G26	G33	G40	※付表5-1の⑩X欄へ G47
第五種事業 (サービス業等)	G27	G34	G41	※付表5-1の⑪X欄へ G48
第六種事業 (不動産業)	G28	G35	G42	※付表5-1の⑫X欄へ G49

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
G50		G57	G64	G71
第一種事業 (卸売業)	G51	G58	G65	※付表5-1の⑭X欄へ G72
第二種事業 (小売業等)	G52	G59	G66	※付表5-1の⑮X欄へ G73
第三種事業 (製造業等)	G53	G60	G67	※付表5-1の⑯X欄へ G74
第四種事業 (その他)	G54	G61	G68	※付表5-1の⑰X欄へ G75
第五種事業 (サービス業等)	G55	G62	G69	※付表5-1の⑱X欄へ G76
第六種事業 (不動産業)	G56	G63	G70	※付表5-1の⑲X欄へ G77

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。



(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
		円	円	円	円 ※付表5-1の②X欄へ
$\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \times \text{みなし仕入率}$	⑳	G01	G02	G03	G04

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
		円	円	円	円 ※付表5-1の②X欄へ
$\left(\frac{\text{⑦F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑧F} / \text{⑥F}}{\text{⑨F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑩F} / \text{⑥F}} \right) \geq 75\%$	④ × みなし仕入率	G06	G07	G08	G09
	1:90%、2:80% ← 3:70%、4:60% 5:50%、6:40%				

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
		円	円	円	円 ※付表5-1の②X欄へ
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	⑳ G10	㉑ G25	G40	G55
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	㉒ G11	G26	G41	G56
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㉓ G12	G27	G42	G57
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㉔ G13	G28	G43	G58
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㉕ G14	G29	G44	G59
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	㉖ G15	G30	G45	G60
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㉗ G16	G31	G46	G61
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㉘ G17	G32	G47	G62
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㉙ G18	G33	G48	G63
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	㉚ G19	G34	G49	G64
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㉛ G20	G35	G50	G65
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㉜ G21	G36	G51	G66
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	㉝ G22	G37	G52	G67
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㉞ G23	G38	G53	G68
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	㉟ G24	G39	G54	G69

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
	円 ※付表4-2の④A欄へ	円 ※付表4-2の④B欄へ	円 ※付表4-2の④C欄へ	円 ※付表5-1の②X欄へ
選択可能な計算式区分(⑳～㉟)の内から選択した金額	㉟ G70	G71	G72	G73

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

「控除対象仕入税額等の計算表」

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。
- (3) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表5-1を作成します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般



課税期間		元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04			
区 分		税率 6.24 % 適用分 A					税率 7.8 % 適用分 B					合 計 C (A+B)			
課 税 標 準 額 ①		円					円					※第二表の①欄へ 円			
		000					000					000			
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ					※第二表の⑥欄へ					※第二表の⑦欄へ			
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。					※第二表の⑨欄へ					※第二表の⑩欄へ			
消 費 税 額 ②		※第二表の⑬欄へ					※第二表の⑭欄へ					※第二表の⑮欄へ			
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表2-3の㉔・㉕A欄の合計金額)					(付表2-3の㉔・㉕B欄の合計金額)					※第一表の③欄へ			
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		(付表2-3の㉖A欄の金額)					(付表2-3の㉖B欄の金額)					※第一表の④欄へ			
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤												※第二表の⑰欄へ			
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額												※第二表の⑱欄へ			
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。										※第二表の⑲欄へ			
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥												※第一表の⑥欄へ			
控 除 税 額 小 計 ⑦ (④+⑤+⑥)												※第一表の⑦欄へ			
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧ (⑦-②-③)												※第一表の⑧欄へ			
差 引 税 額 ⑨ (②+③-⑦)												※第一表の⑨欄へ 00			
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額		控 除 不 足 還 付 税 額 ⑩ (⑧)												※第一表の⑰欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ	
		差 引 税 額 ⑪ (⑨)												※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉑及び㉒欄へ 00	
還 付 額 ⑫												(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ			
割 納 税 額 ⑬												(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ 00			

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ①-2欄及び⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般



課税期間		元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04		
N01						~	N02						
区 分		税率 6.24 % 適用分 A				税率 7.8 % 適用分 B				合 計 C (A+B)			
課 税 標 準 額 ①		円				円				※第二表の①欄へ 円			
G01		000				G10				000			
内 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ①	①		※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ		
	G02						G11				G22		
	①		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑩欄へ						
	G03						G12				G23		
消 費 税 額 ②	②		※第二表の⑮欄へ				※第二表の⑯欄へ				※第二表の⑰欄へ		
	G03						G13				G24		
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表2-3の㉔・㉕A欄の合計金額)				(付表2-3の㉔・㉕B欄の合計金額)				※第一表の③欄へ			
G04						G14				G25			
控 除 税 額 ④	④		(付表2-3の㉖A欄の金額)				(付表2-3の㉖B欄の金額)				※第一表の④欄へ		
	G05						G15				G26		
	⑤										※第二表の⑰欄へ		
	G06						G16				G27		
	⑤										※第二表の⑱欄へ		
	G07						G17				G28		
内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	⑤		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑲欄へ						
	G08						G18				G29		
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	⑥										※第一表の⑥欄へ		
	G08						G19				G30		
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	⑦										※第一表の⑦欄へ		
	G09						G20				G31		
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧										※第一表の⑧欄へ			
G32										G32			
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨										※第一表の⑨欄へ			
G33										G33			
地 準 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額 ⑩	⑩										※第一表の⑰欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉔及び㉕欄へ		
	G34										G34		
差 引 税 額 (⑨) ⑪	⑪										※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉔及び㉕欄へ		
	G35										G35		
還 付 額 ⑫	⑫										(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ		
	G36										G36		
割 納 税 額 ⑬	⑬										(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ		
	G37										G37		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ①-2欄及び⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般



課税期間	元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04			
	～							税率 6.24 % 適用分			税率 7.8 % 適用分	合計	
項目										A	B	C	
										円	円	円	
課税	課税売上額（税抜き）									①			
	免税売上額									②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額									③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）									④			※第一表の⑬欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）									⑤				
非課税売上額									⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）									⑦			※第一表の⑯欄へ	
課税売上割合（④/⑦）									⑧			% ※端数切捨て	
課税	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）									⑨			
	課税仕入れに係る消費税額									⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額									⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額									⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額									⑬				
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額									⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬±⑭）									⑮				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）									⑯				
課税	5課95税億%	個別対応方式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの						⑰				
			⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの						⑱				
課税	5課95税億%	個別対応方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑰+⑱×④/⑦）						⑲				
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑮×④/⑦）						⑳				
課税	5課95税億%	個別対応方式	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額						㉑				
			調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額						㉒				
			居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額						㉓				
課税	5課95税億%	個別対応方式	控除対象仕入税額						㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ		
			[(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時										
課税	5課95税億%	個別対応方式	控除過大調整税額						㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
			[(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時										
貸倒回収に係る消費税額									㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨及び⑫欄は、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R2.4.1以後終了課税期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨、⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除きます。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩又は⑫欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\begin{aligned} \text{課税仕入れに係る消費税額⑩} &= \left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る支払} \\ \text{対価の額(仕入対価の返} \\ \text{還等の金額を控除する} \\ \text{前の税込金額)} \end{array} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{仕入対価の} \\ \text{返還等の金} \\ \text{額(税込み)} \end{array} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right] \\ \\ \text{特定課税仕入れに係る消費税額⑫} &= \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額} \\ \text{(特定課税仕入対価の返還等の金額を} \\ \text{控除する前の支払対価の額)} \end{array} \times \frac{7.8}{100} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入対価の返還等} \\ \text{の金額} \end{array} \times \frac{7.8}{100} \right] \end{aligned}$$

- (4) ⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。



付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税 期間	元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は 名称	F04	税率 6.24 % 適用分			税率 7.8 % 適用分			合 計	
	N01				~	N02							A	B	(A+B)	C		
項 目											円			円			円	
課税 期間	課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①										G01		G20		G41			
	免 税 売 上 額 ②																G42	
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③																G43	
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④																※第一表の①欄へ	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤										G44								
非 課 税 売 上 額 ⑥																G45		
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦																G46		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧																G47		
																C01		%
課税 期間	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨										G02		G21		G48			
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩										G03		G22		G49			
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑪										G04		G23		G50			
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額 ⑫										G05		G24		G51			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬																G25	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭																(⑬B欄×7.8/100)	
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮										G06		G27		G53			
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯										G07		G28		G54			
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯) ⑰										G08		G29		G55			
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額) ⑱										G09		G30		G56			
課5課95 税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは 合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲										G10		G31		G57			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑳										G11		G32		G58			
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕 ㉑										G12		G33		G59			
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰×④/⑦) ㉒										G13		G34		G60			
控 除 調 整 額	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓										G14		G35		G61			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔										G15		G36		G62			
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕										G16		G37		G63			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑱、㉑)又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がプラスの時 ㉖										※付表1-3の④A欄へ			※付表1-3の④B欄へ			G64	
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑱、㉑)又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がマイナスの時 ㉗										※付表1-3の⑤A欄へ			※付表1-3の⑤B欄へ			G65	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘										※付表1-3の⑥A欄へ			※付表1-3の⑥B欄へ			G66		
										G17		G38		G67				
										G18		G39						
										G19		G40						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨、⑩及び⑬には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑩及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。(R5.10.1以後終了課税期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合、⑩、⑫及び⑭欄には、仕入対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記入します。
- (4) ⑬及び⑭欄は、課税売上割合が 95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易



課税期間		元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04
N01						~ N02					
区 分		税率 6.24 % 適用分 A				税率 7.8 % 適用分 B				合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額 ①		円				円				※第二表の①欄へ 円	
G01		000				G09				000	
G17										000	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 額 の 対 価 の 額 ①		※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ	
G02						G10				G18	
消 費 税 額 ②		※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑮欄へ				※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑯欄へ				※付表5-3の①C欄へ ※第二表の⑰欄へ	
G03						G11				G19	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③		※付表5-3の②A欄へ				※付表5-3の②B欄へ				※付表5-3の②C欄へ ※第一表の③欄へ	
G04						G12				G20	
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		(付表5-3の⑤A欄又は⑥A欄の金額)				(付表5-3の⑤B欄又は⑥B欄の金額)				(付表5-3の⑤C欄又は⑥C欄の金額) ※第一表の④欄へ	
G05						G13				G21	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		※付表5-3の③A欄へ				※付表5-3の③B欄へ				※付表5-3の③C欄へ ※第二表の⑰欄へ	
G06						G14				G22	
税 貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥						G15				※第一表の⑥欄へ G23	
控 除 税 額 小 計 ⑦ (④+⑤+⑥)		G08				G16				※第一表の⑦欄へ G24	
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧ (⑦-②-③)										※第一表の⑧欄へ G25	
差 引 税 額 ⑨ (②+③-⑦)										※第一表の⑨欄へ G26	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額 ⑩ 控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)										※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ G27	
差 引 税 額 ⑪ (⑨)										※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑳及び㉑欄へ G28	
還 付 額 ⑫										⑳C欄×22/78 ※第一表の⑰欄へ G29	
割 納 税 額 ⑬										⑳C欄×22/78 ※第一表の⑱欄へ G30	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易



課税期間	N01	元号	年	月	日	~	N02	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
------	-----	----	---	---	---	---	-----	----	---	---	---	--------	-----

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額に 対する消費税額	①	(付表4-3の②A欄の金額) 円		(付表4-3の②B欄の金額) 円		(付表4-3の②C欄の金額) 円	
貸倒回収に 係る消費税額	②	(付表4-3の③A欄の金額)		(付表4-3の③B欄の金額)		(付表4-3の③C欄の金額)	
売上対価の返還等 に係る消費税額	③	(付表4-3の④A欄の金額)		(付表4-3の④B欄の金額)		(付表4-3の④C欄の金額)	
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)	④	G04		G08		G12	

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
④ × みなし仕入率	G13	※付表4-3の④A欄へ 1:90%, 2:80% ← 3:70%, 4:60% 5:50%, 6:40%		※付表4-3の④B欄へ		※付表4-3の④C欄へ	
		G14		G15		G16	

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)		売上割合	
事業区分別の合計額	⑥	円		円		円		%	
第一種事業 (卸売業)	⑦	G17		G24		G31		C01	
第二種事業 (小売業等)	⑧	G18		G25		G32		C02	
第三種事業 (製造業等)	⑨	G19		G26		G33		C03	
第四種事業 (その他)	⑩	G20		G27		G34		C04	
第五種事業 (サービス業等)	⑪	G21		G28		G35		C05	
第六種事業 (不動産業)	⑫	G22		G29		G36		C06	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
事業区分別の合計額	⑬	円		円		円	
第一種事業 (卸売業)	⑭	G38		G45		G52	
第二種事業 (小売業等)	⑮	G39		G46		G53	
第三種事業 (製造業等)	⑯	G40		G47		G54	
第四種事業 (その他)	⑰	G41		G48		G55	
第五種事業 (サービス業等)	⑱	G42		G49		G56	
第六種事業 (不動産業)	⑲	G43		G50		G57	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑳欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。



(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
	円		円		円	
$\frac{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}{\textcircled{13}}$ $\frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}}$	⑳	G01	G02	G03		

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
	円		円		円	
$\frac{\left(\frac{\textcircled{7C} + \textcircled{8C} + \textcircled{9C} + \textcircled{10C} + \textcircled{11C}}{\textcircled{6C}} \right) \geq 75\%}{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}$ $\frac{\textcircled{7C} + \textcircled{8C} + \textcircled{9C} + \textcircled{10C} + \textcircled{11C}}{\textcircled{6C}} \geq 75\%$ 1:90%、2:80%、3:70% 4:60%、5:50%、6:40%	㉑	G04	G05	G06	G07	

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
	円		円		円	
第一種事業及び第二種事業 ($\textcircled{7C} + \textcircled{8C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$	㉒	G08	G23	G38	
第一種事業及び第三種事業 ($\textcircled{7C} + \textcircled{9C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	㉓	G09	G24	G39	
第一種事業及び第四種事業 ($\textcircled{7C} + \textcircled{10C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉔	G10	G25	G40	
第一種事業及び第五種事業 ($\textcircled{7C} + \textcircled{11C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉕	G11	G26	G41	
第一種事業及び第六種事業 ($\textcircled{7C} + \textcircled{12C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉖	G12	G27	G42	
第二種事業及び第三種事業 ($\textcircled{8C} + \textcircled{9C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$	㉗	G13	G28	G43	
第二種事業及び第四種事業 ($\textcircled{8C} + \textcircled{10C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉘	G14	G29	G44	
第二種事業及び第五種事業 ($\textcircled{8C} + \textcircled{11C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉙	G15	G30	G45	
第二種事業及び第六種事業 ($\textcircled{8C} + \textcircled{12C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉚	G16	G31	G46	
第三種事業及び第四種事業 ($\textcircled{9C} + \textcircled{10C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$	㉛	G17	G32	G47	
第三種事業及び第五種事業 ($\textcircled{9C} + \textcircled{11C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉜	G18	G33	G48	
第三種事業及び第六種事業 ($\textcircled{9C} + \textcircled{12C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉝	G19	G34	G49	
第四種事業及び第五種事業 ($\textcircled{10C} + \textcircled{11C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$	㉞	G20	G35	G50	
第四種事業及び第六種事業 ($\textcircled{10C} + \textcircled{12C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㉟	G21	G36	G51	
第五種事業及び第六種事業 ($\textcircled{11C} + \textcircled{12C}$) / $\textcircled{6C} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$	㊱	G22	G37	G52	

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)	
	円		円		円	
選択可能な計算式区分(㉒～㊱) の内から選択した金額	㉟	G53	G54	G55		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。

付表6 税率別消費税額計算表

[小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

特別



課税期間	元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
N01						N02					

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税資産の譲渡等 の対価の額 ①	①	※第二表の⑤欄へ 円 ※第二表の⑥欄へ 円		※第二表の⑦欄へ 円
	G01		G09	G17
課税標準額 ②	②	①A欄(千円未満切捨て)		①B欄(千円未満切捨て) ※第二表の⑩欄へ
	G02	000	G10 000	G18 000
課税標準額に 対する消費税額 ③	③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑤欄へ		(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑥欄へ ※第二表の⑪欄へ
	G03		G11	G19
貸倒回収に係る消費税額 ④	④			※第一表の③欄へ
	G04		G12	G20
売上対価の返還等 に係る消費税額 ⑤	⑤			※第二表の⑬、⑭欄へ
	G05		G13	G21
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (③ + ④ - ⑤) ⑥	⑥			
	G06		G14	G22

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
特別控除税額 (⑥ × 80 %) ⑦	⑦			※第一表の④欄へ
	G07		G15	G23

III 貸倒れに係る税額

項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧	⑧			※第一表の⑥欄へ
	G08		G16	G24

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「税率別消費税額計算表」

〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）又は消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 51 条の 2 第 1 項《適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置》の規定（2 割特例）の適用を受ける場合に使用し、申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

なお、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合には、この付表によらず、付表 4－1 「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 4－2 「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 5－1 「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」及び付表 5－2 「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」を申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。



付表7 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書

自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日
	N01					N02			

の課税期間分

1 死亡した事業者の納税地・氏名等																										
納税地		F06	(フリガナ)		F03	氏名		F04	死亡年月日		N03	元号	年	月	日											
2 事業承継の有無等(有の場合には以下に事業承継者の情報を記載してください。)																										
事業承継の有無		住所等		E01	(フリガナ)		E02	その他参考事項																		
1:有	G01	電話番号		T01	氏名		E03	E04																		
2:無																										
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)										相続人等の代表者の氏名		E05														
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右欄に「1」を記載してください。)										1:有		G02														
5 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額																										
納める消費税及び地方消費税の合計額		円		① G03		00		還付される消費税及び地方消費税の合計額		円		④ G06														
①のうち消費税		② G04		00		④のうち消費税		⑤ G07																		
①のうち地方消費税		③ G05		00		④のうち地方消費税		⑥ G08																		
6 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額(相続を放棄した人は記入の必要はありません。)																										
相続人等に関する事項	住所又は居所		E06	E11		E16		E21																		
	(フリガナ)		E07	E12		E17		E22																		
	氏名		E08	E13		E18		E23																		
	個人番号		G09	G20		G31		G42																		
	職業及び続柄		職業		E09	続柄		E10	職業		E14	続柄		E15	職業		E19	続柄		E20	職業		E24	続柄		E25
	生年月日		元号		年	月	日	元号		年	月	日	元号		年	月	日	元号		年	月	日				
	電話番号		T02	-		-		T03	-		-		T04	-		-		T05	-		-					
	相続分		1:法定、2:指定		G10	1:法定、2:指定		G21	1:法定、2:指定		G32	1:法定、2:指定		G43												
	分子		G11		分子		G22		分子		G33		分子		G44											
	分母		G12		分母		G23		分母		G34		分母		G45											
相続財産の価額		円		円		円		円		円		円		円												
G13		G24		G35		G46																				
納付(還付)税額の計算	各人の納付税額		消費税		⑨ G14	00		G25	00		G36	00		G47	00											
			地方消費税		⑩ G15	00		G26	00		G37	00		G48	00											
			計		⑪ G16	00		G27	00		G38	00		G49	00											
		各人の還付税額		消費税		⑫ G17	G28		G39		G50															
				地方消費税		⑬ G18	G29		G40		G51															
				計		⑭ G19	G30		G41		G52															
還付される税金の受取場所	銀行等(ゆうちょ以外)		金融機関名		Z01	Z09		Z17		Z25																
			金融機関区分		Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協		Z10	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協		Z18	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協		Z26	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協											
			支店名		Z03	Z11		Z19		Z27																
			本支店区分		Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所		Z12	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所		Z20	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所		Z28	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所											
			預金種類		Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他		Z13	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他		Z21	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他		Z29	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他											
			口座番号		Z06	Z14		Z22		Z30																
ゆうちょ銀行		窓口受取		Z07	郵便局		Z15	郵便局		Z23	郵便局		Z31	郵便局												
		記号番号		Z08	-		Z16	-		Z24	-		Z32	-												
税務署整理欄		番号確認		身元確認		番号確認		身元確認		番号確認		身元確認		番号確認		身元確認										

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て/⑫・⑬欄は、各人の1円未満の端数切捨て

死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書の記載要領等

- 1 表題の下には、確定申告書に記載した課税期間の開始年月日及び終了年月日を記載します。
- 2 「2 事業承継の有無等」欄は、事業承継がある場合に記載をします。なお、「事業承継の有無」欄は、事業承継がある場合には「1」を記載し、事業承継者の住所又は居所、氏名及びその他参考となる事項等を記載します。
- 3 「3 相続人等の代表者の指定」欄には、代表者を指定する場合にその代表者の氏名を記載します。
- 4 「4 限定承認の有無」欄には、相続人等が限定承認しているときは「1」を記載します。
- 5 「5 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。
 - (1) 申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額②」欄の金額がプラスとなる場合（納付税額がある場合）には、この付表の「納める消費税及び地方消費税の合計額」欄の①欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「①のうち消費税」及び「①のうち地方消費税」欄に記載します。
 - (2) 申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額②」欄の金額がマイナスとなる場合（還付税額がある場合）には、この付表の「還付される消費税及び地方消費税の合計額」欄の④欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「④のうち消費税」及び「④のうち地方消費税」欄に記載します。

(注) 消費税の内訳金額の計算は、申告書の「納付税額①」－（「控除不足還付税額⑧」＋「中間納付還付税額⑫」）の算式によります。
また、地方消費税の内訳金額の計算は、「納付譲渡割額⑫」－（「譲渡割額・還付額⑬」＋「中間納付還付譲渡割額⑭」）の算式によります。
- 6 「6 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。

なお、一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記載してください。

 - (1) 相続人等の「住所又は居所、氏名、個人番号、職業及び続柄、生年月日、電話番号」欄
各相続人の住所又は居所、氏名、個人番号、職業、被相続人との続柄、生年月日及び電話番号をそれぞれ該当欄に記載します。
 - (2) 「相続分⑦」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「1」を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「2」を記載の上、その割合を記載します。
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほか包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を記載してください。
 - (3) 「相続財産の価額⑧」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記載します。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（⑦欄に記入されている各人の割合）を乗じて計算した金額をそれぞれ記載してください。
 - (4) 「各人の納付税額⑨～⑪」欄
上記5の(1)の「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の金額がある場合に記載する欄です。
「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の「①のうち消費税②」欄の金額及び「①のうち地方消費税③」欄の金額に各人の相続分（⑦欄に記載されている各人の割合）を乗じて計算したそれぞれの金額（100円未満の端数は切り捨てます。）を「消費税〔②×⑦〕⑨」欄及び「地方消費税〔③×⑦〕⑩」欄に記載します。
 - (5) 「各人の還付税額⑫～⑭」欄
上記5の(2)の「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の金額がある場合に記載する欄です。
この欄には、「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の「④のうち消費税⑤」欄の金額及び「④のうち地方消費税⑥」欄の金額が、相続人や包括受遺者の協議などにより分割されているときはその分割により請求できる還付金額を記載し、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて計算した金額（1円未満の端数は切り捨てます。）を「消費税〔⑤の分割額〕⑫」欄及び「地方消費税〔⑥の分割額〕⑬」欄に記載します。

(注) 相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この明細書とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。
 - (6) 「還付される税金の受取場所」欄
「納付（還付）税額の計算」欄の「各人の還付税額」欄に記載がある場合に記載する欄です。
この欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号

を該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- この明細書の控えを保管する場合には、その控えには各相続人の個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

この明細書を提出した場合には、「個人事業者の死亡届出書」の提出があったものと取り扱われます。



消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

課税期間	自	N01	元号	年	月	日	住所	F06				
	至	N02	元号	年	月	日		氏名	F04			

1 還付申告となった主な理由

※それぞれ、該当する場合は1を、しない場合は2を記載してください。

1 輸出等の免税取引の割合が高い	G01	2 設備投資（高額な固定資産の購入等）	G02	3 その他	G03
※3「その他」に該当する場合、内容を記載してください。		E01			

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	譲渡年月日等					取引金額等（円）			取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	元号	年	月	日	経理方式	G04	1:税込 2:税抜			
E02	N03				G05			E04	E05	
	※ E03									
E06	N04				G06			E08	E09	
	※ E07									
E10	N05				G07			E12	E13	
	※ E11									
E14	N06				G08			E16	E17	
	※ E15									
E18	N07				G09			E20	E21	
	※ E19									

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、「譲渡年月日」は空欄の上、下段（「※」欄）に「継続」と記載してください。輸出取引等は(2)に記載してください。

(2) 主な輸出取引等の明細（取引金額総額の上位5番目まで記載してください。）

取引先の氏名（名称）		取引先の住所（所在地）			取引金額（円）		主な取引商品等		所轄税関（支署）名		
E22		E23			G10		E24		E25		
E26		E27			G11		E28		E29		
E30		E31			G12		E32		E33		
E34		E35			G13		E36		E37		
E38		E39			G14		E40		E41		
輸出取引等に 利用する	主な金融機関	金融機関名	E42		金融機関区分	G15	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協	預金種類	G16	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	
		支店名	E43		本支店区分	G17	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所	※ゆうちょ銀行の場合は、記号番号			
	主な通関業者	氏名（名称）	E45								
		住所（所在地）	E46								



3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

Table with columns for 区分 (Business Income, Real Estate Income, E01, Income), 決算額 (円) (G01-G11, G14-G20, G23-G32), 課税仕入れ (円) (G03-G12, G15-G21, G24-G33), and 課税仕入高 (円) (G04-G13, G16-G22, G25-G34). Includes summary rows for total taxable purchase price and consumption tax.

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

Table for acquisition of inventory and raw materials. Columns include 資産の種類等, 取得年月日等, 取引金額等 (円), 取引先の登録番号, 取引先の氏名 (名称), and 取引先の住所 (所在地). Rows E02-E22 show acquisition details with asterisks for continuous transactions.

※1 継続的な取引先については、当該課税期間中の取引金額の合計額を記載し、「取得年月日」は空欄の上、下段(「※」欄)に「継続」と記載してください。
※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下(3)において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

Table for acquisition of fixed assets. Columns include 資産の種類等, 取得年月日等, 取引金額等 (円), 取引先の登録番号, 取引先の氏名 (名称), and 取引先の住所 (所在地). Rows E27-E43 show acquisition details.

4 L01 年中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

Table for special circumstances. Row E47 is empty.

「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」の記載要領等

I 使用目的等

この明細書は、事業者が、控除不足還付税額のある消費税及び地方消費税の還付申告書（一般用）を提出する場合に添付して提出してください（規則22③）。

II 各欄の記載要領

1 各欄に共通する事項

金額を記載する欄の金額は円単位で記載してください。また、「取引金額等」欄及び「イ決算額」欄の経理方式については、税込経理であれば「1」、税抜経理であれば「2」を記載してください。

2 「課税期間」欄、「住所」及び「氏名」欄

確定申告書に記載した課税期間、住所及び氏名を記載してください。

3 「還付申告となった主な理由」欄

還付申告となった理由について、それぞれ該当する場合は「1」を、しない場合は「2」を記載してください。なお、その他に該当する場合には、還付の理由（例えば、「期末に多額の棚卸資産を購入したため。」）を簡潔に記載してください。

4 「課税売上げ等に係る事項」欄

(1) 「主な課税資産の譲渡等」欄

イ 当課税期間中の課税資産の譲渡等（輸出取引等の免税取引を除きます。）のうち、取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて上位5番目まで記載してください。なお、非課税取引の記載は不要です。

（注）継続的に課税資産の譲渡等を行っている取引先のものについては、当課税期間中の取引金額の合計額（税抜価額）が100万円以上の場合にその合計額を記載してください。この場合、「取引金額等」欄にはその合計額を記載し、「譲渡年月日等」欄の年月日は記載せず、「※」欄に「継続」と記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、例えば、商品を販売した場合は、その内容（「機械用部品」、「建設機械」等）を記載し、事務所用賃貸物件の貸付けの場合は「事務所貸付け」と記載し、売上対価の返還の場合は「対価の返還」と記載してください。

なお、課税資産の譲渡等に伴う貸倒れについてもこの欄に記載し、「資産の種類等」欄には「貸倒れ」と記載してください。

(2) 「主な輸出取引等の明細」欄

イ 当課税期間中の課税資産の譲渡等（輸出取引等の免税取引に限ります。）のうち、取引金額の合計額の上位5番目までのものを記載してください。

ロ 「主な取引商品等」欄には、例えば、商品を輸出した場合は、その内容（「機械用部品」、「建設機械」等）を記載し、非居住者に対する著作権等の貸付けの場合は「著作権等の貸付け」と記載してください。

ハ 「所轄税関（支署）名」欄は、同一取引先について複数の税関を利用している場合には、そのうちの主なものについて記載してください。

ニ 「主な金融機関」欄には、輸出取引等に利用する金融機関のうち主なものを記載し、「金融機関区分」、「預金種類」、「本店区分」の各欄は、該当する番号をそれぞれ記載してください（ゆうちょ銀行の場合は口座番号欄に記号・番号（又は店番・口座番号）を「〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と「-（ハイフン）」で区切って記載してください。）。

ホ 「主な通関業者」欄には、輸出取引等に利用する通関業者のうち主なものを記載してください。

5 「課税仕入れに係る事項」欄

(1) 「仕入金額等の明細」欄

イ 申告書付表2-1「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表2-2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」又は付表2-3「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「課税仕入れ等の税額の合計額⑰」欄の計算の基礎となった金額の明細を記載してください。

ロ 「所得」欄には、事業所得及び不動産所得以外の所得に係る課税仕入れがある場合に、例えば、「雑所得」などと記載してください。

ハ 「イ 決算額（円）」欄には、所得税の青色申告決算書や収支内訳書、固定資産台帳等から抽出して、それぞれの所得ごとに記載してください。

ニ 「ロ 左のうち課税仕入れにならないもの（円）」欄には、「イ 決算額（円）」欄に記載した金額のうち、消費税が非課税となるもの及び消費税の対象とならないもの（不課税）等課税仕入れにならないものの金額の合計額を記載してください。また、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合には、当該居住用賃貸建物の取得価額を合わせて記載してください。

ホ 「（イーロ）課税仕入高（円）」欄には、「イ 決算額（円）」欄から「ロ 左のうち課税仕入れになら

ないもの（円）」欄の金額を控除した残額を記載してください。

へ 保税地域から引き取った課税貨物の金額は、「イ 決算額（円）」欄に含めて記載するとともに、「ロ 左のうち課税仕入れにならないもの（円）」欄に記載してください。

ト 「課税仕入れ等の税額の合計額⑬」欄には、「課税仕入高の合計額⑫」欄に対する消費税額及び保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された（又は課されるべき）消費税額の合計額を記載してください。この金額は、消費税法第36条《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用がある場合を除いて、付表2-1「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表2-2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」又は付表2-3「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「課税仕入れ等の税額の合計額⑰」欄の金額と一致します（課税仕入れに係る消費税額は、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記載します。）。

(2) 「主な棚卸資産・原材料等の取得」欄

イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の「（イーロ）課税仕入高」欄に記載した棚卸資産及び原材料等の取得のうち、取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて、上位5番目まで記載してください。

（注）継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間中の取引金額の合計額（税抜価額）が100万円以上の場合にその合計額を記載してください。この場合、「取引金額等」欄にはその合計額を記載し、「取得年月日等」欄の年月日は記載せず、「※」欄に「継続」と記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、例えば、棚卸資産や原材料を取得した場合には、その内容（「機械用部品」、「製品原料」等）を記載し、外注費等の役務の提供の対価を支払った場合には、その内容（「加工委託」、「支払手数料」等）を記載してください。

ハ 「取引先の登録番号」欄に、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名（名称）」欄及び「取引先の住所（所在地）」欄の記載を省略しても差し支えありません。

(3) 「主な固定資産等の取得」欄

イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の「（イーロ）課税仕入高」欄に記載した固定資産等の取得のうち、1件当たりの取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて、上位5番目まで記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、取得した資産（店舗の改装等を含む。）について、その資産の種類（例えば、「建物」、「車両」）を記載してください。

ハ 「取引先の登録番号」欄に、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名（名称）」欄及び「取引先の住所（所在地）」欄の記載を省略しても差し支えありません。

6 「年中の特殊事情」欄

当課税期間中の顕著な増減事項等及びその理由（例えば、「多額の売上対価の返還等が発生した。」、「多額の貸倒損失が発生した。」）を記載してください。



消費税の還付申告に関する明細書 (法人用)

課税期間	自	N01	元号	年	月	日	所在地	F06			
	至	N02	元号	年	月	日		名称	F04		

1 還付申告となった主な理由

※該当する場合は1を、しない場合は2を、それぞれ記載してください。

1 輸出等の免税取引の割合が高い	G01	2 設備投資（高額な固定資産の購入等）	G02	3 その他	G03
※3「その他」に該当する場合、内容を記載してください。		E01			

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。）

単位：千円

資産の種類等	譲渡年月日等					取引金額等			取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）	
	元号	年	月	日	※	経理方式	G04	1:税込 2:税抜			
E02	N03				E03	G05			E04	E05	
E06	N04				E07	G06			E08	E09	
E10	N05				E11	G07			E12	E13	
E14	N06				E15	G08			E16	E17	
E18	N07				E19	G09			E20	E21	
E22	N08				E23	G10			E24	E25	
E26	N09				E27	G11			E28	E29	
E30	N10				E31	G12			E32	E33	
E34	N11				E35	G13			E36	E37	
E38	N12				E39	G14			E40	E41	

※ 継続的に課税資産の譲渡を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合、「譲渡年月日」は空欄の上、右欄（「※」欄）に「継続」と記載してください。輸出取引等は(2)に記載してください。

(2) 主な輸出取引等の明細（取引金額総額の上位10番目まで記載してください。）

単位：千円

取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）				取引金額		主な取引商品等		所轄税関（支署）名			
E42	E43				G15		E44		E45			
E46	E47				G16		E48		E49			
E50	E51				G17		E52		E53			
E54	E55				G18		E56		E57			
E58	E59				G19		E60		E61			
E62	E63				G20		E64		E65			
E66	E67				G21		E68		E69			
E70	E71				G22		E72		E73			
E74	E75				G23		E76		E77			
E78	E79				G24		E80		E81			
輸出利用 取引等に 関する	主な金融機関	金融機関名	E82		金融機関区分	G25	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協		預金種類	G26	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	
		支店名	E83		本支店区分	G27	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所		口座番号	E84	※ゆうちょ銀行の場合は、記号番号	
	主な通関業者	氏名（名称）		E85								
		住所（所在地）		E86								



3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位：千円

区分		イ	決算額	経理方式	G01	1:税込 2:税抜	ロ イのうち課税仕入れ にならないもの		(イーロ) 課税仕入高		
損益科目	商品仕入高等	①	G02				G03		G04		
	販売費・一般管理費	②	G05				G06		G07		
	営業外費用	③	G08				G09		G10		
	その他	④	G11				G12		G13		
	小計	⑤	G14				G15		G16		
区分		イ	資産の 取得価額	経理方式	G17	1:税込 2:税抜	ロ イのうち課税仕入れ にならないもの		(イーロ) 課税仕入高		
資産科目	固定資産	⑥	G18				G19		G20		
	繰延資産	⑦	G21				G22		G23		
	その他	⑧	G24				G25		G26		
	小計	⑨	G27				G28		G29		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額					G30			

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

単位：千円

資産の種類等	取得年月日等				取引金額等			取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	元号	年	月	日	経理方式	G31	1:税込 2:税抜			
E01	N01				G32			T E03	E04	E05
	※ E02									
E06	N02				G33			T E08	E09	E10
	※ E07									
E11	N03				G34			T E13	E14	E15
	※ E12									
E16	N04				G35			T E18	E19	E20
	※ E17									
E21	N05				G36			T E23	E24	E25
	※ E22									

※1 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合、「取得年月日」は空欄の上、下段(「※」欄)に「継続」と記載してください。

2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下③において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。)

単位：千円

資産の種類等	取得年月日等				取引金額等			取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	元号	年	月	日	経理方式	G37	1:税込 2:税抜			
E26	N06				G38			T E27	E28	E29
E30	N07				G39			T E31	E32	E33
E34	N08				G40			T E35	E36	E37
E38	N09				G41			T E39	E40	E41
E42	N10				G42			T E43	E44	E45
E46	N11				G43			T E47	E48	E49
E50	N12				G44			T E51	E52	E53
E54	N13				G45			T E55	E56	E57
E58	N14				G46			T E59	E60	E61
E62	N15				G47			T E63	E64	E65

4 当課税期間中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

E66	
-----	--

「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」の記載要領等

I 使用目的等

この明細書は、事業者が、控除不足還付税額のある消費税及び地方消費税の還付申告書（一般用）を提出する場合に添付して提出してください（規則22③）。

II 各欄の記載要領

1 各欄に共通する事項

金額は千円単位（千円未満切捨て）で記載してください。また、「取引金額等」欄、「イ決算額」欄及び「イ資産の取得価額」欄の経理方式については、税込経理であれば「1」、税抜経理であれば「2」を記載してください。

2 「課税期間」欄、「所在地」及び「名称」欄

確定申告書に記載した課税期間、納税地及び法人名を記載してください。

3 「還付申告となった主な理由」欄

還付申告となった理由について、それぞれ該当する場合は「1」を、しない場合は「2」を記載してください。なお、その他に該当する場合には、還付の理由（例えば、「期末に多額の棚卸資産を購入したため。」）を簡潔に記載してください。

4 「課税売上げ等に係る事項」欄

(1) 「主な課税資産の譲渡等」欄

イ 当課税期間中の課税資産の譲渡等（輸出取引等の免税取引を除きます。）のうち、取引金額（税抜価額）が100万円以上のものについて上位10番目まで記載してください。なお、非課税取引の記載は不要です。

（注）継続的に課税資産の譲渡等を行っている取引先のものについては、当課税期間中の取引金額の合計額（税抜価額）が100万円以上の場合にその合計額を記載してください。この場合、「取引金額等」欄にはその合計額を記載し、「譲渡年月日等」欄の年月日は記載せず、「※」欄に「継続」と記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、例えば、商品を販売した場合は、その内容（「機械用部品」、「建設機械」等）を記載し、事務所用賃貸物件の貸付けの場合は「事務所貸付け」と記載し、売上対価の返還の場合は「対価の返還」と記載してください。

なお、課税資産の譲渡等に伴う貸倒れについてもこの欄に記載し、「資産の種類等」欄には「貸倒れ」と記載してください。

(2) 「主な輸出取引等の明細」欄

イ 当課税期間中の課税資産の譲渡等（輸出取引等の免税取引に限ります。）のうち、取引金額の合計額の上位10番目までのものを記載してください。

ロ 「主な取引商品等」欄には、例えば、商品を輸出した場合は、その内容（「機械用部品」、「建設機械」等）を記載し、非居住者に対する著作権等の貸付けの場合は「著作権等の貸付け」と記載してください。

ハ 「所轄税関（支署）名」欄は、同一取引先について複数の税関を利用している場合には、そのうちの主なものについて記載してください。

ニ 「主な金融機関」欄には、輸出取引等に利用する金融機関のうち主なものを記載し、「金融機関区分」、「預金種類」、「本支店区分」の各欄は、該当する番号をそれぞれ記載してください（ゆうちょ銀行の場合は口座番号欄に記号・番号（又は店番・口座番号）を「〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇」と「-（ハイフン）」で区切って記載してください。）。

ホ 「主な通関業者」欄には、輸出取引等に利用する通関業者のうち主なものを記載してください。

5 「課税仕入れに係る事項」欄

(1) 「仕入金額等の明細」欄

イ 申告書付表2-1「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表2-2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」又は付表2-3「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「課税仕入れ等の税額の合計額⑰」欄の計算の基礎となった金額の明細を記載してください。

ロ 「損益科目」の「イ 決算額」欄には、損益計算書等から科目の区分に応じて記載してください。なお、「商品仕入高等⑱」欄には、当課税期間中の商品仕入高及び製造原価に含まれる当課税期間中の課税仕入れを記載してください。

ハ 「資産科目」の「イ 資産の取得価額」欄には、貸借対照表等から当課税期間中に取得した資産の取得価額を科目の区分に応じて記載してください。なお、棚卸資産、有価証券及び金銭債権等の記載は不要です。

ニ 「損益科目」及び「資産科目」の「ロ イのうち課税仕入れにならないもの」欄には、「イ 決算額」欄及び「イ資産の取得価額」欄のうち、非課税、免税及び不課税の仕入れ等、課税仕入れとはならない金額を記載してください。また、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合には、当該居住用賃貸建物の取得価額を合わせて記載してください。

ホ 保税地域から引き取った課税貨物の金額は、「イ 決算額」欄及び「イ 資産の取得価額」欄に含めて記載するとともに、「ロ イのうち課税仕入れにならないもの」欄に記載してください。

ヘ 「課税仕入れ等の税額の合計額⑩」欄には、「(イーロ)課税仕入高」欄の⑤欄と⑨欄の合計額に対する消費税額及び保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された(又は課されるべき)消費税額の合計額を記載してください。この金額は、消費税法第36条《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用がある場合を除いて、付表2-1「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表2-2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」又は付表2-3「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の「課税仕入れ等の税額の合計額⑩」欄の金額と一致します(課税仕入れに係る消費税額は、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記載します。)

(2) 「主な棚卸資産・原材料等の取得」欄

イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の損益科目の「(イーロ)課税仕入高」欄に記載した棚卸資産及び原材料等の取得のうち、取引金額(税抜価額)が100万円以上のものについて、上位5番目まで記載してください。

(注) 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間中の取引金額の合計額(税抜価額)が100万円以上の場合にその合計額を記載してください。この場合、「取引金額等」欄にはその合計額を記載し、「取得年月日等」欄の年月日は記載せず、「※」欄に「継続」と記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、例えば、棚卸資産や原材料を取得した場合には、その内容(「機械用部品」、「製品原料」等)を記載し、外注費等の役務の提供の対価を支払った場合には、その内容(「加工委託」、「支払手数料」等)を記載してください。

ハ 「取引先の登録番号」欄に、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません。

(3) 「主な固定資産等の取得」欄

イ この欄には、明細書の3(1)「仕入金額等の明細」欄の資産科目の「(イーロ)課税仕入高」欄に記載した固定資産等の取得のうち、1件当たりの取引金額(税抜価額)が100万円以上のものについて、上位10番目まで記載してください。

ロ 「資産の種類等」欄には、取得した資産(店舗の改装等を含む。)について、その資産の種類(例えば、「建物」、「車両」)を記載してください。

ハ 「取引先の登録番号」欄に、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません。

6 「当課税期間中の特殊事情」欄

当課税期間中の顕著な増減事項等及びその理由(例えば、「多額の売上対価の返還等が発生した。」、「多額の貸倒損失が発生した。」)を記載してください。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を
使用する課税期間用〕

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38①)。

以下の①～⑩欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	

		事業の区分ごとの計算				
		()	()	()	合計	
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	①	円	円	円	
	通常の事業を行う連続する10営業日	②	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	③	円	円	円	
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み)	④				
	軽減売上割合 (④/③) ※1	⑤	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①×④/③×100/108) ※1	⑥	円	円	円	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①-①×④/③)×100/110 ※1	⑦				
※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、軽減売上割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、②～④欄は記載せず、⑤欄に50と記載し、⑥及び⑦欄の金額の計算において、「④/③」を「50/100」として計算する。						

税可課 率能税 ごな資 と事産 業のの に譲 区お渡 分け渡 がる等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※2	⑧				円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※3	⑨				

※2) ⑧欄には、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

※3) ⑨欄には、軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)のみを行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を含む。

全課 事税 資産 にの お譲 け渡 る等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧)	⑩				円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計+⑨)	⑪				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑥及び⑦欄の合計額を記載する。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間(法37①に規定する分割等に係る課税期間を除く。)のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に該当する期間をいいます。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます。
 - (1) 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)
 - イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を]

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。

以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	

			事業の区分ごとの計算		
			()	()	合計
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	①	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②			
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	③			
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③)	④			
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するものの金額(税込み)	⑤			
	小売等軽減仕入割合 (⑤/④) ※1	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	円	円	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④)×100/108 ※1	⑧			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-⑧)×100/110 ※1	⑨			

※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、①～⑤欄は記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。

卸の事業及び係小売業税以外引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑩			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪			

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬			

※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1D欄へ
※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1A欄へ

※付表1-1を使用する場合は、付表1-1の①-1E欄へ
※付表1-3を使用する場合は、付表1-3の①-1B欄へ

- 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑨欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税期間（法 37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間に該当する期間をいいます。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率 6.24%適用分）」とは、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます。
 - (1) 飲食料品（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に規定する食品（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1 週に 2 回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率 7.8%適用分）」とは、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の 2 に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10 営業日)を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

様式ID

NTA1SHD010010020



消費税及び地方消費税の中間申告書

年 月 日

FO1						税務署長殿	
消費税	前課税期間	自	N03	元号	年	月	日
		至	N04	元号	年	月	日
	修正・更正・決定の年月日		N05	元号	年	月	日
	前課税期間の消費税額		G01	00			
	中間申告期間	自	N06	元号	年	月	日
		至	N07	元号	年	月	日
	月数換算		前課税期間の消費税額 ×		(分子)	G02	
					(分母)	G03	
	納付すべき消費税額		G04	00			
	地方消費税		納付すべき地方消費税額		G05	00	
消費税及び地方消費税の合計納付税額		G06	00				

元号	年	月	日	元号	年	月	日	課税期間分の 中間申告
自	N01			至	N02			
納税地	F06							
電話番号 (納税地)	F07	—	—	個人番号又は 法人番号	F02			
フリガナ	E01							
名称又は屋号	E02							
フリガナ	E03							
代表者氏名 又は氏名	E04							
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—	
税務署整理欄				こ で の 申 告 書 が 場 合 修 正 申 告 の	消費税	この申告前の税額	G07	00
					消費税	この申告により 増加する税額	G08	00
					地方消費税	この申告前の税額	G09	00
					地方消費税	この申告により 増加する税額	G10	00
					消費税及び地方消費税の 合計納付税額	G11	00	
通信日付	F12	(西暦)年	月	日				
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	K21	番号確認	K22	身元確認				



消費税及び地方消費税の更正の請求書（個人事業者用）

年 月 日 提出 (令和元年10月1日以後終了課税期間用)

提出先	F01	税務署長	フリガナ	F03		
個人番号	F02	氏名	F04			
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—
	納税地	F06				

下記のとおり、国税通則法第23条（消費税法第56条）及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる 納税申告、更正、決定	元号	年	月	日	から	N01	元号	年	月	日	までの課税期間
	元号	年	月	日	付						
											← 1 = 申告、2 = 更正、3 = 決定
更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情等											
修正申告書提出年月日又は 更正決定通知書受理年月日	元号	年	月	日							

(請求額の明細)

区分		確定額 (額) (円)	正当とする額 (円)	
消費税の 税額の計算	課税標準額 ①	000	000	
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
		控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中間納付税額 ⑩	00	00	
納付税額 (⑨-⑩) ⑪	00	00		
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	00	00		
地方消費税の 税額の計算	地方消費税の課税 標準となる消費税額	控除不足還付税額 ⑬		
		差引税額 ⑭	00	
	譲渡割額	還付額 ⑮		
		納税額 ⑯	00	00
	中間納付譲渡割額 ⑰	00	00	
	納付譲渡割額 (⑯-⑰) ⑱	00	00	
中間納付還付譲渡割額 (⑰-⑱) ⑲	00	00		

還付される税金の受取場所

銀行等 (ゆうちょ以外)	金融機関名	金融機関区分	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
	支店名	本支店区分	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
	預金種類	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	—	
	窓口受取	郵便局	

添付書類	税理士署名	R01
------	-------	-----

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	備考	
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他 ()				番号 確認

消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領等

1 この請求書は、通則法第23条又は法第56条並びに地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

(注) 1 法第46条に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

3 この請求書の各欄には、次により記載してください。

(1) 「更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定」欄には、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、申告の場合は「1」を、更正の場合は「2」を、決定の場合は「3」のいずれかを記載してください。

(2) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。

なお、通則法第23条第2項規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、通則法令第6条第1項に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。

(3) 「修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日」欄には、法第56条の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。

(4) 「請求額の明細」の各欄には、次により記載してください。

イ 「確定額（ ）額」の箇所は、課税標準額及び税額等の確定が、申告、更正又は決定のいずれであるかにより「申告」、「更正」又は「決定」のいずれか相当する文字を記載してください。

ロ 各欄は、更正の請求の対象とする課税標準額及び消費税額等を、納税申告書、更正通知書などを基に記載してください。

(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類(「金融機関区分」、「預金

種類」、「本支店区分」の各欄は、該当する番号を記載してください。)及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

(6) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。

なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表(課税標準額等の内訳書)及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。

イ 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する書類(付表1-1~5-3のうち該当するもの)

ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第38条第1項、同条第2項及び第39条第1項に規定する書類(課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの)

(7) なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



消費税及び地方消費税の更正の請求書（個人事業者用）

年 月 日 提出 (令和4年12月31日以後終了課税期間用)

提出先	F01	税務署長	フリガナ	F03
個人番号	F02	氏名	F04	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	電話番号 (納税地)	F07
	納税地	F06		

下記のとおり、国税通則法第23条（消費税法第56条）及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	元号	年	月	日	から	元号	年	月	日	までの課税期間
	N01					N02				
	元号	年	月	日	付	G01		← 1=申告、2=更正、3=決定		
N03										
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等	E01									
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	N04	元号	年	月	日					

(請求額の明細)

区 分		正 当 と す る 額 (円)			
消費税の 税額の計算	課税標準額	①	G02	000	
	消費税額	②	G03		
	控除過大調整税額	③	G04		
	控除税額	控除対象仕入税額	④	G05	
		返還等対価に係る税額	⑤	G06	
		貸倒れに係る税額	⑥	G07	
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	G08	
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	G09		
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	G10	00	
	中間納付税額	⑩	G11	00	
	納付税額(⑨-⑩)	⑪	G12	00	
	中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	G13	00	
	この請求前の既確定税額	⑬	G14		
地方消費税の 税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑭	G15	
		差引税額	⑮	G16	00
	譲渡割額	還付額	⑯	G17	
		納税額	⑰	G18	00
	中間納付譲渡割額	⑱	G19	00	
	納付譲渡割額(⑰-⑱)	⑲	G20	00	
	中間納付還付譲渡割額(⑱-⑰)	⑳	G21	00	
	この請求前の既確定譲渡割額	㉑	G22		

還付される税金の受取場所

銀行等 (ゆうちょ以外)	金融機関名	Z01	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
	支店名	Z03	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	口座番号	Z06
公金受取口座への振込み	G23	1:希望する場合 ※個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を利用することができません。			
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	-		
	窓口受取	Z07	郵便局		

添付書類	E02	税理士署名	R01
------	-----	-------	-----

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	備考
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()			
	番号確認	K21	身元確認	K22

消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領等

1 この請求書は、通則法第23条又は法第56条並びに地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

(注) 1 法第46条に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

3 この請求書の各欄には、次により記載してください。

(1) 「更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定」欄には、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、申告の場合は「1」を、更正の場合は「2」を、決定の場合は「3」のいずれかを記載してください。

(2) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。

なお、通則法第23条第2項規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、通則法令第6条第1項に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。

(3) 「修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日」欄には、法第56条の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類(「金融機関区分」、「預金

種類」、「本支店区分」の各欄は、該当する番号を記載してください。)及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

③ 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)する場合は、「公金受取口座への振込みを利用する」欄に「1」を記載してください。

(注) 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

(5) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。

なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表(課税標準額等の内訳書)及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。

イ 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する書類(附表1-1~5-3のうち該当するもの)

ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第38条第1項、同条第2項及び第39条第1項に規定する書類(課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの)

(6) なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



消費税及び地方消費税の更正の請求書（法人用）

年 月 日 提出 (令和元年10月1日以後終了課税期間用)

提出先	F01	税務署長	法人番号	F02			
フリガナ	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06				
法人名	F04	代表者氏名	H07				
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	納税地	F06					

国税通則法第23条（消費税法第56条）及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき

元号	年	月	日	元号	年	月	日	
自				至				課税期間の
元号	年	月	日	付	1 = 申告、2 = 更正、3 = 決定			
に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。								

記

区分		この請求前の金額 (円)	更正の請求金額 (円)	
消費税の 税額の計算	課税標準額 ①	000	000	
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥) ⑦			
	控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③) ⑧			
	差引税額 (② + ③ - ⑦) ⑨	00	00	
	中間納付税額 ⑩	00	00	
	納付税額 (⑨ - ⑩) ⑪	00	00	
	中間納付還付税額 (⑩ - ⑨) ⑫	00	00	
地方消費税の 税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 ⑬		
		差引税額 ⑭	00	00
	譲渡割額	還付額 ⑮		
		納税額 ⑯	00	00
	中間納付譲渡割額 ⑰	00	00	
納付譲渡割額 (⑯ - ⑰) ⑱	00	00		
中間納付還付譲渡割額 (⑰ - ⑯) ⑲	00	00		

更正の請求をする理由等

元号	年	月	日	元号	年	月	日
修正申告書提出年月日				更正決定通知書受理年月日			
添付書類							

還付される税金の受取場所

銀行等 (ゆうちょ以外)	金融機関名	金融機関区分	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
	支店名	本支店区分	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
	預金種類	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	—	
	窓口受取	郵便局	

税理士署名

R01

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	番号 確認	備考
------------	---------------	-----	-------	---	---	----------	----

消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、通則法第23条又は法第56条並びに地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をする場合に使用するものです。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- (注) 1 法第46条に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

- 3 この請求書の各欄には、次により記載してください。
 - (1) 本文中の「元号 年 月 日」の箇所は、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、申告の場合は「1」を、更正の場合は「2」を、決定の場合は「3」のいずれかを記載してください。
 - (2) 「消費税の税額の計算」及び「地方消費税の税額の計算」の各欄には、更正の請求の対象とする課税標準額及び消費税額等を、納税申告書、更正通知書などを基に記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。
なお、通則法第23条第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、通則法令第6条第1項に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」又は「更正決定通知書受理年月日」欄には、法第56条の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。
 - (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類(「金融機関区分」、「預金種類」、「本支店区分」の各欄は、該当する番号を記載してください。)及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。
また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。
なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表(課税標準額等の内訳書)及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。
イ 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する書類(付表1-1~5-3のうち該当するもの)
ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第38条第1項、同条第2項及び第39条第1項に規定する書類(課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの)
- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。



消費税及び地方消費税の更正の請求書（法人用）

年 月 日 提出 (令和4年12月31日以後終了課税期間用)

提出先	F01	税務署長	法人番号	F02				
フリガナ	F03		フリガナ(代表者氏名)	H06				
法人名	F04		代表者氏名	H07				
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	—	—	
	納税地	F06						
国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき								
元号	年	月	日	元号	年	月	日	
自	N01			至	N02			課税期間の
元号	年	月	日	▼ 1=申告、2=更正、3=決定				
N03				付	G01	に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。		
記								
区分				更正の請求金額(円)				
消費税の税額の計算	課税標準額	①	G02	000				
	消費税額	②	G03					
	控除過大調整税額	③	G04					
	控除税額	控除対象仕入税額	④	G05				
		返還等対価に係る税額	⑤	G06				
		貸倒れに係る税額	⑥	G07				
	控除税額小計(④+⑤+⑥)		⑦	G08				
	控除不足還付税額(⑦-②-③)		⑧	G09				
	差引税額(②+③-⑦)		⑨	G10	00			
	中間納付税額		⑩	G11	00			
	納付税額(⑨-⑩)		⑪	G12	00			
	中間納付還付税額(⑩-⑨)		⑫	G13	00			
	この請求前の既確定税額		⑬	G14				
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	G15					
	譲渡割額	控除不足還付税額	⑮	G16	00			
		差引税額	⑯	G17				
	還付額		⑰	G18	00			
	納税額		⑱	G19	00			
	中間納付譲渡割額		⑲	G20	00			
	納付譲渡割額(⑱-⑲)		⑳	G21	00			
中間納付還付譲渡割額(⑲-⑱)		㉑	G22	00				
この請求前の既確定譲渡割額		㉒	G22					
更正の請求をする理由等	E01							
元号	年	月	日	元号	年	月	日	
修正申告書提出年月日	N04			更正決定通知書受理年月日	N05			
添付書類	E02							
還付される税金の受取場所								
銀行等(ゆうちょ以外)	金融機関名	Z01	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協			
	支店名	Z03	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所			
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他		口座番号	Z06		
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—					
	窓口受取	Z07	郵便局					
税理士署名	R01							
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	番号確認	K21	備考

消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、通則法第23条又は法第56条並びに地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をする場合に使用するものです。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- (注) 1 法第46条に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

- 3 この請求書の各欄には、次により記載してください。
 - (1) 本文中の「元号 年 月 日」の箇所は、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、申告の場合は「1」を、更正の場合は「2」を、決定の場合は「3」のいずれかを記載してください。
 - (2) 「更正の請求をする理由等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。なお、通則法第23条第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、通則法令第6条第1項に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。
 - (3) 「修正申告書提出年月日」又は「更正決定通知書受理年月日」欄には、法第56条の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。
 - (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等、預金の種類(「金融機関区分」、「預金種類」、「本支店区分」)の各欄は、該当する番号を記載してください。及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (5) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表(課税標準額等の内訳書)及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。
 - イ 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する書類(付表1-1~5-3のうち該当するもの)
 - ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第38条第1項、同条第2項及び第39条第1項に規定する書類(課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの)
 - (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。



消費税課税事業者選択届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長
-----	-----	--	------

個人番号又は法人番号			
------------	--	--	--

フリガナ	E01		フリガナ	E03		
名称 (屋号)	E02		氏名又は 代表者氏名	E04		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—
	フリガナ	E05				
	納税地	F06				
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F08	—	電話番号	F10	—
	フリガナ	E06				
	住所地等	F09				
【法人】 代表者住所	フリガナ	E07				
	住所	H08	代表者 電話番号	H09	—	

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。													
① 適用開始課税期間	自	N01	元号	年	月	日	至	N02	元号	年	月	日	
② ①の期間の基準期間	自	N03	元号	年	月	日	至	N04	元号	年	月	日	
③ ②の期間の総売上高	G01		円	②の期間の課税売上高				G02		円			
【個人】 生年月日 【法人】 設立年月日	N05		元号	年	月	日	事業内容	E08					
【法人】 事業年度	自	U01	月	日	至	U02	【法人】 資本金	G03		円			
▼ 1=事業開始、2=設立、3=相続、4=合併、5=分割、6=特別会計、7=その他													
届出区分	G04		参考事項				E09						

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—
-------	-----	--	---------------	-----	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年	月	日	備考					
	個人番号カード/通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()						番号 確認	K21	身元 確認	K22	

消費税課税事業者選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間（基準期間がない課税期間を含みます。）においても納税義務の免除の規定の適用を受けないこと、すなわち、課税事業者となることを選択しようとする場合に提出するものです（法9④）。

(注) 1 基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、基準期間のない事業年度（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては、納税義務の免除の規定の適用はありませんから、この届出書を提出する必要はありません（「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。）。

また、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において、一定の要件に該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度においては、納税義務の免除の規定の適用はありませんから、この届出書を提出する必要はありません（「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。）。

なお、これら法人において基準期間の課税売上高が計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。したがって、設立第3期目において課税事業者となることを選択しようとする場合には、設立第2期目中にこの届出書を提出する必要があります。

2 この届出書を提出している事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の提出は要しません。

3 課税事業者を選択することをやめようとするときは、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります（法9⑤）。

なお、この場合は事業を廃止した場合を除き、課税事業者を選択して納税義務者となった日から2年間継続した後でなければ、課税事業者をやめることはできません（法9⑥）。

さらに、この届出書を提出し課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（簡易課税制度の適用を受けている課税期間を除きます。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までは課税事業者をやめることはできません（法9⑦）。この場合、この間は一般課税による申告を行うこととなります（法37③）。

4 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円超の場合又は課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」又は「事業廃止届出書」を提出している場合を除き、簡易課税制度が適用されます。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から課税事業者を選択することができます。

3 記載要領

(1) 「① 適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されないこととなる課税期間（課税事業者を選択する課税期間）の初日及び末日を記載します。

(2) 「② ①の期間の基準期間」欄には、「① 適用開始課税期間」欄に記載した課税期間の基準期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「③ ②の期間の総売上高」欄及び「②の期間の課税売上高」欄には、それぞれ基準期間に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

(注) 「資産の譲渡等の対価の額の合計額」及び「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含まません。

なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高（「③ ②の課税売上高」欄）には消費税及び地方消費税が課税されていませんから、税抜きの処理を行う必要はありません。

- (4) 「【個人】生年月日【法人】設立年月日」欄には、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
- (5) 「【法人】事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。
なお、事業年度が1年に満たない法人については、「① 適用開始課税期間」欄に記載した開始日を含む事業年度の初日及び末日を記載します。
また、設立一期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (6) 「【法人】資本金」欄には、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。
- (7) 「届出区分」欄には、該当する届出の事情の番号を記載します。
- (8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (9) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



消費税課税事業者選択不適用届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長
-----	-----	--	------

個人番号又は法人番号			
------------	--	--	--

フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06	
------	-----	--	---------------------	-----	--

氏名又は称名	F04		【法人】 代表者氏名	H07	
--------	-----	--	---------------	-----	--

納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
-----	---------------	-----	---	---------------	-----	---	---

	フリガナ	E01				
--	------	-----	--	--	--	--

	納税地	F06				
--	-----	-----	--	--	--	--

下記のとおり、課税事業者を選択することをやめたいので、消費税法第9条第5項の規定により届出します。

① この届出の適用開始 課税期間	自	N01	元号	年	月	日	至	N02	元号	年	月	日

② ①の基準期間	自	N03	元号	年	月	日	至	N04	元号	年	月	日

③ ②の課税売上高	G01											円
		元号	年	月	日					元号	年	月

課税事業者となった日	N05	元号	年	月	日	事業を廃止した場合 の廃止した日	N06	元号	年	月	日

「はい」の場合1を入力

提出要件の確認	課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。								G02	
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

参考事項	E02										
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	---------------	-----	---	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考					

個人番号カード/通知カード	・	運転免許証	・	その他 ()	番号確認	K21		身元確認	K22	
---------------	---	-------	---	---------	------	-----	--	------	-----	--

消費税課税事業者選択不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が、その選択をやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出します（法9⑤）。

なお、課税事業者を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ課税事業者をやめることはできません（法9⑥）。

また、事業廃止により、この届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」の提出は不要です（法57①三）。

(注) 1 上記の課税事業者をやめることができない期間（簡易課税制度の適用を受けている課税期間を除きます。）中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、事業を廃止した場合を除き、この届出書を提出することはできません（法9⑥）。また、当該課税事業者をやめることができない期間中に、この届出書を提出した後、同一の課税期間に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、既に提出したこの届出書はその提出がなかったものとみなされます（法9⑦）。

2 この届出書を提出した場合であっても、「① この届出の適用開始課税期間」欄の課税期間の特定期間（※）における課税売上高（その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超えたことにより、その課税期間における納税義務が免除されないこととなる場合は、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出します（法57①一）。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合は、この届出書を提出した場合であっても、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り、その効力は存続します。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、選択をやめようとする課税期間の初日の前日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

ただし、この届出書は、事業を廃止した場合を除き、消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以降でなければ提出することはできません。

(注) 「消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する課税期間の初日」とは、個人事業者又は事業年度が1年の法人の場合には、原則として消費税課税事業者選択届出書の効力が生じた年又は事業年度の翌年又は翌事業年度の初日となります。

3 記載要領

(1) 「① この届出の適用開始課税期間」欄には、課税選択をやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「② ①の基準期間」欄には、「① この届出の適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「③ ②の課税売上高」欄には、基準期間において国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

(注) 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

(4) 「課税事業者となった日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力が生じた日、すなわち、同届出書の「① 適用開始課税期間」欄の初日を記載します。

(5) 「事業を廃止した場合の廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

(6) 「提出要件の確認」欄により、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等がないことを確認してください（1（注）1参照）。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(8) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



消費税課税事業者届出書 【基準期間用】

		提出先		F01			税務署長	
		年 月 日 提出		個人番号又は法人番号	F02			
フリガナ	E01			フリガナ	E03			
名称 (屋号)	E02			氏名又は代表者氏名	E04			
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	— —	
	フリガナ	E05						
	納税地	F06						
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F08	—		電話番号	F10	— —	
	フリガナ	E06						
	住所地等	F09						
【法人】 代表者住所	フリガナ	E07						
	住所	H08			代表者 電話番号	H09	— —	

下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

		元号		年	月	日			元号		年	月	日
① 適用開始課税期間	自	N01					至	N02					
		元号		年	月	日			元号		年	月	日
② ①の期間の基準期間	自	N03					至	N04					
③ ②の期間の総売上高	G01			円	②の期間の課税売上高		G02			円			
		元号		年	月	日							
【個人】 生年月日	N05						事業内容	E08					
【法人】 設立年月日													
		月		日	月		日						
【法人】 事業年度	自	U01			至	U02			【法人】 資本金	G03			

▼ 1=相続、2=合併、3=分割等、4=その他

届出区分	G04			参考事項	E09		
------	-----	--	--	------	-----	--	--

税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	— —	
-------	-----	--	--	---------------	-----	-----	--

税務署 整理欄	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他 ()				番号 確認	身元 確認
------------	-----------------------------	--	--	--	----------	----------

消費税課税事業者届出書（基準期間用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより、その課税期間について納税義務が免除されないこととなる場合に提出します（法57①一）。

ただし、既にこの届出書又は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出している事業者は、提出後、引き続き課税事業者である限り再度提出する必要はありません。

また、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合や適格請求書発行事業者として登録を受けている場合には、提出日又は登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、提出する必要はありません。

(注) 1 基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、基準期間のない事業年度（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては、納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の2①）。この場合には、この届出書ではなく「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。

また、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当し、当該特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超えているもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度においては、納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の3①）。この場合には、この届出書ではなく「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。

2 相続、合併又は分割等があったことにより納税義務が免除されないこととなった事業者は、自己の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であったとしても、この届出書を提出することとなります。

3 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円超の場合又は課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」又は「事業廃止届出書」を提出している場合を除き、簡易課税制度が適用されます。

2 提出時期

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

したがって、その年又はその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、翌々年又は翌々事業年度については納税義務が免除されないこととなりますので、その年又はその事業年度終了後速やかに提出することとなります。

3 記載要領

(1) 外国法人は、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の所在地を記載します。

(2) 「① 適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されないこととなる課税期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「② ①の期間の基準期間」欄には、「① 適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「③ ②の期間の総売上高」欄及び「②の期間の課税売上高」欄には、それぞれ基準期間に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

(注) 「資産の譲渡等の対価の額の合計額」及び「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その課税期間中の課税売上高（「③ ②の期間の課税売上高」欄）には消費税及び地方消費税が課税されていませんから、税抜きの処理を行う必要はありません。

(5) 「【個人】生年月日【法人】設立年月日」欄には、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。

(6) 「【法人】事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。

なお、事業年度が1年に満たない法人については、「① 適用開始課税期間」欄に記載した開始日を含む事業年度の初日及び末日を記載します。

また、設立第1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

- (7) 「【法人】資本金」欄には、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。
- (8) 「届出区分」欄は、該当する届出の事情の番号を記載します。
- (9) 相続、合併又は分割等があったことにより、この届出書を提出する場合には、併せて「相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場合の付表」を提出することになります。
- (10) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (11) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



消費税課税事業者届出書 【特定期間用】

		年 月 日 提出		提出先	F01		税務署長
				個人番号又は法人番号	F02		
フリガナ	E01			フリガナ	E03		
名称 (屋号)	E02			氏名又は代表者氏名	E04		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E05					
	納税地	F06					
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F08	—	電話番号	F10	—	—
	フリガナ	E06					
	住所地等	F09					
【法人】 代表者住所	フリガナ	E07					
	住所	H08		代表者 電話番号	H09	—	—

下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

		元号	年	月	日			元号	年	月	日		
① 適用開始課税期間	自	N01				至	N02						
		元号	年	月	日			元号	年	月	日		
② ①の期間の特定期間	自	N03				至	N04						
③ ②の期間の総売上高	G01			円	②の課税売上高		G02			円			
					②の給与等支払額		G03			円			
		元号	年	月	日								
【個人】生年月日 【法人】設立年月日	N05					事業内容	E08						
		月	日		月	日							
【法人】事業年度	自	U01			至	U02		【法人】資本金	G04	円			
参 考 事 項	E09												

税 理 士 署 名	R01		電 話 番 号 (税 理 士)	R02	—	—
-----------	-----	--	----------------------	-----	---	---

税務署 整理欄	個人番号カード／通知カード・運転免許証・その他()	番号 確認	身元 確認
------------	----------------------------	----------	----------

消費税課税事業者届出書（特定期間用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下（注1）である事業者が、特定期間（※）における課税売上高が1,000万円を超えたことにより、その課税期間について納税義務が免除されないこととなる場合に提出します（法57①一）。

なお、その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額（以下「課税売上高（又は給与等支払額の合計額）」といいます。）によることもできます（法9の2③）。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(注) 1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間のない場合も含まれます。

2 基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては、納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の2①）。この場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。

また、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において一定の要件に該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度においては、納税義務の免除規定の適用はありません（法12の3①）。この場合には、「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」を提出することとなります。

ただし、特定期間ができた以後の課税期間においては、まずは、その特定期間における課税売上高（又は給与等支払額の合計額）により、納税義務の有無の判定を行います。

3 相続、合併又は分割等があった場合において、特定期間における課税売上高（又は給与等支払額の合計額）による納税義務の有無の判定を行う必要はありません。

2 提出時期

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。したがって、その年又はその事業年度の特定期間の課税売上高（又は給与等支払額の合計額）が1,000万円を超えた場合には、特定期間終了後速やかに提出することとなります。

3 記載要領

(1) 外国法人は、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の所在地を記載します。

(2) 「① 適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されないこととなる課税期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「② ①の期間の特定期間」欄には、「① 適用開始課税期間」欄の特定期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「③ ②の期間の総売上高」欄及び「②の課税売上高」欄には、それぞれ特定期間に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載し、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定を行った場合は、「②の給与等支払額」欄にその金額を記載します。

なお、それぞれの欄に記載すべき金額を算出している場合には、それぞれの欄に記載してください。

(注) 「資産の譲渡等の対価の額の合計額」及び「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

なお、特定期間の属する課税期間において免税事業者であった場合には、その課税期間中の課税売上高（「③ ②の課税売上高」欄）には消費税及び地方消費税が課税されていませんから、税抜きの処理を行う必要はありません。

(5) 「【個人】生年月日【法人】設立年月日」欄には、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。

(6) 「【法人】事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。

なお、事業年度が1年に満たない法人については、「① 適用開始課税期間」欄に記載した開始日を含む事業年度の初日及び末日を記載します。

また、設立第1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

- (7) 「【法人】資本金」欄には、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。
- (8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (9) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

相続・合併・分割等があったことにより 課税事業者となる場合の付表



フリガナ		
氏名又は 名称	F04	
納税地	F06	

① 相続の場合（分割相続 有・無）

被相続人の	納税地	所轄署（ ）
	氏名	
	事業内容	

② 合併の場合（設立合併・吸収合併）

i 被合併 法人の	納税地	所轄署（ ）
	名称	
	事業内容	
ii 被合併 法人の	納税地	所轄署（ ）
	名称	
	事業内容	

③ 分割等の場合（新設分割・現物出資・事後設立・吸収分割）

i 分割親 法人の	納税地	所轄署（ ）
	名称	
	事業内容	
ii 分割親 法人の	納税地	所轄署（ ）
	名称	
	事業内容	

基準期間の課税売上高

課税事業者となる 課税期間の基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
上記期間の	① 相続人 ② 合併法人の課税売上高 ③ 分割子法人	円
	① 被相続人 ② 被合併法人の課税売上高 ③ 分割親法人	円
	合 計	円

高額特定資産の取得等に係る
課税事業者である旨の届出書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は 名	F04			代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	-	電話番号 (納税地)	F07	-
	フリガナ					
	納税地	F06				
下記のとおり、消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったので、消費税法第57条第1項第2号の2の規定により届出します。						
届出者の 行 業 の 内 容						
① この届出の適用 対象課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 ※ 消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定が適用される課税期間で基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間を記載してください。					
② ①の期間の 基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
③ ②の期間の 課税売上高	円					
該当する資産の 区 分 等 (該当する資産の区分 に応じて記載して ください。)	<input type="checkbox"/> ①高額特定資産 (②に該当するものを除く)	高額特定資産の仕入れ等の日		高額特定資産の内容		
		令和 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> ②自己建設高額特定資産	自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日				
		平成 年 月 日 令和				
		建設等の完了予定時期		自己建設高額特定資産の内容		
令和 年 月 日						
<input type="checkbox"/> ③金地金等の仕入れ等	金地金等の仕入れ等を行った課税期間		金地金等の仕入れ等の金額の合計額			
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		円			
※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、記載要領等に留意の上、記載してください。						
参 考 事 項						
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)					

高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける事業者が、これらの規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合に提出します（法12の4①～③、57①二の二）。

(注) 1 事業者が、高額特定資産(※)の仕入れ等を行ったことにより法第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合には、当該高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 高額特定資産とは、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

2 高額特定資産が自己建設高額特定資産(※)に該当する場合には、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額(事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中において行った原材料費又は経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。)の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等した資産をいいます。

3 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産(※)について、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間(これらの規定の適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

4 事業者が、その課税期間中に金又は白金の金地金等(以下「金地金等」といいます。)の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額(税抜き)(その課税期間が1年に満たない場合には、その合計額をその課税期間の月数で除し、これを12倍した金額。以下同じです。)が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されません。

2 提出時期

この届出書は、上記の提出すべき場合に記載の事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

(1) 「① この届出の適用対象課税期間」欄には、高額特定資産の仕入れ等を行った場合等に、法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用により納税義務が免除されない課税期間で、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合に、その基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「② ①の期間の基準期間」欄には、「① この届出の適用対象課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「③ ②の期間の課税売上高」欄には、基準期間に国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

(注) 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を含みません。

(4) 「該当する資産の区分等」欄には、高額特定資産、自己建設高額特定資産又は金地金等の区分に応じ、それぞれの次により記載します。なお、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける事業者は、以下のとおり読み替えたところにより各欄を記載します。

1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替えます。

2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建

設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替えます。

イ 「①高額特定資産」欄

(イ) 「高額特定資産の仕入れ等の日」欄

高額特定資産の仕入れ等を行った日を記載します。

(ロ) 「高額特定資産の内容」欄

棚卸資産又は調整対象固定資産の別及び具体的な資産の内容を記載します。

ロ 「②自己建設高額特定資産」欄

(イ) 「自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日」欄

自己建設高額特定資産について、当該資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額の累計額が1,000万円以上となった日を記載します。

(ロ) 「建設等の完了予定時期」欄

自己建設高額特定資産の建設等が完了する予定時期を記載します。

(ハ) 「自己建設高額特定資産の内容」欄

棚卸資産又は調整対象固定資産の別及び具体的な資産の内容を記載します。

ハ 「③金地金等の仕入れ等」欄

(イ) 「金地金等の仕入れ等を行った課税期間」欄

金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上となった課税期間の初日及び末日を記載します。

(ロ) 「金地金等の仕入れ等の金額の合計額」欄

(イ)記載の課税期間において行った金地金等の仕入れ等の金額の合計額（税抜き）を記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

				提出先	F01		税務署長
年 月 日 提出				個人番号又は法人番号	F02		
フリガナ	F03			【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06		
氏名又は名称	F04			【法人】代表者氏名	H07		
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E01					
	納税地	F06					

下記のとおり、納税義務がなくなったので、消費税法第57条第1項第2号の規定により届出します。

		元号	年	月	日		元号	年	月	日	
① この届出の適用開始課税期間	自	N01				至	N02				
		元号	年	月	日		元号	年	月	日	
② ①の基準期間	自	N03				至	N04				
③ ②の課税売上高	G01										円
<small>※1 この届出書を提出した場合であっても、特定期間(原則として、①の課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間)の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。 2 高額特定資産の仕入れ等を行った場合に、消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける課税期間については、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても、その課税期間の納税義務は免除されないこととなります。 (詳しくは、記載要領をご覧ください。)</small>											
		元号	年	月	日						
納税義務者となった日	N05										
参考事項	E02										

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	-----------	-----	---	---

税務署整理欄	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()	番号確認	K21		身元確認	K22	
--------	----------------------------	------	-----	--	------	-----	--

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、それまで課税事業者であった事業者が、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下となったことにより（注1）、その課税期間を基準期間とする課税期間において納税義務が免除されることとなる場合に提出します（法57①二）（注2）。

なお、その課税期間を基準期間とする課税期間において、課税事業者となることを選択する場合には、この届出書ではなく「消費税課税事業者選択届出書」を提出することになります。

また、法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合（注3）、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合又は適格請求書発行事業者として登録を受けている場合は、この届出書を提出する必要はありません（法57①二）。

（注）1 その課税期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合には、法第9条の2第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条又は第12条第1項から第6項までの規定の適用を受けなくなった場合を含みます。

2 この届出書を提出した場合であっても、「① この届出の適用開始課税期間」欄に記載した課税期間の特定期間（※）における課税売上高（その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超えたことにより、その課税期間における納税義務が免除されないこととなる場合は、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出します（法57①一）。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 高額特定資産の仕入れ等（※）を行った場合に、法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける事業者は、これらの規定の適用を受ける課税期間については、その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務が免除されません。この場合には、「高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書」を提出します（法57①二の二）。

※ 高額特定資産とは、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。また、高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等した資産（自己建設高額特定資産）の建設等に要した支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった場合や高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた場合、金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）（その課税期間が1年に満たない場合には、その合計額をその課税期間の月数で除し、これを12倍した金額。）が200万円以上である場合を含みます。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

したがって、その年又はその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、翌々年又は翌々事業年度については納税義務が免除されることとなりますので、その年又はその事業年度終了後速やかに提出することになります。

（注）上記1の注2及び3に該当する場合は、翌々年又は翌々事業年度の納税義務が免除されないこととなります。

3 記載要領

(1) 「① この届出の適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されることとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「② ①の基準期間」欄には、「① この届出の適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「③ ②の課税売上高」欄には、基準期間において国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

- (注) 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を含みません。
- (4) 「納税義務者となった日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」又は「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」の「① 適用開始課税期間」欄の初日を記載します。
- (5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (6) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

様式ID NTA1SHZ165010010



事業廃止届出書

			提出先	F01		税務署長
年 月 日 提出			個人番号又は法人番号			
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は称名	F04			【法人】代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	— —
	フリガナ	E01				
	納税地	F06				

下記のとおり、事業を廃止したので、消費税法第57条第1項第3号の規定により届出します。

		元号	年	月	日	
事業廃止年月日	N01					
		元号	年	月	日	
納税義務者となつた年月日	N02					
参考事項	E02					

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —
-------	-----	--	---------------	-----	-----

税務署整理欄	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()	番号確認	K21		身元確認	K22	
--------	----------------------------	------	-----	--	------	-----	--

事業廃止届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者が、事業を廃止した場合に提出します（法人の休業又は解散は、事業を廃止した場合に該当しないため、この届出書を提出する必要はありません。）。

なお、事業廃止により、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」、「消費税申告期限延長不適用届出書」のいずれかの届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、他の不適用届出書等及びこの届出書の提出があったものと取り扱われます（法57①三）。また、この届出書を提出した場合には、これらの不適用届出書等の提出があったものと取り扱われます。

（注） 課税事業者が事業を廃止した場合、その廃止の日の属する課税期間に係る消費税の申告が必要です（法19、45、46）。

また、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したのものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ（みなし譲渡）、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となります。この場合、当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があります（法4⑤一、28③一）。

2 提出時期

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「事業廃止年月日」欄には、事業を廃止した年月日を記載します。
- (2) 「納税義務者となった年月日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」若しくは「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」の「① 適用開始課税期間」欄の初日を記載します。
- (3) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (4) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

個人事業者の死亡届出書



		提出先	F01			税務署長
		年	月	日	提出	個人番号
フリガナ	F03					
氏名	F04					
住所又は居所	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ	E01				
	住所地等	F06				

下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。

		元号	年	月	日			
死亡年月日	N01							
死亡した事業者	納税地	E02						
	氏名	E03						
届出人と死亡した事業者との関係	E04							
参考事項	事業承継の有無	G01	← 1.有 2.無					
	事業承継業者	住所又は居所	E05					
		氏名	E06					
		電話番号	T01	—	—			
E07								

税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	--	---------------	-----	---	---

税務署 整理欄	個人番号カード/通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()	番号 確認	K21		身元 確認	K22	
------------	---------------------------------	----------	-----	--	----------	-----	--

個人事業者の死亡届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者である個人事業者が死亡した場合に、その相続人が被相続人の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57④四）。

（注）被相続人が適格請求書発行事業者である場合には、この届出書ではなく「適格請求書発行事業者の死亡届出書」の提出が必要です（法57の3①）。

2 提出時期

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「死亡年月日」欄には、死亡した年月日を記載します。
- (2) 「死亡した事業者」欄の「納税地」欄及び「氏名」欄には、死亡した事業者の納税地及び氏名を記載します。
- (3) 「届出人と死亡した事業者との関係」欄には、死亡した事業者と届出者との関係を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、事業承継の有無、事業承継があった場合の事業承継者の住所又は居所、氏名及びその他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。



合併による法人の消滅届出書

				提出先	F01			税務署長
				年 月 日 提出	法人番号			
フリガナ	F03				フリガナ (代表者氏名)	H06		
名称	F04				代表者氏名	H07		
納 税 地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	— —	
	フリガナ	E01						
	納税地	F06						

下記のとおり、合併により法人が消滅したので、消費税法第57条第1項第5号の規定により届出します。

		元号	年	月	日		
合併年月日	N01						
被 合 併 法 人	納 税 地	E02					
	名 称	E03					
	代表者氏名	E04					
合併の形態	G01	← 1. 設立合併 2. 吸収合併					
参 考 事 項	E05						

税 理 士 署 名	R01			電 話 番 号 (税 理 士)	R02	— —	
-----------	-----	--	--	----------------------	-----	-----	--

合併による法人の消滅届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者である法人が合併により消滅した場合に、その合併法人が被合併法人の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57①五）。

2 提出時期

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「合併年月日」欄には、合併した年月日を記載します。
- (2) 「被合併法人」欄の「納税地」欄、「名称」欄及び「代表者氏名」欄には、それぞれ合併により消滅した法人の納税地、名称及び代表者氏名を記載します。
- (3) 「合併の形態」欄には、該当する番号を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

消費税納税管理人届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長
個人番号又は法人番号	F02		

フリガナ	F03		フリガナ (代表者氏名)
氏名又は称名	F04		代表者氏名
納税地	郵便番号 (納税地)	—	電話番号 (納税地)
	フリガナ		— —
	納税地	F06	

下記のとおり、資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人を定めたので、届出します。

納税管理人	(フリガナ)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 —) (電話番号 — —)
	(フリガナ)	
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	
	届出者との 続柄 (関係)	
	職業又は 事業内容	
法の施行地外における住所又は 居所となるべき場所		
納税管理人を定めた理由		
参考事項		
税理士署名		(電話番号 — —)

税務署 整理欄	個人番号カード／通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()	番号 確認	身元 確認
------------	---------------------------------	----------	----------



消費税の新設法人に該当する旨の届出書

		提出先		F01			税務署長	
		年 月 日 提出		法人番号				
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06			
名 称	F04			代表者氏名	H07			
納 税 地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電 話 番 号 (納 税 地)	F07	— —	
	フリガナ	E01						
	納 税 地	F06						
本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	H03	—		電 話 番 号	H05	— —	
	フリガナ	E02						
	所 在 地	H04						
代 表 者 住 所	フリガナ	E03						
	住 所	H08			代 表 者 電 話 番 号	H09	— —	

下記のとおり、消費税法第12条の2第1項の規定による新設法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。

		元号		年	月	日			
消費税の新設法人に 該当することとなった 事業年度開始の日	N01								
上記の日における資本金の額 又は出資の金額	G01							円	
事 業 内 容 等			元号		年	月	日	消費税法第12条の2第3項の規定の適用を受ける外国法人の場合	
	設 立 年 月 日	H01						国内における課税資産 の譲渡等に係る事業の 開 始 年 月 日	N02
			月	日	月	日			
	事 業 年 度	自 U01			至 U02				
事 業 内 容	E04								
1.有 2.無 ↓									
参考事項「消費税課税 期間特例選択・変更 届出書」の提出の有無	G02			参 考 事 項	E05				

税 理 士 署 名	R01			電 話 番 号 (税 理 士)	R02	— —	
-----------	-----	--	--	----------------------	-----	-----	--

税務署 整理欄	番号確認	K21			備考		
------------	------	-----	--	--	----	--	--

消費税の新設法人に該当する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、その事業年度の基準期間がない法人のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により消費税の納税義務が免除されなくなった法人を除きます。）が提出するものです（法57②）。

その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合、その事業年度について基準期間がないものとみなされるため、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合もこの届出書を提出する必要があります（法12の2①③、法57②）。

なお、「法人設立届出書」（法第148条の届出書）に消費税の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合には、この届出書の提出は不要となります。

（注） 消費税の新設法人に該当する法人については、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては納税義務の免除の規定の適用はありませんが、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定することとなります。

したがって、この届出書を提出した場合でも、設立第3期目以降において課税事業者となる場合又は課税事業者となることを選択しようとする場合には、改めて「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」若しくは「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、基準期間のない課税期間（簡易課税制度の適用を受けている課税期間を除きます。）において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の2②）。この場合、この間は一般課税による申告を行うこととなります（法37③二）。

2 提出期限等

この届出書は、法第12条の2第1項に規定する新設法人に該当することとなった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領等

- (1) 外国法人は、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、国外の所在地を記載します。
- (2) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、法第12条の2第1項に規定する新設法人に該当することとなった事業年度の開始の日を記載します。
- (3) 「上記の日における資本金の額又は出資の金額」欄には、「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄に記載した日における資本金の額又は出資の金額を記載します。
- (4) 「設立年月日」欄には、法人を設立した年月日を記載します。
なお、法第12条の2第3項の規定の適用を受ける外国法人については、「設立年月日」欄に法人を設立した年月日及び「国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日」欄に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日を記載します。
- (5) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します。
なお、新規開業等の場合で設立1期目の事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (6) 「事業内容」欄には、法人の事業内容を具体的に記載します。
- (7) 「参考事項」欄には、その他の参考となる事項等がある場合に記載します。



消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

		年 月 日 提出		法人番号	F02			
提出先	F01	税務署長		フリガナ (代表者氏名)	H06			
フリガナ	F03			代表者氏名	H07			
名称	F04			電話番号 (代表者)	T01	—	—	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E01						
	納税地	F06						
本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	P01	—		電話番号	T02	—	—
	フリガナ	E02						
	所在地	E03						
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。								
		元号		年	月	日		
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日	N01							
事業内容等		元号		年	月	日	消費税法第12条の3第5項の規定の適用を受ける外国法人の場合	
設立年月日	N02	元号		年	月	日	国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日	
		月	日	月	日	N03		
事業年度	自	U01		至	U02			
事業内容	E04							
特定新規設立法人の判定								
イ 特定要件の判定								
①	特定要件の判定の基礎となった他の者	納税地等	E05					
		氏名又は名称	E06					
保有割合	②	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額(単位:株(円))			G01			
	③	新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額(単位:株(円))			G02			
	④	③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合(②/③×100)			C01		%	
ロ 基準期間に相当する期間の課税売上高又は総収入金額								
納税地等	E07			氏名又は名称	E08			
		元号		年	月	日		
基準期間に相当する期間	自	N04		至	N05			
基準期間に相当する期間の課税売上高	G03						円	
基準期間に相当する期間の総収入金額	G04						円	
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の(1)国内における課税売上高が5億円を超えている場合、又は、(2)国内外における総収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額)が50億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。								
参考事項	E09							
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—	
税務署整理欄	番号確認	K21			備考			

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、その事業年度の基準期間がない資本金1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（新設開始日）において特定要件（※）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間の国内における課税売上高が5億円を超える又は国内外における総収入金額（売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額）が50億円を超える法人（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により消費税の納税義務が免除されない法人を除きます。以下、「特定新規設立法人」といいます。）が提出するものです（法57②）。

その事業年度の基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合、当該事業年度について基準期間がないものとみなされるため、当該外国法人が特定新規設立法人に該当する場合も、この届出書を提出する必要があります（法12の3①⑤、法57②）。

※ 特定要件とは、他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合等をいいます。

- (注) 1 特定新規設立法人に該当するかどうかの判定は、その基準期間がない事業年度（一般的には設立1期目及び2期目）開始の日においてそれぞれ行う必要があります。
- 2 設立第2期目以降において次の場合には、次の届出書の提出がそれぞれ必要となります。
- イ 課税事業者となることを選択する場合
「消費税課税事業者選択届出書」
 - ロ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合（イに該当する場合を除きます）
「消費税課税事業者届出書【基準期間用】」
 - ハ 特定期間における課税売上高等が1,000万円を超える場合（イ・ロに該当する場合を除きます）
「消費税課税事業者届出書【特定期間用】」
 - ニ 新設法人に該当することとなった場合（イ・ハに該当する場合を除きます）
「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」

2 提出期限等

この届出書は、法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人に該当することとなった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領等

- (1) 「消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人に該当することとなった事業年度の開始の日を記載します。
- (2) 「設立年月日」欄には、法人を設立した年月日を記載します。
なお、法第12条の3第5項の規定の適用を受ける外国法人については、「設立年月日」欄に法人を設立した年月日及び「国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日」欄に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日を記載します。
- (3) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します。
なお、新規開業等の場合で設立1期目の事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (4) 「事業内容」欄には、法人の事業内容を具体的に記載します。
- (5) 「イ 特定要件の判定」欄
 - イ ①「特定要件の判定の基礎となった他の者」欄
 - (イ)「納税地等」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者の納税地を記載します。
なお、特定要件の判定の基礎となった他の者が個人事業者以外の個人である場合には、住所又は居所を記載します。
 - (ロ)「氏名又は名称」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者の氏名又は名称を記載します。
 - ロ ②「①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額（単位：株（円））」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の数又は金額を記載します。
 - ハ ③「新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額（単位：株（円））」欄には、新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額を記載しま

す。

ニ ④「③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合(②/③)×100」欄には、新規設立法人の発行済株式又は出資(新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額のうち、特定要件の判定の基礎となった他の者が直接又は間接に保有する割合を記載します。

(6) 「ロ 基準期間に相当する期間の課税売上高又は総収入金額」欄

この欄には、判定対象者のうち、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超える者又は総収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額)が50億円を超える者に関する事項を記載します。

イ 「納税地等」欄には、判定対象者の納税地を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、判定対象者の氏名又は名称を記載します。

ハ 「基準期間に相当する期間」欄には、判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間を記載します。

ニ 「基準期間に相当する期間の課税売上高」欄には、判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高を記載します。

ホ 「基準期間に相当する期間の総収入金額」欄には、判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における総収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額)を記載します。

当該合計額には、例えば、損益計算書上の売上高、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの全ての収益の額が含まれます。

なお、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間の国内における課税売上高が5億円を超える、又は、国内外における総収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額)が50億円を超える判定対象者が、特定要件の判定の基礎となった他の者である場合には、「納税地等」欄及び「氏名又は名称」欄の記載は不要です。

(7) 「参考事項」欄には、例えばこの届出書の「特定新規設立法人の判定」欄のイ①の者とロの者が異なる場合のその関係等、その他参考となる事項がある場合に記載します。

消費税納税管理人解任届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長
-----	-----	--	------

個人番号又は法人番号	F02	
------------	-----	--

フリガナ	F03		フリガナ (代表者氏名)
------	-----	--	-----------------

氏名又は名称	F04		代表者氏名
--------	-----	--	-------

納税地	郵便番号 (納税地)	—		電話番号 (納税地)	— —	
-----	---------------	---	--	---------------	-----	--

フリガナ						
------	--	--	--	--	--	--

納税地	F06					
-----	-----	--	--	--	--	--

下記のとおり、納税管理人を解任したので、届出します。

解任した 納税管理人	(フリガナ)					
---------------	--------	--	--	--	--	--

住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 —)				
		(電話番号 — —)			

氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)				
-----------------------	--------	--	--	--	--

現在納税地					
-------	--	--	--	--	--

選任していた ときの納税地					
------------------	--	--	--	--	--

納税管理人を解任した理由					
--------------	--	--	--	--	--

参考事項					
------	--	--	--	--	--

税理士署名	(電話番号 — —)				
-------	-------------	--	--	--	--

税務署 整理欄	個人番号カード/通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()	番号 確認		身元 確認	
------------	---------------------------------	----------	--	----------	--



適格請求書発行事業者の登録申請書

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

申 請 者	提出先	F01		税務署長		年	月	日	提出
	(個人事業者の場合) 住所又は居所	郵便番号	F08	—	電話番号	F10	—	—	
	(法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	フリガナ	E01						
		住所等	F09						
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—	
		フリガナ	E02						
		注:税務署所在地ではありません	納税地	F06					
	フリガナ	E03			【法人】 フリガナ	H06			
	(個人事業者の場合)氏名 注:屋号ではありません (法人の場合)名称	E04			【法人】 代表者氏名	H07			
	法人番号	F02							

この申請書に記載した次の事項は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
(個人事業者の場合)氏名
(法人の場合)名称、本店又は主たる事務所の所在地(人格のない社団等は名称のみ)
なお、上記事項のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、数字を記載してください。 (1=課税事業者、2=免税事業者、3=新規開業等した事業者)	G01	
	1 課税事業者(次の「新規開業等した事業者」を除く。) ⇒ 次葉のBへ		
	2 免税事業者(次の「新規開業等した事業者」を除く。) ⇒ 次葉のAへ		
	3 新規開業等した事業者 1=事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 2=事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者 3=事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者	G02	
	2年前又は2事業年度前の課税売上高が、 ・1千万円超 ⇒課税事業者 ・1千万円以下 ⇒免税事業者 新規開業等した事業者は、資本金が1千万円以上の法人や消費税課税事業者選択届出書を提出している場合等を除き免税事業者に該当しません。	1 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ⇒ 右の「課税期間の初日」を記載の上、次葉のBへ 2 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者 ⇒ 次葉のBへ 3 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者 ⇒ 次葉のAへ	課税期間の初日 (個人事業者は本年1月1日、法人は設立日) N01

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考		
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()		番号 確認		身元 確認	



適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

		年	月	日	提出	氏名又は名称	E01							
A	該当する事業者の区分に応じ、数字を記載してください。													
	免 税 事 業 者 の 確 認	a 次のb・c以外で例えば免税事業者である課税期間中の最短日での登録を希望するなど免税事業者である課税期間中に登録を受けようとする事業者（登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。） ※ a欄枠内の事項を記載し（登録希望日欄の記載をお忘れなく）、次はB欄①の質問へ						1=はい、 2=いいえ		G01				
		個人番号	G02		元 号		年	月	日					
		事業内容等	N01		法人のみ記載		事業年度	自	U01	月	日			
	E02				資本金	G03			円					
			登録希望日 (申請書の提出日から 15日後以降の日)		N02	元 号		年	月	日				
	b 翌課税期間が課税事業者で、その翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者（申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までの場合） ※ 次はB欄①の質問へ						1=はい、 2=いいえ		元 号		年	月	日	
			G04		N03									
	c 翌課税期間が課税事業者で、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎている事業者（この場合、翌課税期間の途中から登録を受けることとなります。） ※ 次はB欄①の質問へ						1=はい、2=いいえ		G05					
B	① 課税事業者です（登録を受けると、消費税の申告が必要になります。）。 この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者となるため、「1」を記載してください。 ※ 次は②の質問へ								1=はい、2=いいえ		G06			
	② 納税管理人を定める必要のない事業者です。 (国内に住所や本店等を有し、かつ、今後も有する場合は「1」を記載し、次の質問③へ。「いいえ」の場合は「2」を記載の上、次の質問②'にも答えてください。) 【納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）】 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合								1=はい、2=いいえ		G07			
	②' 納税管理人の届出をしています。						該当する欄に「1」を記載してください。		はい	いいえ	G08	G09		
	③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (加算税や延滞税は「罰金」ではありません。「いいえ」の場合は「2」を記載の上、次の質問③'にも答えてください。)						1=はい、2=いいえ		G10					
	③' その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。						該当する欄に「1」を記載してください。		はい	いいえ	G11	G12		
C	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 (「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。)								1=はい、2=いいえ		G13			
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署		E03		元 号		年	月	日	税務署				
	被 相 続 人	死亡年月日		N04										
		郵便番号		P01		-								
	氏 名	フリガナ		E04										
		フリガナ		E05										
	登 録 番 号	フリガナ		E06										
		氏名		E07										
	登録番号		T		E08									
参 考 事 項	E09													

適格請求書発行事業者の登録申請書 (国内事業者用) 及び次葉の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、適格請求書の交付をしようとする国内事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します(法57の2②)。

(注) 1 令和5年10月1日から令和12年9月29日までの間に提出する場合に、この申請書を使用します。

2 この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。

3 登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限ります。ただし、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則(以下「附則」といいます。)第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申請時に免税事業者であっても登録を受けることができます。

4 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません(法9①)。

5 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません(登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。)

6 適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登録簿への登載により行われます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要があります(法57の2⑧)。

※ 法人が名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

7 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります(法57の2⑩一)。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

免税事業者が、附則第44条第4項の規定の適用により、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載し、その登録希望日から登録を受けることとされています。

また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日(令和5年10月2日以後開始する課税期間に限ります。)から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります(法57の2②、令70の2①)。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、申請書は余裕を持って提出してください。

(注) 税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則15③)。

3 記載要領

(1) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて数字の1、2又は3を記載します。

免税事業者に該当する場合は、次葉「免税事業者の確認」欄を記載してください。

(2) 次葉「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき、それぞれに掲げる事項に留意して記載してください。

イ 免税事業者である課税期間中に登録を受けようとする事業者(令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者)に該当する場合は、「a」欄に数字の1を記載し、その他の欄を次のとおり記載します。

(イ) 「個人番号」欄は、個人番号を記載します(法人は不要です。また、本人確認書類^(※)の提示又は写しの添付が必要です。)。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※) 本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類（通知カード ^(注) など）＋身元確認書類（運転免許証など）

(注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- (ロ) 「生年月日 設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
- (ハ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します（個人事業者は記載不要です。）。
なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (ニ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者は記載不要です。）。
- (ホ) 「登録希望日」欄は、提出日から15日後以降の登録を受ける日として希望する日を記載してください。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間内の日に限ります。

ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者に該当し、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までの場合は、「b」欄に数字の1を記載し、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「翌課税期間の初日」欄に記載します。

ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月2日から令和11年9月30日までの日の場合に限ります。

なお、この場合の「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

- (3) 次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。申請書の欄に従い該当する数字を記載してください。
- (4) 次葉「相続による事業承継の確認」欄は、事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除きます。以下同じです。）が、法第57条の3第3項の適用を受けようとする場合に記載します。同項の規定により、①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」といいます。）について、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号が相続人の登録番号とみなされますが、みなし登録期間の末日の翌日以後は、被相続人の登録番号は失効します。
みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出する必要があります（法57の3③）。
- (5) 次葉「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 公表事項について

- (1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
イ 申請者の氏名又は名称
ロ 法人（人格のない社団等を除きます。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
- (2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限ります。）^(※) ・旧姓（旧氏）氏名（原則、住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限ります。）^(※)
人格のない社団等	<ul style="list-style-type: none"> ・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、以下の添付書類が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

通称：住民票の写し

旧姓（旧氏）氏名：住民票の写し又は（旧姓（旧氏）氏名が併記された）マイナンバーカードの写し

また、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記5(3)もご確認ください。

5 留意事項

(1) 通知される登録番号は、次のとおりです。

イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

(2) 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録希望日から登録を受けることができる経過措置が設けられており、この経過措置により登録申請を行う場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。この場合、登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間における課税売上高に関わらず課税事業者として消費税の申告が必要です（附則44⑤）。

(3) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、適格請求書発行事業者公表サイトの「よくある質問2-5」をご確認ください。

よくある質問



6 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

特設サイト



適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

この申請書は、令和十二年九月三十日以後提出する場合に使用します。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)	(〒 -)
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	Ⓞ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	Ⓞ
		氏名又は名称	
		(フリガナ)	
		(法人の場合) 代表者氏名	
_____ 税務署長殿		法人番号	

この申請書に記載した次の事項（Ⓞ 印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
 - 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	
	<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	翌課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	
税理士署名	(電話番号 - -)	

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	登録番号	T	

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2 / 2】

	氏名又は名称			
登録要件の確認	課税事業者です。			
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者の方が、消費税課税事業者（選択）届出書を既に提出しており、又はこの申請書と同時に提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる場合は、「はい」を選択してください。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合			
	納税管理人の届出をしています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
確認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
相続による事業承継の確認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署		税務署	
	被相続人	死亡年月日	令和 年 月 日	
		(フリガナ)	(〒 -)	
	相納税地	納税地		
		(フリガナ)		
氏名	氏名			
	登録番号	T		
参考事項				

この申請書は、令和十二年九月三十日以後提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書



この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合には使用します。

申請者	提出先	F01	税務署長		年 月 日 提出				
	(個人事業者の場合) 国外にある住所又は (法人の場合) 国外にある本店又は 主たる事務所の所在地	日本語(カナ)表記	E01						
		英語表記	F09						
		国番号	E02	電話番号	E03	E04	E05		
	納税地	郵便番号	F05	-		電話番号	F07	-	
		フリガナ	E06						
		納税地	F06						
	氏名又は名称	日本語(カナ)表記	E07						
		英語表記	E08						
		【参考】 自国語表記	E09						
【法人】									
代表者名	日本語(カナ)表記	H06							
	英語表記	E10							
法人番号	F02								

この申請書に記載した次の事項は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
(個人事業者の場合) 氏名
(法人の場合) 名称、本店又は主たる事務所の所在地(人格のない社団等は名称のみ)
なお、上記事項のほか、登録番号及び登録年月日(これに加えて、特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

特定国外事業者区分	1=該当、2=非該当	G01	※ 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。					
	この申請書を提出する時点において、 該当する事業者の区分に応じ、数字を記載 してください。 (1=課税事業者、2=免税事業者、3=新規開業等した事業者)		G02					
事業者区分	※ 次葉2「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉1「免税事業者の確認」欄も記載してください。 (詳しくは記載要領等をご確認ください。)							
	1 課税事業者(次の「新規開業等した事業者」を除く。) ⇒ 次葉2の「登録要件の確認」へ							
	2 免税事業者(次の「新規開業等した事業者」を除く。) ⇒ 次葉1の「免税事業者の確認」へ							
	3 新規開業等した事業者		G03					
2年前又は2事業年度前の課売上高が、 ・1千万円超 ⇒課税事業者 ・1千万円以下 ⇒免税事業者 新規開業等した事業者は、資本金が1千万円以上の法人や消費税課税事業者選択届出書を提出している場合等を除き免税事業者に該当します。		1 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ⇒ 右の「課税期間の初日」を記載の上、次葉2の「登録要件の確認」へ		課税期間の初日	元号	年	月	日
		2 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者 ⇒ 次葉2の「登録要件の確認」へ		N01				
		3 事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者 ⇒ 次葉1の「免税事業者の確認」へ						
税理士署名	R01	電話番号(税理士)		R02	-			
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考		
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()			番号確認	身元確認			

国外事業者用



適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉1）

年 月 日 提出

氏名又は名称

E01

該当する事業者の区分に応じ、数字を記載してください。

a 次のb・c以外で例えば免税事業者である課税期間中の最短日での登録を希望するなど免税事業者である課税期間中に登録を受けようとする事業者（登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。）
※ a欄枠内の事項を記載してください（登録希望日欄の記載をお忘れなく）。

1=はい、2=いいえ

G01

個人番号 G02

元号 年 月 日

事業年度 自 U01

事業年度 至 U02

資本金 G03 円

登録希望日 (申請書の提出日から15日後以降の日) N02

元号 年 月 日

翌課税期間の初日

1=はい、2=いいえ

元号 年 月 日

G04

N03

1=はい、2=いいえ

G05

b 翌課税期間が課税事業者で、その翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者（申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日までの場合）

c 翌課税期間が課税事業者で、申請日が翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎている事業者（この場合、翌課税期間の途中から登録を受けることとなります。）

特定外国の国外事業者

フリガナ E03

国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

E04

電話番号 (国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等) T01

-

郵便番号 F08

-

特定外国事業者

フリガナ E05

税務代理人の事務所所在地

E06

電話番号 (税務代理人) T02

-

郵便番号 P01

-

フリガナ E07

税務代理人の氏名等

E08

提出する添付資料の欄に、数字を記載してください。（「その他」欄には、資料について具体的に記載してください。）

全申請者 氏名又は名称、国外の住所及び事業内容が確認できる資料（例 定款の写し、会社案内、会社のホームページ等）

1=有、2=無

G06

特定国外事業者該当する申請者 税務代理権限証書

1=有、2=無

G07

その他参考資料 会社のホームページアドレス、メールアドレス

1=有、2=無

G08

1=有、2=無

その他

G09

E09

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合には使用します。



適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉 2)

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

		年	月	日	提出	氏名又は名称	E01								
登 録 の 要 件 の 確 認	① 課税事業者です(登録を受けると、消費税の申告が必要になります。) この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者となるため、「1」を記載してください。 ※ 次は②の質問へ										1=はい、2=いいえ				
	② 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (加算税や延滞税は「罰金」ではありません。「いいえ」の場合は「2」を記載の上、次の質問②'にも答えてください。)										1=はい、2=いいえ				
	②' その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
	③ 特定国外事業者に該当します。 (「はい」の場合は「1」を記載し、以下のbからeの質問にも答えてください。 「いいえ」の場合は「2」を記載し、以下のa-1の質問にも答えてください。また、次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄の記載が必要です。)										1=はい、2=いいえ				
	a-1 納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「いいえ」の場合は、a-2の質問にも答えてください。)										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
	納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合										1=はい、2=いいえ				
	a-2 納税管理人の届出をしています。										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
	b 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 (「はい」の場合は、次葉1「特定国外事業者」欄の記載が必要です。)										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
	c 納税管理人の届出をしています。										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
	d 現在、国税の滞納はありません。										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ		
e 適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ			
登録を取り消された日から1年を経過しています。										該当する欄に「1」を記載してください。	はい	いいえ			
										登録を取り消された日	元号	年	月	日	
										N01					
G01										1=はい、2=いいえ					
G02										1=はい、2=いいえ					
G03										はい	いいえ				
G04										1=はい、2=いいえ					
G05										1=はい、2=いいえ					
G06										はい	いいえ				
G07										1=はい、2=いいえ					
G08										はい	いいえ				
G09										1=はい、2=いいえ					
G10										はい	いいえ				
G11										1=はい、2=いいえ					
G12										はい	いいえ				
G13										1=はい、2=いいえ					
G14										はい	いいえ				
G15										1=はい、2=いいえ					
G16										はい	いいえ				
G17										1=はい、2=いいえ					
G18										はい	いいえ				
G19										1=はい、2=いいえ					
G20										1=はい、2=いいえ					
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 (「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。)										1=はい、2=いいえ				
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署										E02	税務署			
	死亡年月日										N02	元号	年	月	日
	郵便番号										P01	-			
	納税地フリガナ										E03				
	納税地										E04				
	氏名(日本語表)										E05				
	氏名(英語表)										E06				
登録番号										T	E07				
参 考 事 項	E08														

適格請求書発行事業者の登録申請書 (国外事業者用)、次葉1及び次葉2の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、適格請求書の交付をしようとする国外事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します(法57の2②)。

(注) 1 令和5年10月1日から令和12年9月29日までの間に提出する場合に、この申請書を使用します。

2 この申請書を提出するときは、次葉1及び次葉2を併せて提出してください。

3 登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限ります。ただし、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則(以下「附則」といいます。)第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申請時に免税事業者であっても登録を受けることができます。

4 特定国外事業者が法第57条の2第6項第2号ホ又はヘの規定により、税務署長から登録を取り消された場合は、その取り消された日から1年間は、当該特定国外事業者の登録を拒否されることがあります。

5 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません(法9①)。

6 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません(登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります)。

7 適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登録簿への登載により行われます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要があります(法57の2⑧)。

※ 法人が名称並びに本店又は主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

8 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります(法57の2⑩一)。

9 令和5年9月1日において登録国外事業者であり、「登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出していない事業者は、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされていますので、この申請書の提出は必要ありません(附則45①)。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

免税事業者が、附則第44条第4項の規定の適用により、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載し、その登録希望日から登録を受けることとされています。

また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日(令和5年10月2日以後開始する課税期間に限ります。)から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります(法57の2②、令70の2①)。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、申請書は余裕を持って提出してください。

(注) 税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則15③)。

3 記載要領

(1) 「(個人事業者の場合) 国外にある住所又は居所(法人の場合) 国外にある本店又は主たる事務所の所在地」欄は、「日本語(カナ)表記」及び「英語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。

(2) 「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

- (ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

- (イ) 国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所
- (ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

(3) 「氏名又は名称」欄は、「日本語(カナ)表記」、「英語表記」及び「本国語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。

なお、常用漢字等での漢字表記が可能な国外事業者が、「日本語(カナ)表記」欄に常用漢字等を併記した場合は、当該常用漢字等についても国税庁ホームページで公表します。

- (4) 「【法人】」の「代表者氏名」欄は、「日本語(カナ)表記」及び「英語表記」をそれぞれ記載します。「英語表記」は、英語(ローマ字)で記載してください。
- (5) 「特定国外事業者区分」欄は、申請者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者(法57の2⑤一)に該当する場合は数字の1を、該当しない場合は2を記載します。また、該当する場合は次葉1「特定国外事業者」欄を、該当しない場合は次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄を、それぞれ記載します。
- (6) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて数字の1、2又は3を記載します。

免税事業者に該当する場合は、次葉1「免税事業者の確認」欄を記載してください。

(7) 次葉1「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロに掲げる場合に該当するとき、それぞれに掲げる事項に留意して記載してください。

イ 免税事業者である課税期間中に登録を受けようとする事業者(令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者)に該当する場合は、「a」欄に数字の1を記載し、その他の欄を次のとおり記載します。

(イ) 「個人番号」欄は、個人番号を有する場合、個人番号を記載します(法人は不要です。また、本人確認書類^(※)の提示又は写しの添付が必要です。)。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※)本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類(通知カード ^(注) など) + 身元確認書類(運転免許証など)

(注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- (ロ) 「生年月日 設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
- (ハ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します(個人事業者は記載不要です。)。なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (ニ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します(個人事業者は記載不要です。)
- (ホ) 「登録希望日」欄は、提出日から15日後以降の登録を受ける日として希望する日を記載してください。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間内の日に限ります。

ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者該当し、申請日が翌

課税期間の初日から起算して15日前の日までの場合は、「b」欄に数字の1を記載し、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「翌課税期間の初日」欄に記載します。

ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月2日から令和11年9月30日までの日の場合に限り、

なお、この場合の「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

(8) 次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄は、特定国外事業者以外の国外事業者に該当する場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地及び電話番号、郵便番号を記載します。

(9) 次葉1「特定国外事業者」欄は、特定国外事業者に該当する場合に、次により記載します。

イ 「税務代理人の事務所の所在地」欄は、税務代理人の事務所の所在地を記載します。

ロ 「税務代理人の氏名等」欄は、税務代理人の氏名、名称又は事務所の名称を記載します(税務代理人が法人の場合は、その法人名及び代表者の氏名を記載します。)

(10) 次葉1「添付する資料等」欄は、記載の資料をこの申請書に添付する場合は数字の1を、しない場合は数字の2を記載します。

「氏名又は名称、国外の住所等及び事業内容が確認できる資料」は、当該事項が確認できる箇所を添付してください。日本語以外で表記されている場合は、事業内容が記載されている部分について、和訳したものの添付をお願いします。

また、特定国外事業者に該当する場合は、税務代理権限証書の添付が必要です。

(11) 次葉2「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。申請書の欄に従い該当する数字等を記載してください。

(12) 次葉2「相続による事業承継の確認」欄は、事業を承継した相続人(適格請求書発行事業者を除きます。以下同じです。)が、法第57条の3第3項の適用を受けようとする場合に記載します。同項の規定により、①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間(以下「みなし登録期間」といいます。)について、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号が相続人の登録番号とみなされますが、みなし登録期間の末日の翌日以後は、被相続人の登録番号は失効します。

みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出する必要があります(法57の3③)。

(13) 次葉2「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 公表事項について

(1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ 申請者の氏名又は名称(日本語(カナ)表記及び英語表記)

ロ 法人(人格のない社団等を除きます。)にあっては、国外にある本店又は主たる事務所の所在地(英語表記)

ハ 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

(2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> 主たる屋号 主たる事務所の所在地等 通称(住民票に併記されている通称に限ります。)(※) 旧姓(旧氏)氏名(原則、住民票に併記されている旧姓(旧氏)に限ります。)(※)
人格のない社団等	<ul style="list-style-type: none"> 本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓(旧氏)氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。通称又は旧姓(旧氏)氏名の公表を希望する場合は、以下の添付書類が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

通称：住民票の写し

旧姓（旧氏）氏名：住民票の写し又は（旧姓（旧氏）氏名が併記された）マイナンバーカードの写し

また、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記5(3)もご確認ください。

5 留意事項

(1) 通知される登録番号は、次のとおりです。

イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

(2) 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録希望日から登録を受けることができる経過措置が設けられており、この経過措置により登録申請手続を行う場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。この場合、登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間における課税売上高に関わらず課税事業者として消費税の申告が必要です（附則44⑤）。

(3) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、適格請求書発行事業者公表サイトの「よくある質問2-5」をご確認ください。



6 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。



適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/3】

収受印

令和 年 月 日	申請者	国外にある住所又は居所(法人の場合)又は本店又は主たる事務所の所在地	日本語(カナ)表記	☉(法人の場合のみ公表されます)	
			英語表記		
		(フリガナ)		国番号	(電話番号 + - - -)
		納税地		(〒 -)	(電話番号 - -)
		氏名又は名称	日本語(カナ)表記	☉	
			英語表記	☉	
		【参考】自国語表記			
(法人の場合)代表者氏名	日本語(カナ)表記				
		英語表記			
法人番号					

この申請書は、令和十二年九月三十日以後提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項(☉印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
 1 申請者の氏名又は名称
 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
 3 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
 なお、上記1～3のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます
 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

特定国外事業者区分 該当 非該当

※ 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分	<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	翌課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	

税理士署名 (電話番号 - -)

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	登録番号	T	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉1及び2)」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉 1）

【2 / 3】

		氏名又は名称	
特 定 外 国 事 業 者	(フリガナ)	(〒 -) Ⓢ	(電話番号 - -)
	国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地		
特 定 国 外 事 業 者	(フリガナ)	(〒 -)	(電話番号 - -)
	税務代理人の事務所の所在地		
事 業 者	(フリガナ)		
	税務代理人の氏名等		
添 付 す る 資 料 等	1 全申請者 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所及び事業内容が確認できる資料 (例 定款の写し、会社案内、会社のホームページ等) 2 特定国外事業者に該当する申請者 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 3 その他参考資料 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()		
参 考 事 項			

この申請書は、令和十二年九月三十日以後提出する場合には使用しません。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉2）

【3 / 3】

氏名又は名称

登録要件の確認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者の方が、消費税課税事業者（選択）届出書を既に提出しており、又はこの申請書と同時に提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる場合は、「はい」を選択してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	特定国外事業者に該当します。 「はい」の場合は、以下の②から⑤の質問にも答えてください。 「いいえ」の場合は、以下の①-1の質問にも答えてください。また、次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄の記載が必要です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	①-1 納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、①-2の質問にも答えてください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	①-2 納税管理人の届出をしています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 （「はい」の場合は、次葉1「特定国外事業者」欄の記載が必要です。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③ 納税管理人の届出をしています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④ 現在、国税の滞納はありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	登録を取り消された日から1年を経過しています。 （登録を取り消された日：令和 年 月 日）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相続	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相続による事業承継の確認	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署	税務署
	死亡年月日	令和 年 月 日
	(フリガナ)	(〒 -)
	納税地	
	氏名	日本語表記 (カナ) 英語表記
登録番号	T	

この申請書は、令和十二年九月三十日以後提出する場合に使用します。



適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

届出者	提出先	F01		税務署長		年	月	日	提出	
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—		
		フリガナ	E01							
		納税地	F06							
	フリガナ	F03			【法人】 フリガナ	H06				
氏名又は名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07					
法人番号	F02			登録番号	T	E02				

下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。

変更	変更年月日	N01	元号	年	月	日				
	変更事項	氏名又は名称						1=変更有、2=変更無	G01	
		法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地						1=変更有、2=変更無	G02	
国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。							1=変更有、2=変更無	G03		
内容	変更前	フリガナ	E03							
		氏名又は名称	E04							
		本店又は主たる事務所の所在地	E05							
	国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E06								
	変更後	フリガナ	E07							
		氏名又は名称	E08							
		本店又は主たる事務所の所在地	E09							
		国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地	E10							
	※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。									
	参考事項	E11								
税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	—	—	
税務署 整理欄	番号 確認									



適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称	F04					
		引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 （「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。）			「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1 はい いいえ G01 G02			
特定 国外 事業 者に 係る 確認 事項	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人があります。 （「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄を記載してください。）			「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1 はい いいえ G03 G04				
	税 務 代 理 人	郵便番号	P01	-	電話番号	T01	-	-
		フリガナ	E01					
		事務所の所在地	E02					
		フリガナ	E03					
	氏名等	E04						
納税管理人の届出をしています。			「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1 はい いいえ G05 G06					
現在、国税の滞納はありません。			「はい」欄に1又は「いいえ」欄に1 はい いいえ G07 G08					
参 考 事 項	E05							

適格請求書発行事業者登録簿の登載 事項変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の2⑧）。

※ 法人が名称並びに本店又は主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

2 提出時期等

この届出書は、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

(1) 国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(2) 「法人番号」欄には、法人番号を記載します。

(3) 「登録番号」欄には、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。

なお、「法人番号」と「登録番号」のTを除く13桁が同一の場合は、登録番号を記載しなくても差し支えありません。

(4) 「変更年月日」欄には、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった年月日を記載します。

(5) 「変更事項」の各欄には、変更のある事項は数字の1を、変更のない事項は数字の2を記載します。

(6) 「変更前」欄及び「変更後」欄には、変更事項を記載します。

なお、国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものについて、国内に有しないこととなった場合は、「変更後」欄の「国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地」にその旨を、国内に有することとなった場合は、「変更後」欄の「国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地」にその所在地を記載してください。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(8) 特定国外事業者以外の国外事業者が、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合は、次葉を記載し提出してください。

4 公表事項について

この届出書に記載した変更事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

5 添付資料

国外事業者の場合、変更内容が確認できる資料を添付してください。また、変更内容が確認できる資料が日本語以外で表記されている場合は、和訳したものの添付をお願いします。

(例) 定款の写し、自国における登記簿謄本等、会社案内、会社のホームページ等



適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

申 出 者	提出先	F01			税務署長	年 月 日 提出		
	納税地	郵便番号	F05	-		電話番号	F07	-
		フリガナ	E01					
		納税地	F06					
	フリガナ	F03			【法人】 フリガナ	H06		
	氏名又は名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07		
法人番号	F02			登録番号	T	E02		

国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加（変更）し、公表することを希望します。

新 た に 公 表 す る 事 項	新たに公表を希望する事項の欄に記載してください。							
	個人	主たる屋号 〔複数ある場合 任意の一つ〕	1=はい	フリガナ	E03			
			G01	主たる屋号		E04		
	事業者	主たる事務所の所在地等 〔複数ある場合 任意の一箇所〕	1=はい	フリガナ	E05			
			G02	主たる事務所の所在地等		E06		
	業 者	通称 〔該当する欄に「1」 を記載してください〕	以下に、通称又は旧姓（旧氏）を使用した氏名を記載してください。					
			G03	旧姓	G04	フリガナ	E07	
		旧姓（旧氏）氏名 〔住民票に併記され ている通称又は旧 姓（旧氏）に限る〕	氏名に代えて公表 〔該当する欄に「1」 を記載してください〕	氏名と併記して公表 〔該当する欄に「1」 を記載してください〕	通称又は 旧姓（旧氏）		E08	
	社 格 の 団 体 等	本店又は主たる 事務所の所在地	1=はい	フリガナ	E09			
			G07	本店又は主たる 事務所の所在地		E10		

既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に記載してください。

変 更 の 内 容	変更年月日		元 号		年	月	日			
	N01									
	変更事項（個人事業者）		屋 号		事務所の所在地等		通称又は旧姓（旧氏）氏名		本店又は主たる 事務所の所在地	
	1=はい		1=はい		1=はい		(人格のない 社団等)		1=はい	
	G08		G09		G10		G11			
	変 更 前	フリガナ	E11							
		屋 号	E12							
		事務所の所在地等	E13							
		フリガナ	E14							
		通称又は旧姓（旧氏）氏名	E15							
		本店又は主たる 事務所の所在地	E16							
	変 更 後	フリガナ	E17							
屋 号		E18								
事務所の所在地等		E19								
フリガナ		E20								
通称又は旧姓（旧氏）氏名		E21								
本店又は主たる 事務所の所在地		E22								

※ 常用漢字等を使用して公表しますので、申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

参考事項	E23							
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	-		
税務署 整理欄	番号 確認							

適格請求書発行事業者の公表事項（変更）申出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申出書は、次の区分に応じた事項について、国税庁ホームページで公表を希望する場合、又は既に公表されている事項を変更しようとする場合に提出します。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限ります。） ^(※) ・旧姓（旧氏）氏名（原則、住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限ります。） ^(※)
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名に代えて（氏名として）公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、以下の添付書類が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

通称：住民票の写し

旧姓（旧氏）氏名：住民票の写し又は（旧姓（旧氏）氏名が併記された）マイナンバーカードの写し

また、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記4(2)もご確認ください。

2 提出時期等

この申出書は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」と同時に提出することができます。国税庁ホームページへの公表事項の反映には、一定期間を要しますのでご注意ください。

3 記載要領

- (1) 「登録番号」欄は、既に登録を受けている場合にのみ、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。
- (2) 国外事業者の場合、「氏名又は名称及び代表者氏名」欄は、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (3) 新たに公表を希望する場合は、「新たに公表する事項」欄へ次により記載します。
 - イ 個人事業者の場合は、公表を希望する事項について数字の1を記載し、次により記載します。
 - (イ) 「主たる屋号」欄は、公表する屋号を一つ記載してください。
 - (ロ) 「主たる事務所の所在地等」欄は、公表する事務所等の所在地を一箇所記載してください。
 - (ハ) 通称の公表を希望する場合は、「通称・旧姓（旧氏）氏名」欄の「通称」に数字の1を記載し、「氏名に代えて公表」又は「氏名と併記して公表」の希望するいずれかの欄に数字の1を記載の上、住民票に併記されている外国人の通称を記載してください。
 - (ニ) 旧姓（旧氏）の公表を希望する場合は、「通称・旧姓（旧氏）氏名」欄の「旧姓」に数字の1を記載し、「氏名に代えて公表」又は「氏名と併記して公表」の希望するいずれかの欄に数字の1を記載の上、住民票に併記されている旧姓（旧氏）を使用した氏名を記載してください。
 - ロ 人格のない社団等が本店又は主たる事務所の所在地を公表する場合は、数字の1を記載し、所在地を記載してください。
- (4) 既に公表している事項を変更する場合は、「変更の内容」欄へ次により記載します。
 - イ 「変更年月日」欄は、既に公表されている事項に変更があった年月日を記載します。
 - ロ 「変更事項」欄は、該当する項目に数字の1を記載します。
 - ハ 「変更前」欄及び「変更後」欄は、変更事項を記載します。なお、公表されている事項を公表しないこととする場合は、その旨を「変更後」欄の公表しないこととする事項の欄に記載してください。

4 注意事項

- (1) 常用漢字等を使用して公表しますので、この申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
- (2) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、適格請求書発行事業者公表サイトの「よくある質問2-5」をご確認ください。

よくある質問





適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

届 出 者	提出先	F01		税務署長		年	月	日	提出
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—	
		フリガナ	E01						
	納税地	F06							
	フリガナ	F03			【法人】 フリガナ	H06			
氏名 又は 氏名	F04			【法人】 代表者氏名	H07				
法人番号	F02			登録番号	T	E02			

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

登録の効力を失う日	元号	年	月	日			
	N01						
<p>※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。</p>							
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	元号	年	月	日			
	N02						
参考事項	E03						
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	番号 確認	
------------	---------------	-----	-------	---	---	----------	--

適格請求書発行事業者の登録の取消しを 求める旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者が、その登録の取消しを求める場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の2⑩一）。

2 提出時期等

登録の効力を失う日は、この届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。

ただし、この届出書を提出した日が、提出をした日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日後である場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力を失うこととなります。

したがって、翌課税期間の初日に登録の取消しを求める場合は、登録の取消しを求める課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

3 記載要領

(1) 国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(2) 「登録番号」欄には、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。

(3) 「登録の効力を失う日」欄には、この届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日を記載します。

ただし、この届出書の提出をした日の属する翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎた場合には、翌々課税期間の初日を記載します。

（例）3月決算の法人

1 ×年3月17日までにこの届出書を提出した場合

×年4月1日（翌課税期間の初日）から登録の効力を失います。

2 ×年3月18日から×年3月31日までに提出した場合

×+1年4月1日（翌々課税期間の初日）から登録の効力を失います。

(4) 「適格請求書発行事業者の登録を受けた日」欄には、適格請求書発行事業者として登録を受けた年月日を記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



適格請求書発行事業者の死亡届出書

届出者	提出先	F01	税務署長	年	月	日	提出
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所又は居所	フリガナ	E01				
	住所又は居所	住所又所	F06				
	フリガナ	F03					
	氏名	F04					
個人番号	F02						

下記のとおり、適格請求書発行事業者が死亡したので、消費税法第57条の3第1項の規定により届出します。

死亡年月日	元号	年	月	日
N01				

死亡した適格請求書発行事業者	郵便番号	P01	—	
	納税地	フリガナ	E02	
	納税地	E03		
	フリガナ	E04		
	氏名	E05		
	登録番号	T	E06	

届出者と死亡した適格請求書発行事業者との関係	E07		
相続による届出者の事業承継の有無	G01	※ 届出者が適格請求書発行事業者でない場合は、1 = 有、2 = 無のいずれかの数字を記載してください。	

参考事項	E08				
税理士署名	R01	電話番号 (税理士)	R02	—	—

税務署整理欄	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他 ()	番号確認	
--------	-----------------------------	------	--

適格請求書発行事業者の死亡届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡した場合に、相続人が適格請求書発行事業者である被相続人の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の3①）。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「住所又は居所」欄には、非居住者の場合、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「氏名」欄には、外国人の場合、必要に応じて日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (3) 「死亡年月日」欄には、適格請求書発行事業者が死亡した年月日を記載します。
- (4) 「死亡した適格請求書発行事業者」欄の「納税地」欄及び「氏名」欄には、死亡した適格請求書発行事業者の納税地及び氏名を記載します。
なお、死亡した適格請求書発行事業者が国外事業者である場合、「氏名」欄は、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。また、「登録番号」欄には、死亡した適格請求書発行事業者の登録番号を記載します（登録番号のTの記載は不要です。Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。
- (5) 「届出者と死亡した適格請求書発行事業者との関係」欄には、死亡した適格請求書発行事業者と届出者との関係を記載します。
- (6) 「相続による届出者の事業承継の有無」欄には、届出者が適格請求書発行事業者でない場合に、事業を承継した場合は数字の1を、承継していない場合は数字の2を記載します。なお、届出者が適格請求書発行事業者である場合、当該欄は記載不要です。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (8) この届出書の控えを保存する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

《事業を承継した相続人について》

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除きます。以下同じ。）の①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②今回の相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」といいます。）については、適格請求書発行事業者とみなされます。

なお、みなし登録期間中に相続人が「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出している場合において、そのみなし登録期間の末日までに登録申請に係る登録又は拒否の通知がないときは、そのみなし登録期間の末日の翌日から当該通知が相続人に到達するまでの期間をみなし登録期間とみなします。

また、みなし登録期間中においては、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号がその相続人の登録番号とみなされます（法57の3③）。

おって、事業を承継した相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、みなし登録期間中は、納税義務の免除の規定の適用はありません（法9①）。

(注) 事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者となるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。



任意組合等の組合員の全てが適格請求書
発行事業者である旨の届出書

届 出 者	提出先	F01				税務署長	年 月 日 提出					
	納税地	郵便番号	F05	-			電話番号	F07	- -			
		フリガナ	E01									
		納税地	F06									
	フリガナ	F03					【法人】 フリガナ	H06				
氏名又は名称	F04					【法人】 代表者氏名	H07					
法人番号	F02					登録番号	T	E02				

下記のとおり、任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者であるので、消費税法第57条の6第1項の規定により届出します。

フリガナ	E03													
任意組合等の名称	E04													
フリガナ	E05													
任意組合等の事務所等の所在地	E06													
届出者以外 の組合員 の氏名 及び登録 番号	氏名又は名称					登録番号								
	E07						T	E08						
	E09						T	E10						
	E11						T	E12						
	E13						T	E14						
	E15						T	E16						
事業内容	E17													
存続期間				元号	年	月	日				元号	年	月	日
	自	N01						至	N02					
参考事項	E18													
税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	- -						
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年			月	日	番号 確認						



任意組合等の組合員の全てが適格請求書

発行事業者である旨の届出書 (別紙)

氏名又は名称		F04		
届 出 者 以 外 の 全 て の 組 合 員 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 登 録 番 号	氏 名 又 は 名 称		登 録 番 号	
	E01		T	E02
E03		T	E04	
E05		T	E06	
E07		T	E08	
E09		T	E10	
E11		T	E12	
E13		T	E14	
E15		T	E16	
E17		T	E18	
E19		T	E20	
E21		T	E22	
E23		T	E24	
E25		T	E26	
E27		T	E28	
E29		T	E30	
E31		T	E32	
E33		T	E34	
E35		T	E36	
E37		T	E38	
E39		T	E40	
E41		T	E42	
E43		T	E44	
E45		T	E46	
E47		T	E48	
E49		T	E50	
E51		T	E52	
E53		T	E54	
E55		T	E56	
E57		T	E58	
E59		T	E60	

任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行 事業者である旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合に関する法律第2条に規定する有限責任組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの（以下「任意組合等」といいます。）の組合員である適格請求書発行事業者が、当該任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき、適格請求書若しくは適格簡易請求書（以下「適格請求書等」といいます。）を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供しようとする場合に、任意組合等の業務を執行する者（以下「業務執行組合員」といいます。）が当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の6①）。

（注）1 この届出書は、任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である場合に、業務執行組合員が提出することができます。

2 業務執行組合員とは、次に掲げる任意組合等の区分に応じ、それぞれ次の者をいいます（令70の14①）。

イ 民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合

当該組合の組合員のうち同法第670条第3項に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうちの業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうちの組合員とします。）

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合

当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうちの組合員とします。）

ハ 有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合

当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第29条第3項に規定する組合員

ニ 外国の法令に基づいて設立された団体であって、上記イからハまでに掲げる組合に類似するもの

上記イからハまでに該当する者に準ずる者

2 提出時期等

この届出書を提出した日以後に行う課税資産の譲渡等については、任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき適格請求書等を交付すること（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することを含みます。以下同じです。）ができます。

3 記載要領

(1) 「届出者以外の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号」欄に全ての組合員の記載ができない場合は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書（別紙）」に記載してください。

(2) 「存続期間」欄は、任意組合等の存続期間を記載します。存続期間の終了日が未定の場合は「至 元号 年 月 日」の記載は不要です。

(3) 「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 留意事項

(1) 「登録番号」欄は、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。

(2) この届出書を提出した任意組合等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該該当することとなった日以後に行う当該任意組合の事業として国内において行った課税資産の譲渡等については、適格請求書等を交付することはできません（法57の6②）。

イ 適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合

ロ 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合

(3) 上記(2)の場合に該当することとなったときは、「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出する必要があります（法57の6②）。

(4) この届出書を提出した業務執行組合員は、この届出書に記載した事項に変更があったときは、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」を提出する必要があります（令70の14③）。

(5) この届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合には、その清算に係る清算人は、「任意組合等の清算が終了した旨の届出書」を提出する必要があります（令70の14④）。

5 添付書類

任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写し

6 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

特設サイト





任意組合等の組合員が適格請求書
発行事業者でなくなった旨等の届出書

届 出 者	提出先	F01		税務署長		年	月	日	提出	
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—		
		フリガナ	E01							
		納税地	F06							
	氏名 又は 法人番号	フリガナ	F03		【法人】 フリガナ	H06				
		F04		【法人】 代表者氏名	H07					
	法人番号	F02								

下記のとおり、組合員の全てが適格請求書発行事業者である任意組合等でなくなったので、消費税法第57条の6第2項の規定により届出します。

	フリガナ	E02							
任意組合等の名称		E03							
	フリガナ	E04							
任意組合等の事務所等の所在地		E05							
届出理由が生じた日			元号	年	月	日			
		N01							
届出理由		G01		←以下の該当番号を記載してください。 1 = 適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させたため 2 = 組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなったため					
参考事項		E06							
税理士署名		R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—		
税務署 整理欄	番号 確認								

任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者 でなくなった旨等の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合又は当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合に、任意組合等の業務執行組合員が当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の6②）。

2 提出時期等

この届出書は、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合又は当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 業務執行組合員が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「届出理由が生じた日」欄には、届出理由が生じた日を記載します。
- (3) 「届出理由」欄には、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合には数字の1を、当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合は2を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



任意組合等の組合員の全てが適格請求書
発行事業者である旨の届出事項の変更届出書

届出者	提出先	F01	税務署長	年	月	日	提出	
	納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —	
		フリガナ	E01					
		納税地	F06					
氏名又は法人番号	フリガナ	F03			【法人】フリガナ	H06		
	氏名	F04			【法人】代表者氏名	H07		
	法人番号	F02						

下記のとおり、任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書に届出事項に変更があったので、消費税法施行令第70条の14第3項の規定により届出します。

任意組合等の名称	フリガナ	E02									
	任意組合等の名称	E03									
任意組合等の事業所等の所在地	フリガナ	E04									
	任意組合等の事業所等の所在地	E05									
変更事項	変更年月日	N01	元号	年	月	日					
	該当する事項に数字の1を記載してください。 ※その他の場合は、G08欄に1を、E06欄に変更内容を記載してください。	G01	任意組合等の名称	G05	組合員の氏名又は名称						
		G02	任意組合等の事務所等の所在地	G06	事業内容						
		G03	業務執行組合員の氏名又は名称	G07	存続期間						
		G04	業務執行組合員の納税地								
		G08	その他	E06							
変更内容	フリガナ	E07									
	任意組合等の名称	E08									
	フリガナ	E09									
	任意組合等の事務所等の所在地	E10									
	存続期間	自 N02	元号	年	月	日	至 N03	元号	年	月	日
	フリガナ	E11									
	上記以外	E12									
	フリガナ	E13									
	任意組合等の名称	E14									
	フリガナ	E15									
任意組合等の事務所等の所在地	E16										
存続期間	自 N04	元号	年	月	日	至 N05	元号	年	月	日	
フリガナ	E17										
上記以外	E18										
参考事項	E19										
税理士署名	R01	電話番号	R02	—	—						
税務署整理欄	番号確認										

任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、既に提出した「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に記載した事項に変更があったときに提出します（令70の14③）。

2 提出時期等

既に提出した「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に記載した事項に変更が生じた場合に、速やかに提出してください。

3 記載要領

- (1) 業務執行組合員が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「変更年月日」欄は、変更があった年月日を記載します。
- (3) 「変更事項」欄は、該当する項目に数字の1を記載してください。「その他」に数字の1を記載した場合、変更内容を具体的に記載してください。
なお、適格請求書発行事業者を新たに組合員として加入させた場合は、「その他」に1を記載し、その旨を記載してください。
また、適格請求書発行事業者である組合員が脱退等した場合も、「その他」に数字の1を記載し、その旨を記載してください。
- (4) 「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更事項を記載します。
なお、適格請求書発行事業者を新たに組合員として加入させた場合は、「変更後」欄の「上記以外」にその組合員の氏名又は名称及び登録番号を記載してください。
また、適格請求書発行事業者である組合員が脱退等した場合は、「変更前」欄の「上記以外」にその組合員の氏名又は名称及び登録番号を記載してください。
- (5) 「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 添付書類

任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写し

5 その他

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度の概要、ポイントを解説した動画、各種リーフレット等やQ&Aなどの情報を掲載しています。

特設サイト





任意組合等の清算が終了した旨の届出書

届 出 者	提出先	F01				税務署長	年 月 日 提出				
	納 税 地	郵便番号	F05	—			電話番号	F07	— —		
		フリガナ	E01								
		納税地	F06								
	氏 名 又 称 は	フリガナ	F03				【法人】 フリガナ	H06			
氏名又は名称		F04				【法人】 代表者氏名	H07				
法人番号		F02									

下記のとおり、任意組合等の清算が終了したので、消費税法施行令第70条の14第4項の規定により届出します。

任 意 組 合 等 の 名 称	フリガナ	E02								
		E03								
任 意 組 合 等 の 事 務 所 等 の 所 在 地	フリガナ	E04								
		E05								
清 算 結 了 年 月 日			元号	年	月	日				
		N01								

任 業 意 務 組 執 行 等 に 係 る 員	届出者が業務執行組合員でない場合は、記載してください。										
	納 税 地	郵便番号 (納税地)	P01	—							
		フリガナ	E06								
		納税地	E07								
	氏 名 又 は 名 称	フリガナ	E08								
		氏名又は名称	E09								
		フリガナ	E10								
	代表者氏名	E11									

参考事項	E12									
税理士署名	R01				電話番号 (税理士)	R02	— —			

税務署 整理欄	番号 確認									
------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

任意組合等の清算が終了した旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合に、当該清算に係る清算人が、当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（令70の14④）。

2 提出時期等

この届出書は、任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 任意組合等の清算人が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「清算終了年月日」欄には、当該任意組合等の清算が終了した年月日を記載します。
- (3) 「任意組合等に係る業務執行組合員」欄には、届出者が任意組合等の業務執行組合員でない場合に記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

法人の消費税異動届出書



		提出先	F01			税務署長	
		法人番号	F02				
年 月 日 提出							
フリガナ (名称)	F03			フリガナ (代表者氏名)			
名称	F04			代表者氏名			
本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	-		電話番号	- -		
	フリガナ						
	所在地	F06					
下記のとおり、消費税の納税地等に異動があったので、消費税法第25条の規定により届出します。							
異動の 内容	異動年月日		令和 年 月 日				
	異動前の納税地		(〒 -) (電話番号 - -)				
	異動後の納税地		(〒 -) (電話番号 - -)				
	納税地以外 の異動事項	異動事項					
		異動前					
		異動後					
参 考 事 項							
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)					

消費税会計年度等届出書



		提出先		F01			税務署長
		年 月 日 提出		法人番号	F02		
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)			
名称	F04			代表者氏名			
納税地	郵便番号 (納税地)	—		電話番号 (納税地)	— —		
	フリガナ						
	納税地	F06					
下記のとおり、会計年度等を定めたので、消費税法施行令第3条第2項の規定により届出します。							
定めた会計年度等		自 月 日		至 月 日			
設立年月日		年 月 日					
課税資産の譲渡 等を開始した日		令和 年 月 日					
課税資産の内容 譲渡等の内容							
参考事項							
税理士署名		(電話番号 — —)					
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					



消費税課税期間特例選択（変更）届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	
フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07
	フリガナ	E01			
	納税地	F06			

下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号又は第4号の2に規定する課税期間に短縮又は変更したいので、届出します。

事業年度	自	U01	月	日	至	U02	月	日	適用開始日 又は変更日	N01	元号	年	月	日	
適用又は変更後の課税期間															
一月ごとの期間に短縮する場合						三月ごとの期間に短縮する場合									
	月	日		月	日		月	日		月	日		月	日	
U03			から	U04			まで	U27			から	U28			まで
U05			から	U06			まで	U29			から	U30			まで
U07			から	U08			まで	U31			から	U32			まで
U09			から	U10			まで	U33			から	U34			まで
U11			から	U12			まで								
U13			から	U14			まで	元号 年 月 日							
U15			から	U16			まで	変更前の課税期間特例 選択・(変更)届出書の提出日							
U17			から	U18			まで	N02							
U19			から	U20			まで	変更前の課税期間特例の 適用開始日							
U21			から	U22			まで	N03							
U23			から	U24			まで								
U25			から	U26			まで								
参考事項	E02														

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	---------------	-----	---	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

消費税課税期間特例選択（変更）届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税期間特例の適用を受けようとする、又は変更しようとする場合に提出します（法19①）。

また、3月ごとの課税期間を1月ごとの課税期間へ変更する場合は、3月ごとの課税期間特例の届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する月の初日、又は1月ごとの課税期間を3月ごとの課税期間へ変更する場合は1月ごとの課税期間特例の届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する月の前々月の初日以後でなければこの届出書を提出できません。

なお、この特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、この届出書の効力が生じる日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を提出することはできません（法19⑤）。

この特例を適用することによって短縮された課税期間は、次のとおりとなります。

(1) 課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

- ① 個人事業者の場合には、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月までの各期間
- ② その事業年度が3月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その期間）

(2) 課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合

- ① 個人事業者の場合には、1月1日以後1月ごとに区分した各期間
- ② その事業年度が1月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間が生じたときは、その期間）

(注) 1 年又は事業年度の途中でこの適用を受けた場合には、課税期間の初日から適用開始の日の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うこととなります。

2 3月ごとの課税期間特例を適用している事業者が1月ごとの特例へ変更する場合は、課税期間の初日から変更後の課税期間の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うこととなります。

2 提出時期等

この届出書は、この特例を受けようとする又は変更しようとする短縮に係る課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません。

ただし、新規開業した事業者等については、この届出書を提出した日の属する上記1（提出すべき場合）の(1)又は(2)に掲げる期間からこの特例の適用を受けることができます。

3 記載要領

- (1) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は不要です。）。
- (2) 「適用開始日又は変更日」欄には、特例により短縮される課税期間のうち、適用を開始する課税期間の初日又は変更により適用を開始する課税期間の初日を記載します。
- (3) 「適用又は変更後の課税期間」欄には、次により短縮される課税期間を記載します。

① 課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

イ 個人事業者の場合

「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」、「7月1日から9月30日まで」及び「10月1日から12月31日まで」の各期間

ロ 法人の場合

その事業年度の開始の日以後3月ごとに区分した各期間

(例) 9月決算法人の場合

「10月1日から12月31日まで」、「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」及び「7月1日から9月30日まで」の各期間

② 課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合

イ 個人事業者の場合

1月1日以後1月ごとに区分した「1月1日から1月31日まで」、「2月1日から2月28日まで」…「11月1日から11月30日まで」及び「12月1日から12月31日まで」の各期間

ロ 法人の場合

その事業年度の開始の日以後1月ごとに区分した各期間

(例) 9月決算法人の場合

「10月1日から10月31日まで」、「11月1日から11月30日まで」…「8月1日から8月31日まで」及び「9月1日から9月30日まで」の各期間

- (4) 「変更前の課税期間特例選択（変更）届出書の提出日」欄には、既に課税期間特例の適用を受けている

事業者がこの届出により短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例に係る「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」の提出年月日を記載します。

- (5) 「変更前の課税期間特例の適用開始日」欄には、既に課税期間特例の適用を受けている事業者がこの届出により短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例の効力が生じた日、すなわち、先に提出した「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」の「適用開始日又は変更日」欄に記載した日を記載します。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



消費税課税期間特例選択不適用届出書

年 月 日 提出 ※ 個人の方は事業を廃止した場合に、個人番号を記載してください。

提出先	F01		税務署長	個人番号※又は法人番号	F02	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06	
氏名又は称名	F04			【法人】代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	—
	フリガナ	E01				
	納税地	F06				

下記のとおり、課税期間の短縮の適用をやめたいので、消費税法第19条第3項の規定により届出します。														
事業年度	自	U01	月	日	至	U02	月	日	特例選択不適用の開始日	N01	元号	年	月	日
短縮の適用を受けていた課税期間														
一月ごとの期間に短縮していた場合							三月ごとの期間に短縮していた場合							
U03		から	U04		まで	U27		から	U28		まで			
U05		から	U06		まで	U29		から	U30		まで			
U07		から	U08		まで	U31		から	U32		まで			
U09		から	U10		まで	U33		から	U34		まで			
U11		から	U12		まで									
U13		から	U14		まで									
U15		から	U16		まで									
U17		から	U18		まで									
U19		から	U20		まで									
U21		から	U22		まで									
U23		から	U24		まで									
U25		から	U26		まで									
										元号	年	月	日	
										選択・変更届出書の提出日	N02			
										課税期間短縮・変更の適用開始日	N03			
										事業を廃止した場合の廃止した日	N04			
参考事項										E02				

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	-----------	-----	---	---

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考			
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()						番号確認	K21	身元確認

消費税課税期間特例選択不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税期間特例の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出します（法19③）。

なお、課税期間特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間は課税期間特例をやめることはできません（法19⑤）。

また、事業廃止により、この届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」の提出は不要です（法57①三）。

（注） 年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります（法19④）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、課税期間の特例の選択をやめようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。

ただし、この届出書は、事業を廃止した場合を除き、「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」の効力が生じる日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することができません。

3 記載要領

(1) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は不要です。）。

(2) 「特例選択不適用の開始日」欄には、特例選択をやめようとする課税期間の初日を記載します。

(3) 「短縮の適用を受けていた課税期間」欄には、特例の適用によって短縮されていた3月ごと又は1月ごとの各期間を記載します。

(4) 「選択・変更届出書の提出日」欄には、現在適用を受けている課税期間特例に係る「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」を提出した日を記載します。

(5) 「課税期間短縮・変更の適用開始日」欄には、現在適用を受けている課税期間特例の効力が生じた日、すなわち、先に提出した「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」の「適用開始日又は変更日」欄に記載した日を記載します。

(6) 「事業を廃止した場合の廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

なお、個人事業者の方が事業を廃止した場合には、個人番号（12桁）を記載します。個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

消費税簡易課税制度選択届出書



年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01	税務署長	法人番号	F02		
フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06		
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	
	フリガナ	E01				
	納税地	F06				
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。						
所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第51条の2第6項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。					1=はい ▼ G01	
① 適用開始課税期間	自	元号	年	月	日	
	N01					
	至	元号	年	月	日	
	N02					
② ①の基準期間	自	元号	年	月	日	
	N03					
	至	元号	年	月	日	
	N04					
③ ②の課税売上高	G02				円	
事業の内容	E02		事業区分	G03	種事業	
次のイ、ロ、ハ又はニの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ、ハ又はニの項目を記載してください。)				G04	← 1=はい、2=いいえ	
消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合						
イ	課税事業者 となった日	元号	年	月	日	
	N05					
課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない					1=はい ▼ G05	
ロ	設立年月日	元号	年	月	日	
	N06					
消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合					1=はい ▼ G06	
提出要件の 確認	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合 (同条第2項の規定の適用を受ける場合)					
	仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。					
	A	仕入れ等を行った 課税期間の初日	元号	年	月	日
		N07				
	この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない					1=はい ▼ G07
B	仕入れ等を行った 課税期間の初日	元号	年	月	日	
	N08					
この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない					1=はい ▼ G08	
※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を記載要領等に留意の上、記載してください。						
ニ	「金地金等の仕入れ等」 の合計額(税抜金額)が 2百万円以上となった 課税期間の初日	元号	年	月	日	
	N10					
この届出による①の「適用開始課税期間」は、金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の合計額(税抜金額)が2百万円以上となった課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない					1=はい ▼ G09	
※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。なお、この届出書を提出した課税期間が、上記ニに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間における金地金等の仕入れ等の金額の合計額(税抜金額)が2百万円以上となった場合も同様となります。詳しくは、記載要領等をご確認ください。						
参考事項	E03					
税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	番号 確認	K21	
					備考	

消費税簡易課税制度選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を適用しようとする場合に提出します（法37①）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の選択をやめることはできません（法37⑥）。

- (注) 1 この届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について簡易課税制度を適用できなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されます。
- 2 課税期間の初日において恒久的施設（所得税法又は法人税法に規定する「恒久的施設」をいいます。）を有しない国外事業者は、その課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることはできません（法37①）。
- 3 課税事業者を選択することにより課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中又は法第12条の2第1項に規定する新設法人若しくは法第12条の3第1項の特定新規設立法人が基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合は、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③一、二）。
- 4 事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、法第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません。また、高額特定資産が自己建設高額特定資産に該当する場合には、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額（事業者免税点制度、簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けない課税期間中において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③三）。
- 5 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けたことにより、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける場合には、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた課税期間（これらの規定の適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③四）。
- 6 事業者が、その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）（その課税期間が1年に満たない場合には、その合計額をその課税期間の月数で除し、これを12倍した金額。以下同じです。）が200万円以上であったことにより、法第12条の4第3項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③五）。
- 7 この届出書を提出した後、同一の課税期間に上記3から6に掲げる場合に該当することとなったときは、既に提出したこの届出書はその提出がなかったものとみなされます（法37④）。

2 提出時期等

- (1) この届出書の効力は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。したがって、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。
- なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。
- (2) 2割特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「平成28年改正法」といいます。）附則51の2①）の適用を受けた適格請求書発行事業者が、この届出書をその適用を受けた課税期間の翌課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成28年改正法附則51の2⑥）。
- (3) 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事

業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる規定（平成28年改正法附則44④）の適用を受け
る場合に、この届出書を適格請求書発行事業者の登録がされた日を含む課税期間中に提出したときは、
この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（消費税法施行令等
の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則18）。

3 記載要領

- (1) 上記2(2)又は(3)により簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、「所得税法等の一部を改正す
る法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政
令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適
用を受けたいので、届出します。」欄に、数字の1を記載します。
- (2) 「① 適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記
載します。
- (3) 「② ①の基準期間」欄には、「① 適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「③ ②の課税売上高」欄には、「② ①の基準期間」における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額
を記載します。
なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額
をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。
(注) 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいい
ます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みま
せん。
- (5) 「事業の内容」欄には、具体的な事業内容を記載し、「事業区分」欄には、簡易課税制度の第一種事業
から第六種事業の事業区分のうち、該当する事業の種類を算用数字で記載します。
(例) 第一種事業であれば、数字の1を記載
- (6) 「提出要件の確認」欄のイ、ロ、ハ又はニには、次に該当する場合に上記1の（注）3から6の提出要
件を満たしているか確認の上、記載します。
イ 課税事業者を選択して課税事業者となっている者
ロ 提出を行う課税期間において法第12条の2第1項に規定する「新設法人」に該当する法人若しくは過
去に該当していた法人又は提出を行う課税期間において法第12条の3第1項に規定する「特定新規設
立法人」に該当する法人若しくは過去に該当していた法人
ハ 高額特定資産の仕入れ等を行っている者又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己
建設高額資産について法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けた者
なお、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける事業者は、ハの項目を以下のとおり読み替えたところ
により各欄を記載します。
(イ) 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替えます。
(ロ) 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自
己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となっ
た」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受け
た」と読み替えます。
ニ その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以
上である者
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



消費税簡易課税制度選択不適用届出書

年 月 日 提出 ※ 個人の方は事業を廃止した場合に、個人番号を記載してください。

提出先	F01		税務署長	個人番号又は法人番号	F02	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06	
氏名又は称	F04			【法人】代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	— —
	フリガナ	E01				
	納税地	F06				

下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第5項の規定により届出します。

		元号				年	月	日	元号				年	月	日
①	この届出の適用開始課税期間	自	N01					至	N02						
②	①の基準期間	自	N03					至	N04						
③	②の課税売上高	G01											円		
		元号				年	月	日							
簡易課税制度の適用開始日		N05													
事業を廃止した場合の廃止日		N06													
参考事項		E02													

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	— —
-------	-----	--	-----------	-----	-----

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考						
	個人番号カード/通知カード・運転免許証・その他()						番号確認	K21		身元確認	K22	

消費税簡易課税制度選択不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出します（法37⑤）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の適用をやめることはできません（法37⑥）。

また、事業廃止により、この届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」の提出は不要です（法57①三）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに、この届出書を提出しなければならないことになります。

ただし、この届出書は、事業を廃止した場合を除いて、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することはできません。

（注）「簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日」とは、個人事業者又は事業年度が1年の法人の場合には、原則として簡易課税制度を選択した課税期間の翌課税期間の初日となります。

3 記載要領

(1) ①「この届出の適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

(2) ②「①の基準期間」欄には、①「この届出の適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

(3) ③「②の課税売上高」欄には、基準期間に国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

(4) 「簡易課税制度の適用開始日」欄には、先に提出した「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が生じた日、すなわち、同届出書の①「適用開始課税期間」欄の初日を記載します。

(5) 「事業を廃止した場合の廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

なお、個人事業者の方が事業を廃止した場合には、個人番号（12桁）を記載します。個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



任意の中間申告書を提出する旨の届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	
フリガナ	E01		フリガナ	E03	
名称 (屋号)	E02		氏名又は 代表者氏名	E04	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07
	フリガナ	E05			
	納税地	F06			
【法人】 代表者住所	フリガナ	E06			
	住所	H08		代表者 電話番号	H09

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
① 適用開始中間 申告対象期間	自	N01					至	N02					
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
② ①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自	N03					至	N04					
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
③ ②の直前の 課税期間	自	N05					至	N06					
④ ③の課税期間における 確定消費税額	G01												円
⑤ 月数按分 (④×6/③の月数)	G02												円

参考事項	E07	
------	-----	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—
-------	-----	--	---------------	-----	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

任意の中間申告書を提出する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、直前の課税期間の確定消費税額を当該直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることにより、その六月中間申告対象期間につき六月中間申告書の提出を要しない事業者が、任意に六月中間申告書を提出しようとする場合に提出するものです（法42⑧）。

- (注) 1 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。
- 2 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします(法42⑩)。
- 3 「六月中間対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます（法42⑥）。
- 4 任意に六月中間申告書を提出することをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」を提出する必要があります（法42⑨）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

- (注) この届出書を提出した後、任意の六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」をその六月中間申告対象期間の末日に提出したものとみなされます（法42⑪）。

3 記載要領

- (1) 「① 適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「② ①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「① 適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「③ ②の直前の課税期間」欄には、「② ①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「④ ③の課税期間における確定消費税額」欄には、「③ ②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の確定消費税額を記載します。
- なお、「③ ②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (5) 「⑤ 月数按分(④×6/③の月数)」欄には、「④ ③の課税期間における確定消費税額」欄に記載した確定消費税額を「③ ②の直前の課税期間」欄の月数で除し、これに6を乗じた金額を記載します。
- なお、「③ ②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書



年 月 日 提出 ※ 個人の方は事業を廃止した場合に、個人番号を記載してください

提出先	F01		税務署長	個人番号*又は法人番号	F02	
フリガナ	E01			フリガナ	E03	
名称(屋号)	E02			氏名又は代表者氏名	E04	
納税地	郵便番号(納税地)	F05	—	電話番号(納税地)	F07	— —
	フリガナ	E05				
	納税地	F06				
【法人】代表者住所	フリガナ	E06				
	住所	H08		電話番号(代表者)	H09	— —

下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。

			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
① この届出の適用開始 中間申告対象期間	自	N01					至	N02					
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
② ①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自	N03					至	N04					
			元号	年	月	日							
事業を廃止した日	N08												
参考事項	E07												

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	—	—
-------	-----	--	-----------	-----	---	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考						
	個人番号カード/通知カード		・	運転免許証		・	その他()	番号確認	K21		身元確認	K22

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出し、六月中間申告書の提出を要しない六月中間申告期間につき任意に六月中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出することをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出するものです（法42⑨）。

（注） 「六月中間申告対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます（法42⑥）。

なお、事業廃止により、この届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」の提出は不要です（法57①三）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

3 記載要領

(1) 「① この届出の適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出することをやめようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。

(2) 「② ①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「① この届出の適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。

(3) 「事業を廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。

なお、個人事業者の方が事業を廃止した場合には、個人番号（12桁）を記載します。個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書



年 月 日 提出 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	— —
	フリガナ	E01				
	納税地	F06				

下記のとおり、消費税法第30条第3項第2号に規定する課税売上割合に準ずる割合の適用の承認を受けたいので、申請します。

			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
適用開始課税期間	自	N01					至	N02					
採用しようとする 計算方法	E02												
その計算方法が合理的 である理由	E03												
本来の課税売上割合		課税資産の譲渡等の 対価の額の合計額	G01										円
		資産の譲渡等の 対価の額の合計額	G02										円
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
上記の割合の算出期間	自	N03					至	N04					
参考事項	E04												

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —
-------	-----	--	---------------	-----	-----

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、控除対象となる仕入れに係る消費税額の計算方法として個別対応方式を採用している事業者が、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額をあん分する基準として、課税売上割合に代えてこれに準ずる合理的な割合（課税売上割合に準ずる割合）を適用する場合に、その適用の承認を申請する場合に提出します（法30③、令47）。

2 適用課税期間

課税売上割合に準ずる割合は、その適用について税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することができます。

（注） 課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとする課税期間の末日までに申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合は、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなされます。

3 記載要領

- (1) 「適用開始課税期間」欄には、課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「採用しようとする計算方法」欄には、事業の種類ごと又は販売費、一般管理費等の費用を種類ごとに異なる割合を適用しようとする場合に、その適用対象及び適用しようとする課税売上割合に準ずる割合の計算方法を具体的に記載します。
なお、課税売上割合と課税売上割合に準ずる割合とを併用しようとする場合には、これらの適用関係について具体的に記載します。
- (3) 「その計算方法が合理的である理由」欄には、その採用しようとする計算方法が合理的である理由を具体的に記載します。
- (4) 「本来の課税売上割合」欄には、上段にこの申請書を提出する日の属する課税期間の直前の課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を、また下段にその直前の課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額をそれぞれ記載します。
- (5) 「上記の割合の算出期間」欄には、この申請書を提出する日の属する課税期間の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (6) 承認を受けた計算方法について、その適用対象及び適用する課税売上割合に準ずる割合を変更しようとする場合には、新たな申請書を提出してその適用について承認を受けることになります。
なお、この場合には、既に承認を受けている計算方法について、「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」を併せて提出する必要があります。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。



消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書

年 月 日 提出

※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06
氏名又は称名	F04			【法人】 代表者氏名	H07
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07
	フリガナ	E01			
	納税地	F06			

下記のとおり、課税売上割合に準ずる割合の適用をやめたいので、消費税法第30条第3項の規定により届出します。

承認を受ける計算方法	E02				
承認年月日	N01	元号	年	月	日
この届出開始の日	N02	元号	年	月	日
参考事項	E03				

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —
-------	-----	--	---------------	-----	-----

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、控除対象となる仕入れに係る消費税額の計算において、課税売上割合に準ずる割合を適用することの承認を受けていた事業者が、その準ずる割合の適用をやめて、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等に係る税額について、本来の課税売上割合によりあん分しようとする場合及び新たな課税売上割合に準ずる割合の承認を受けようとする場合に提出します(法30③)。

2 提出時期等

この届出書は、提出した日の属する課税期間からその効力が生じることとされていますから、承認を受けている課税売上割合に準ずる割合を用いて控除対象仕入税額の計算をすることをやめようとする課税期間の末日までに提出した場合には、その課税期間から本来の課税売上割合によって控除対象仕入税額の計算をすることができます。

3 記載要領

- (1) 「承認を受けている計算方法」欄には、既に承認を受けている課税売上割合に準ずる割合の計算方法を記載します。
- (2) 「承認年月日」欄には、この届出書を提出することにより適用をやめようとする課税売上割合に準ずる割合について承認を受けた年月日を記載します。
- (3) 「この届出の適用開始日」欄には、この届出書を提出する日の属する課税期間の初日を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

郵便物輸出証明申請書

(収受印)

令和 年 月 日	申 請 書 (差出人)	(フリガナ) 住所等	(〒 -) (電話番号 - -)	
_____ 税関長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名		
下記物品について、郵便物として輸出されたものであることの証明を受けたいので、申請します。				
受 取 人	住 所 等			
	氏名又は名称			
郵 便 物 の 内 容	品 名	数 量	価 額	
			円	
	合 計			
	個数	個	差 出 年 月 日	令 和 年 月 日
(輸出証明印) 税関審査印	※		参 考 事 項	

- 注意
1. この申請書は、2通提出してください。
 2. 郵便物を同一受取人に2個以上に分けて差し出す場合には、その合計個数を「個数」欄に記載してください。
 3. ※印欄は、記載しないでください。

海外旅行者が出国に際して携帯する物品の購入者誓約書

購入物品	品名	規格・銘柄	数量	購入単価	価額
販売場	納税地				
	所在地				
	氏名又は名称				
渡航年月日	令和 年 月 日				
旅券番号					
渡航先					
渡航目的					
渡航方法					
渡航期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日				
贈答先	住所又は勤務先				
	氏名又は名称				
参考事項					
<p>今般海外旅行するに際して携帯する上記物品については、次のとおり使用することを誓約します。</p> <p>① 上記贈答先に贈答し、帰国の際には携帯しない。</p> <p>② 渡航先において2年以上使用（又は消費）する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所又は居所 電話番号 職業 氏名</p>					

- 注意 1. 不要な文字は二重線で抹消してください。
 2. この誓約書は購入先に交付してください。
 3. 「購入物品」欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

輸 出 証 明 申 請 書

(収受印)

令和 年 月 日	申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所	(〒 -) (電話番号 - -)
税関長殿		(フリガナ) 氏 名	

下記物品について、今般出国（海外渡航）するに際し携帯したものであることの証明を受けたいので、申請します。

携 帯 し た 物 品	品 名	規 格 ・ 銘 柄	製 品 番 号	数 量

購 入 先	住 所 (所在場所)	
	納 税 地	
	氏名又は名称	
渡 航 年 月 日	令和 年 月 日	
旅 券 番 号		
渡 航 先		
渡 航 目 的		

※

上記物品については、申請者が出国に際し携帯したことを証明します。

第 号

令和 年 月 日

税関長 印

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。
 3. 税関長の証明を受けた輸出証明書は、上記物品の購入先の輸出物品販売場に交付してください。

輸出物品販売場購入物品 亡失証明 申請書
承認
(免税購入対象者用)

年 月 日 提出

3
通
提
出

提出先	F01				税務署長	税関長	
申請者	フリガナ (氏名)	F03					
	氏名	F04					
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	フリガナ (住所又は居所)	F21					
	住所又は居所	F06					
	下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。(下記の物品が亡失したことの証明を受けたいので、申請します。)						
亡失物品	品名					合計	
	規格・銘柄						
	数量						
	単価		円		円		円
	価格		円		円		円
	税額		円		円		円
物品の購入年月日	令和 年 月 日						
購入先	輸出物品販売場の所在地	(電話番号 - -)					
	納税地						
	販売業者名						
亡失の事情及びその場所	亡失年月日	令和 年 月 日					
※ 上記の物品が亡失したことを証明します。 第 号 令和 年 月 日 税務署長 印							
※ 上記の申請について、消費税法第8条第3項の規定により承認します。 第 号 令和 年 月 日 税関長 印							

- 注意 1. この申請書は、亡失場所の最寄りの税務署長に3通提出し、うち2通に亡失の証明を受けた後、その2通を出港地の所轄税関長に提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。



輸出物品販売場購入物品亡失承認申請書
(国際第二種貨物利用運送事業者用)

年 月 日 提出

提出先	F01				税務署長		
申請者	個人番号又は法人番号	F02					
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06			
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07			
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	フリガナ (納税地)	F21					
	納税地	F06					
下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。							
亡失物品	品名					合計	
	規格・銘柄						
	数量						
	単価		円	円	円	円	
	価格		円	円	円	円	
	税額		円	円	円	円	
物品に係る運送契約を締結した年月日		令和 年 月 日					
購入先	輸出物品販売場の所在地						
	納税地						
	販売業者名						
亡失の事情及びその場所		亡失年月日	令和 年 月 日				
税務署整理欄	個人番号カード/通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()			番号確認	身元確認		



輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請書

年 月 日 提出

提出先	F01				税務署長		
申請者	個人番号又は法人番号	F02					
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06			
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07			
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	フリガナ (納税地)	F21					
	納税地	F06					
下記のとおり、消費税法第8条第4項に規定する承認を受けたいので、申請します。							
物品の所在場所の所在地及び名称		(電話番号 - -)					
譲渡 (受) 物品	品名				合計		
	規格・銘柄						
	数量						
	単価	円	円	円	円		
	価格	円	円	円	円		
	税額	円	円	円	円		
物品の購入年月日		令和 年 月 日					
購入先	輸出物品販売場の所在地	(電話番号 - -)					
	輸出物品販売場の納税地	(電話番号 - -)					
	販売業者名						
譲受 (渡) 人	住所等	(電話番号 - -)					
	氏名又は名称						
譲渡（受）年月日		令和 年 月 日					
譲渡（受）の理由							
税務署 整理欄	個人番号カード／通知カード ・ 運転免許証 ・ その他 ()			番号 確認	身元 確認		



輸出物品販売場許可申請書
(一般型用)

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
申請者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
	納税地	F06				
下記のとおり、一般型輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。						
販売場の所在地	(〒 —)		(電話番号 — —)			
販売場の名称				所轄 税務 署名	税務署	
許可を受けようとする販売場は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。					<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参考事項						
税理士署名	(電話番号 — —)					

輸出物品販売場許可申請書（一般型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、一般型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、一般型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑦、令18の2①）。

（注）1 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」により申請してください。

なお、一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。

2 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

3 許可を受けている輸出物品販売場について、法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令18の2⑱）。

4 許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

2 記載要領

(1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（店舗名）を記載します。

また、「所轄税務署名」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

なお、許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

(2) 許可を受けようとする販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けているかどうかを確認し、「はい」又は「いいえ」にチェックしてください。

（注）手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。

3 添付書類

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（一般型用）」により確認してください。

輸出物品販売場許可申請書
(手 続 委 託 型 用)

年 月 日 提出

提 出 先	F01			税 務 署 長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
申 請 者	法 人 番 号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
	納 税 地	F06				
下記のとおり、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。						
販売場の所在地	(〒 —)		(電話番号 — —)			
販売場の名称				所轄 税務 署名	税務署	
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物（上記3に該当するものを除く。）					
	許可を受けようとする販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。					<input type="checkbox"/> はい
	許可を受けようとする販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。					<input type="checkbox"/> はい
特定商業施設の所在地						
特定商業施設の名称						
承認免税手続事業者の 氏名又は名称						
承認免税手続事業者の 納 税 地						
許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。					<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
参 考 事 項						
税 理 士 署 名	(電話番号 — —)					

輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、手続委託型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑦、令18の2①）。

（注）1 一般型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」により申請してください。なお、一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。

2 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

3 許可を受けている輸出物品販売場について、法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令18の2⑩）。

4 許可を受けている輸出物品販売場を移転（許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が所在する特定商業施設内での販売場の移転を除きます。）した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

5 許可を受けている手続委託型輸出物品販売場を当該販売場が所在する特定商業施設内で移転する場合には、新たに許可を受ける必要はなく、その移転する日の前日までに「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」を提出する必要があります（令18の2③）。

6 手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行う承認免税手続事業者が変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

2 記載要領

(1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（店舗名）を記載します。

また、「所轄税務署名」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

なお、一の特定商業施設内で許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

(2) 「特定商業施設の区分」欄は、許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の区分にチェックします。

なお、許可を受けようとする販売場が令第18条の2第5項の規定の適用を受けるものである場合、又は許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設が同条第6項の規定の適用を受けるものである場合には、該当欄の「はい」にチェックしてください。

（注） 同条第5項の規定の適用を受けるものである場合には、特定商業施設の区分3（大規模小売店舗）ではなく、区分1（地区）又は区分2（地域）にチェックして下さい。

(3) 「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄には、許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。

なお、(2)で令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：〇〇商店街及び△△商店街）を記載します。

(4) 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄には、許可を受けようとする販売場における免税販売手続の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。

(5) 許可を受けようとする販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けているかどうかを確認し、「はい」又は「いいえ」にチェックしてください。

（注） 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。

したがって、手続委託型輸出物品販売場の許可日以後は、その販売場において事業者自らが免税販売手続を行うことはできなくなります。

このため、特定の日以後から手続委託型輸出物品販売場として承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることとしている場合には、その特定の日を輸出物品販売場許可申請書の参考事項欄に記載して申請してください。（記載例：令和〇年〇月〇日以後、手続委託型として開始見込み。）

※ 許可日は、記載していただいた日以後となることもありますのでご了承ください。

3 添付書類

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（手続委託型用）」により確認してください。



輸出物品販売場許可申請書
(自動販売機型用)

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
申請者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
納税地	F06					
下記のとおり、自動販売機型輸出品販売場として許可を受けたいので申請します。						
販売場の所在地	(〒 —) (電話番号 — —)					
販売場の名称					所轄 税務署 署名	税務署
指定自動販売機識別情報	指定自動販売機の 指定番号		自動販売機管理番号			
参考事項						
税理士署名	(電話番号 — —)					

輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、自動販売機型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑦、令18の2①）。

- (注) 1 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 2 許可を受けている輸出物品販売場について、法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令18の2⑱）。
 - 3 許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。
 - 4 許可を受けている輸出物品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合には、遅滞なく、「自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書」を提出する必要があります（令18の2⑳）。

2 記載要領

(1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（例：〇〇店内自動販売機第1号や△△モール2階□□通路自動販売機第2号）を記載します。「販売場の名称」は、販売場の所在地の近くに指定自動販売機を設置する場合、それぞれを区別できるような名称を記載します。

また、「所轄税務署名」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

(2) 「指定自動販売機識別情報」欄は、許可を受けようとする指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。

(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(3) 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称、所轄税務署名並びに指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

3 添付書類

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（自動販売機型用）」により確認してください。



輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06		
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E01					
	納税地	F06					

下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提出を行いたいので、消費税法施行令第18条第7項の規定により届出します。

輸出物品販売場の所在地	郵便番号	P01	—	電話番号	T01	—	—
	所在地	E02					
輸出物品販売場の名称	E03						

※ 自動販売機型輸出物品販売場の場合には、以下の項目を記載してください。

指定自動販売機 識別情報	指定自動販売機の指定番号	E04	
	自動販売機管理番号	E05	

許可等の区分	G01		← 以下の該当番号を記載してください。 1：一般型輸出物品販売場 2：手続委託型輸出物品販売場 3：臨時販売場を設置しようとする事業者（一般型・手続委託型） 4：自動販売機型輸出物品販売場 5：臨時販売場を設置しようとする事業者（自動販売機型）
--------	-----	--	---

輸出物品販売場 (臨時販売場を設置しようとする事業者) の許可等を受けた年月日	元号	年	月	日
	N01			

※ 届出日時点で許可等を受けていない場合は記載不要です。

購入記録情報の 提供方法	届出者が 購入情報の 提供を行う 場合	電子証明書の 発行の要否	G02	← 以下の該当番号を記載してください。 1：必要 2：不要
		フリガナ		
	承認送信事業者が 購入記録情報の 提供を行う場合	電子メールアドレス (80文字以内)	E06	※ 電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
		承認送信事業者 の識別符	E07	
	承認送信事業者 の氏名又は名称	E08		

参考事項	E09					
税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—

輸出物品販売場における購入記録情報の 提供方法等の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、輸出物品販売場を経営する事業者が、購入記録情報を国税庁長官へ提供するために、購入記録情報の提供の方法等をあらかじめ届け出るものです（令 18⑦、規則 6 の 2 ①）。

この届出書を提出した事業者に対して、税務署長から、輸出物品販売場ごと又は臨時販売場（一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型臨時販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者に識別符号が通知されます（規則 6 の 2 ②）。

なお、この届出書は、輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(注) 1 識別符号の通知には、一定の期間を要しますので、余裕を持って届出書を提出してください。

2 複数の輸出物品販売場を経営する事業者においては、輸出物品販売場ごとにこの届出書を提出する必要があります。

3 提出した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載内容について変更があった場合には、遅滞なく「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります（規則 6 の 2 ③）。

2 記載要領

(1) 「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。この届出書が、臨時販売場を設置しようとする事業者に係るものである場合には記載不要です。

また、この届出書に係る輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。

(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(2) 「許可等の区分」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場等の区分に応じて該当する番号を記載します。

(3) 「輸出物品販売場（臨時販売場を設置しようとする事業者）の許可等を受けた年月日」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場を設置しようとする事業者の許可等を受けた年月日を記載します。

(4) 「購入記録情報の提供方法」欄は、輸出物品販売場ごと又は臨時販売場を設置しようとする事業者の購入記録情報の提供方法に応じ、それぞれ次により記載します。

イ 「届出者が自ら購入記録情報の提供を行う場合」欄

(i) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否について該当する番号を記載します。

複数の輸出物品販売場を経営する事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の電子証明書を使用して購入記録情報の提供を行うことも可能です。

なお、その場合は「電子証明書の発行要否」欄に「2」と記載します。

(注) 購入記録情報の提供方法について設置する臨時販売場ごとに異なる方法を採用する可能性があるときは、臨時販売場に係る免税販売について自ら購入記録情報を提供し、かつ、電子証明書が必要であるものとして、届出書の提出を行って差し支えありません。

(ii) 「電子メールアドレス」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス（80 文字以内）を記載します。

なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字であること
- ・ユーザー名が「.」（ピリオド）又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 「承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合」欄

(i) 「承認送信事業者の識別符号」欄

購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結した承認送信事業者の識別符号を記載します。

(ロ) 「承認送信事業者の氏名又は名称」欄

購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結した承認送信事業者の氏名又は名称を記載します。

《購入記録情報の提供方法について》

購入記録情報の提供方法は、輸出物品販売場を経営する事業者が自ら提供するほか、承認送信事業者と契約締結の上、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者が提供することもできます。また、複数の輸出物品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報を提供するほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報を一括して提供することもできます。

《識別符号について》

「識別符号」とは、この届出書を提出した輸出物品販売場ごと又は臨時販売場を設置しようとする事業者が税務署長から通知される番号のことをいいます。通知された識別符号は、輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者が免税販売の際、国税庁長官へ提供する購入記録情報の項目の一つとなりますので、適切な管理をお願いします。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置しようとする事業者が購入記録情報の提供をする際、国税庁ではその送信機器に専用の電子証明書（クライアント証明書）がインストールされているか否かの認証を行います。この認証ができない場合には、購入記録情報を送信することができません。

このため、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合には、事前に専用の電子証明書（クライアント証明書）の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールしていただく必要があります。



輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書

年 月 日 提出

提出先	F01	税務署長	法人番号	F02	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06			
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07			
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	
	フリガナ	E01					
	納税地	F06					
下記のとおり、既に提出した輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の内容に変更があったので、消費税法施行規則第6条の2第3項の規定により届出します。							
輸出物品販売場(臨時販売場を設置しようとする事業者)の識別符号	E02						
輸出物品販売場の所在地	郵便番号	P01	—	電話番号	T01	—	
	所在地	E03					
輸出物品販売場の名称	E04						
※ 自動販売機型輸出物品販売場の場合には、以下の項目を記載してください。							
指定自動販売機 識別情報	指定自動販売機の指定番号	E05					
	自動販売機管理番号	E06					
変更事項	電子メールアドレス	G01	購入記録情報の提供方法(届出者が自ら提供する方法に変更)		G02	※ 以下の該当番号を記載してください。 1: 該当 2: 非該当	
	購入記録情報の提供方法(承認送信事業者が提供する方法に変更)	G03	承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称		G04		
	その他	G05	E07		※ その他を1(該当)と選択した場合、上記枠内に変更事項を記載してください。		
変更日	元号	年		月		日	
	N01						
上記の変更	フリガナ (80文字以内)	E08					
	フリガナ (80文字以内)	E09					
上記の変更	提供方法	E10					
		承認送信事業者の識別符号	E11				
		承認送信事業者の氏名又は名称	E12				
	その他	E13					
		提供方法	E14				
		承認送信事業者の識別符号	E15				
承認送信事業者の氏名又は名称	E16						
	その他	E17					
電子証明書の失効・発行	G06	※ 以下の該当番号を記載してください。 1: 発行を受けた電子証明書を失効させる 2: 新たに電子証明書の発行を受ける 3: 電子証明書の失効、発行のいずれも必要ない					
	フリガナ						
電子メールアドレス(80文字以内)	E18	※ 電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。					
参考事項	E19						
税理士署名	R01	電話番号 (税理士)		R02	—		

輸出物品販売場における購入記録情報の 提供方法等の変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、既に提出した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載内容に変更があった場合に、提出するものです（規則6の2③）。

なお、この届出書は、輸出物品販売場を経営する又は臨時販売場（一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

2 記載要領

(1) 「輸出物品販売場（臨時販売場を設置しようとする事業者）の識別符号」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を記載します。

(2) 「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。この届出書が、臨時販売場を設置しようとする事業者に係るものである場合には記載不要です。

また、この届出書に係る輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。

(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(3) 「変更の内容」欄は、それぞれ次により記載します。

イ 「変更事項」欄

それぞれの欄に該当する番号を記載します。

「その他」欄に「1」と記載した場合、変更内容を記載します。

ロ 「変更日」欄

変更があった日を記載します。

ハ 「上記G01の変更」欄

「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更前後の電子メールアドレス（80文字以内）を記載します。

なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字であること
- ・ユーザー名が「」（ピリオド）又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ニ 「上記G02からG05の変更」欄

(イ) 「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更事項を記載します。

なお、購入記録情報の提供方法や契約する承認送信事業者を変更する場合、承認送信事業者の氏名又は名称のほか、識別符号も記載する必要がありますのでご注意ください。

(ロ) 「電子証明書の失効・発行」欄は、該当する番号を記載します。

また、新たに電子証明書（クライアント証明書）の発行が必要となる場合は、電子メールアドレス（80文字以内）を記載します。

(例) 1 購入記録情報の提供方法を「届出者が自ら提供する方法」から「承認送信事業者が提供する方法」へ変更する場合等、電子証明書（クライアント証明書）を使用する必要がなくなったときは、「1」を記載します。

2 購入記録情報の提供方法を「承認送信事業者が提供する方法」から「届出者が自ら提供する方法」へ変更する場合等、購入記録情報を提供するために、電子証明書（クライアント証明書）を新たに発行する必要があるときは、「2」を記載します。

3 購入記録情報の提供を承認送信事業者が行っている場合であって、契約する承認送信事業者の変更等により、承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称を変更することとなったときは、「3」を記載します。



手続委託型輸出物品販売場移転届出書

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
届出者	法人番号	F02					
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06			
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07			
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	フリガナ (納税地)	F21					
納税地	F06						
下記のとおり、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転するので、消費税法施行令第18条の2第3項の規定により届出します。							
特定商業施設の所在地							
特定商業施設の名称							
販売場の識別符号						
販売場の名称							
輸出物品販売場の許可を受けた年月日		平成 年 月 日 令和 年 月 日					
移転の内容	移転する日		令和 年 月 日				
	販売場の所在地	移転前					
		移転後					
参考事項							
添付書類		<input type="checkbox"/> 許可に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()					
税理士署名		(電話番号 - -)					
税務署整理欄	備考	通信日付印の年月日		F12	(西暦)年	月	日

- 注意 1. この届出書は、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転する場合に、その移転する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 元号は、該当する箇所に○を付します。



承認免税手続事業者承認申請書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
申請者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
納税地	F06					
<p>下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。</p>						
設置しようとする免税手続カウンターの所在地						
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物（上記3に該当するものを除く。）					
	設置しようとする免税手続カウンターに係る上記特定商業施設の区分を、3「大規模小売店舗」から1「地区」又は2「地域」に変更するものである。				<input type="checkbox"/> はい	
	設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。				<input type="checkbox"/> はい	
特定商業施設の所在地						
特定商業施設の名称						
参考事項						
税理士署名	(電話番号 - -)					

承認免税手続事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、特定商業施設内に免税手続カウンター（他の事業者が免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続の代理を行うための施設設備）を設置しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、免税手続カウンターを設置することについての承認を申請する場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令18の2⑧）。

（注）1 承認免税手続事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

2 承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを廃止するとき（全てを廃止する場合を除く。）は、「免税手続カウンター設置場所変更届出書」を提出する必要があります（令18の2⑭）。

3 承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止しようとするときは、「承認免税手続事業者不適用届出書」を提出する必要があります（令18の2⑯）。

2 記載要領

(1) 「設置しようとする免税手続カウンターの所在地」欄には、設置しようとする免税手続カウンターの所在地を記載します。

なお、一の特定商業施設内に2以上の免税手続カウンターを設置する場合には、設置しようとする免税手続カウンターの所在地は適宜の様式に記載して添付してください。

(2) 「特定商業施設の区分」欄は、設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分にチェックします。

なお、免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更するものである場合、又は免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設が、令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものである場合には、「はい」にチェックしてください。

（注）特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更するものである場合には、特定商業施設の区分3（大規模小売店舗）ではなく、区分1（地区）又は区分2（地域）にチェックして下さい。

(3) 「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄には、免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。

なお、(2)で令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：〇〇商店街及び△△商店街）を記載します。

3 添付書類

承認申請書に添付すべき書類については、「承認免税手続事業者承認申請書添付書類自己チェック表」により確認してください。



免税手続カウンター設置場所変更届出書

年 月 日 提出

提出先	F01				税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
届出者	法人番号	F02						
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06				
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07				
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—	
	フリガナ (納税地)	F21						
	納税地	F06						
下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転若しくは新たに設置又は一部廃止するので、消費税法施行令第18条の2第14項の規定により届出します。								
特定商業施設の所在地								
特定商業施設の名称								
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日		平成 年 月 日 令和						
届出事項		<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 一部廃止						
免税手続カウンターの所在地	変更前							
	変更後							
移転する日、新たに設置する日又は一部廃止する日		令和 年 月 日						
参考事項								
添付書類		<input type="checkbox"/> 承認に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> 移転後又は新たに設置する免税手続カウンターの見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()						
税理士署名		(電話番号 - -)						
税務署整理欄備考		通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日		

- 注意 1. この届出書は、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転する場合若しくは新たに設置する場合、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの一部を廃止する場合に、その移転する日、新たに設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 元号は、該当する箇所に○を付します。



自動販売機型輸出物品販売場の
指定自動販売機変更届出書

年 月 日 提出

提出先	F01			税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
届出者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
	納税地	F06				

下記のとおり、許可を受けた自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機を変更したので、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。

変更に係る販売場	販売場 の 識別 符 号				
	販売 場 の 所 在 地					
	販売 場 の 名 称					
	輸出物品販売場の 許可を受けた年月日	令和 年 月 日				
変更の内容	変更年月日	令和 年 月 日				
	変更前の 自動販売機 識別情報	指定自動販売機 の指定番号	自動販売機管理番号			
	変更後の 自動販売機 識別情報	指定自動販売機 の指定番号	自動販売機管理番号			
	識別情報				
参考事項						
税理士署名		(電話番号 - -)				

自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、許可を受けた輸出物品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令 18 の 2 ⑩）。

（注） 1 変更の内容が確認できる書類の添付をお願いします。

2 許可を受けた輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

2 記載要領

(1) 「販売場の識別符号」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(2) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。

(3) 「輸出物品販売場の許可を受けた年月日」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の許可を受けた年月日を記載します。

(4) 「変更の内容」欄は、それぞれ次のように記載します。

イ 「変更年月日」欄

変更があった日を記載します。

ロ 「変更前の自動販売機識別情報」欄及び「変更後の自動販売機識別情報」欄

それぞれ変更前後の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。

（注） 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(5) 許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を 2 以上変更する場合には、販売場の識別符号、所在地及び名称、輸出物品販売場の許可を受けた年月日、変更年月日並びに変更前後の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

3 添付書類

自動販売機設置契約書の写しなど、変更後の内容で指定自動販売機を設置することを証する書類



承認送信事業者承認申請書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06		
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E01					
	納税地	F06					

下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者の承認を受けたいので、申請します。

フリガナ							
電子メールアドレス (80文字以内)	E02						
購入記録情報の提供に 使用するプログラム ・システム等の名称	E03						
提供した購入記録情報 の保存場所	E04						
添付書類			次の1～3の資料を添付してください。 (↓ 添付を確認した場合は、1を記載してください。)				
	G01		1 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラムの概要を記載した書類 (購入記録情報の提供に係る端末操作要領、プログラムの概要等)				
	G02		2 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (輸出品販売場を営する事業者向けマニュアル等)				
G03		3 その他参考資料 (会社案内等、購入記録情報の提供に関する契約書の雛型等)					
参考事項	E05						
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—

承認送信事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のために、その事業者が行うべき国税庁長官への購入記録情報の提供を行う事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けようとする場合に提出するものです（令 18 の 4 ⑤）。

なお、この申請書は、承認送信事業者の承認を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

（注）1 承認送信事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

2 承認送信事業者として承認された場合には、承認通知書に併せて承認送信事業者としての識別符号が通知されます。国税庁長官へ購入記録情報を提供する場合には、承認送信事業者としての識別符号を併せて提供することとなりますので、適切な管理をお願いします。

3 申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「承認送信事業者の変更届出書」を提出する必要があります（規則 10 の 7 ④）。

2 記載要領

(1) 「電子メールアドレス」欄は、電子メールアドレス（80 文字以内）を記載します。

なお、登録可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字であること
- ・ユーザー名が「.」（ピリオド）又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

(2) 「購入記録情報の提供に使用するプログラム・システム等の名称」欄は、購入記録情報の提供に使用するプログラム、システム及びアプリケーション等の名称や商品名等を記載します。

記載例) 自社開発システム等を使用する場合

使用するシステム等の名称 (■社、★プログラム等)

市販のシステム等を使用する場合

使用するシステム等の名称 (●社、▲商品等)

(3) 「提供した購入記録情報の保存場所」欄は、国税庁長官へ提供した購入記録情報を保存するサーバ等が所在する事務所等の所在地を記載します。

(4) 「添付書類」欄は、この申請書に添付する資料を確認し、全ての項目を選択します。

《購入記録情報の提供について》

購入記録情報の提供方法は、輸出物品販売場を経営する事業者が自ら提供するほか、承認送信事業者と契約締結の上、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者が提供することもできます。また、複数の輸出物品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報を提供するほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報を一括して提供することもできます。

《識別符号について》

「識別符号」とは、この承認申請書を提出し、承認送信事業者として承認された場合に、税務署長から通知される番号のことをいいます。通知された識別符号は、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に、併せて提供することとなりますので、適切な管理をお願いします。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

承認送信事業者が購入記録情報の提供をする際、国税庁ではその送信機器に専用の電子証明書(クライアント証明書)がインストールされているか否かの認証を行います。この認証ができない場合には、購入記録情報を送信することができません。

このため、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合には、事前に専用の電子証明書(クライアント証明書)の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールしていただく必要があります。

承認送信事業者の変更届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
				F02				
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06			
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07			
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—	
	フリガナ	E01						
	納税地	F06						
下記のとおり、既に提出した承認送信事業者の承認申請書の申請内容に変更があったので、消費税法施行規則第10条の7第4項の規定により届出します。								
承認送信事業者の識別符号	E02							
変更 事項 の 内 容	電子メールアドレス	G01		← 次の該当番号を記載してください。 1: 該当 2: 非該当				
	その他	G02		← 次の該当番号を記載してください。 1: 該当 2: 非該当 1を選択した場合、下枠内に変更事項を記載してください。				
		E03						
	変更日			元号	年	月	日	
		N01						
	電子メールアドレスの変更	フリガナ						
	変更前 (80文字以内)	E04						
フリガナ								
変更後 (80文字以内)	E05							
その他の変更	変更前	E06						
	変更後	E07						
参考事項	E08							
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—	



臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書
(一般型・手続委託型用)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
申請者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
	納税地	F06				

下記のとおり、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けたいので申請します。

許可を受けている販売場の区分

一般型輸出物品販売場

手続委託型輸出物品販売場

※ 以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出物品販売場について記載してください。

許可を受けている販売場の識別符号			
許可を受けている販売場の所在地	(〒 —)	(電話番号 — —)	
許可を受けている販売場の名称		所轄 税務署名	税務署
輸出物品販売場の許可を受けた年月日	平成 年 月 日 令和		
参考事項			
税理士署名	(電話番号 — —)		

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認 申請書（一般型・手続委託型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受ける場合に提出するものです（法8⑨⑩、令18の5①）。

なお、この申請書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

- (注) 1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります（法8⑨）。
- 3 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、法第8条第9項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書」を提出する必要があります（令18の5⑥）。

2 記載要領

- (1) 「許可を受けている販売場の区分」欄は、申請者が既に許可を受けている輸出物品販売場の区分にチェックします。
 なお、一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている事業者は、両方の区分をチェックします。
- (2) 「許可を受けている販売場の識別符号」欄は、既に許可を受けている輸出物品販売場において、識別符号の通知を受けている場合に記載します。
- (3) 「許可を受けている販売場の所在地」及び「許可を受けている販売場の名称」欄は、既に許可を受けている輸出物品販売場の所在地及び名称を記載し、「所轄税務署名」欄には、許可を受けている販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。
- (4) 「輸出物品販売場の許可を受けた年月日」欄は、輸出物品販売場の許可を受けた年月日を記載します。
 なお、元号は、該当する箇所に○を付します。

(注) 許可を受けた販売場が複数ある場合には、直近において許可を受けた販売場の所在地、名称及び許可年月日を記載してください。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- ① 既に輸出物品販売場を経営する事業者であること。
- ② 臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること。
- ③ 手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
- ④ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ⑤ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者であること。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場の設置状況、臨時販売場における販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関するマニュアルなど）	<input type="checkbox"/>
2	次のいずれかの書類	/
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実を証する書類（イベント等（催事場）の出店契約書の写し、出店計画書など）	<input type="checkbox"/>
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類など））	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となるべき書類	/
	申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）	<input type="checkbox"/>
	臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）	<input type="checkbox"/>
4	【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が一般型の臨時販売場を設置する場合】 自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）	<input type="checkbox"/>

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書
(自動販売機型用)



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
申請者	法人番号	F02			
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06	
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07	
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07
	フリガナ (納税地)	F21			
納税地	F06				

下記のとおり、自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けたいので申請します。

許可を受けている販売場の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 自動販売機型輸出品販売場
----------------	---

※ 以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出品販売場について記載してください。

許可を受けている販売場の識別番号 (〒 -) (電話番号 - -)		
許可を受けている販売場の所在地			
許可を受けている販売場の名称	所轄 税務署 署名	税務署	

※ 自動販売機型輸出品販売場の場合には、以下の項目を記載してください。

指定自動販売機識別情報	指定自動販売機の指定番号	自動販売機管理番号

輸出品販売場の許可を受けた年月日	平成 年 月 日 令和
------------------	----------------

参考事項	
税理士署名	(電話番号 - -)

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る 承認申請書（自動販売機型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、7月以内の期間を定めた臨時販売場（自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受ける場合に提出するものです（法8⑨⑩、令18の5①）。

なお、この申請書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(注) 1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります（法8⑨）。

3 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、法第8条第9項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書」を提出する必要があります（令18の5⑥）。

2 記載要領

(1) 「許可を受けている販売場の区分」欄は、申請者が既に許可を受けている輸出品販売場の区分にチェックします。

なお、2以上の許可を受けている事業者は、許可を受けている区分を全てチェックします。

(2) 「許可を受けている販売場の識別符号」欄は、既に許可を受けている輸出品販売場において、識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(3) 「許可を受けている販売場の所在地」及び「許可を受けている販売場の名称」欄は、既に許可を受けている輸出品販売場の所在地及び名称を記載し、「所轄税務署名」欄には、許可を受けている販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

また、既に許可を受けている輸出品販売場が自動販売機型輸出品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。

(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(4) 「輸出品販売場の許可を受けた年月日」欄は、輸出品販売場の許可を受けた年月日を記載します。

なお、元号は、該当する箇所に○を付します。

(注) 許可を受けた販売場が複数ある場合には、直近において許可を受けた販売場の所在地、名称及び許可年月日を記載してください。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- 既に輸出品販売場を経営する事業者であること。
- 臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること。
- 輸出品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場の設置状況、臨時販売場における販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関するマニュアルなど）	<input type="checkbox"/>
2	次のいずれかの書類	
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実を証する書類（イベント等（催事場）の自動販売機設置契約書の写し、出店計画書など）	<input type="checkbox"/>
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類など））	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となるべき書類	
	申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など）	<input type="checkbox"/>
	臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）	<input type="checkbox"/>

臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、臨時販売場（一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に、その設置日の前日までに提出するものです（法8⑨）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(注) 提出した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」の記載内容について変更があった場合には、「臨時販売場変更届出書」を提出する必要があります（令18の5⑤）。

2 記載要領

(1) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(2) 「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。

(3) 「免税販売手続の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の区分にチェックします。

(4) 「設置しようとする臨時販売場の所在地」欄及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称を記載します。

(5) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日を記載します。

(6) 「特定商業施設の区分」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の区分にチェックします。

なお、設置しようとする臨時販売場が令第18条の2第5項の規定の適用を受けるものである場合、又は設置しようとする臨時販売場が所在する特定商業施設が同条第6項の規定の適用を受けるものである場合には、該当欄の「はい」にチェックしてください。

(注) 同条第5項の規定の適用を受けるものである場合には、特定商業施設の区分3（大規模小売店舗）ではなく、区分1（地区）又は区分2（地域）にチェックして下さい。

(7) 「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。

なお、(6)で令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：〇〇商店街及び△△商店街）を記載します。

(8) 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図	<input type="checkbox"/>
2	届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書、出店許可書の写しなど）	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となる書類	/
	取扱商品リストなど	<input type="checkbox"/>
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>
【特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置する場合、上記に加え以下の書類】		/
4	特定商業施設の見取図又はこれに類する書類	<input type="checkbox"/>
5	承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し	<input type="checkbox"/>
6	特定商業施設に該当することを証する書類（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し）	<input type="checkbox"/>
7	その他参考となる書類	/
	臨時販売場で発行するレシートのひな形など	<input type="checkbox"/>
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

臨時販売場設置届出書
(自動販売機型用)



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
届出者	法人番号	F02			
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06	
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07	
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07
	フリガナ (納税地)	F21			
納税地	F06				

下記のとおり、臨時販売場を設置するので届出します。

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号					
臨時販売場を設置しようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
設置しようとする臨時販売場の所在地	(〒 -)				
設置しようとする臨時販売場の名称					
設置しようとする臨時販売場の指定自動販売機識別情報	指定自動販売機の指定番号	自動販売機管理番号			
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日	令和 年 月 日				
参考事項					
税理士署名	(電話番号 - -)				
税務署整理欄備考	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日

臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、臨時販売場（自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に、その設置日の前日までに提出するものです（法8⑨）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

（注） 提出した「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」の記載内容について変更があった場合には、「臨時販売場変更届出書」を提出する必要があります（令18の5⑤）。

2 記載要領

(1) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(2) 「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。

(3) 「設置しようとする臨時販売場の所在地」欄及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称（例：〇〇百貨店3階△△催事場□□エリア自動販売機第1号）を記載します。

(4) 「設置しようとする臨時販売場の指定自動販売機識別情報」欄は、設置しようとする臨時販売場の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。

（注） 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(5) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日を記載します。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図	<input type="checkbox"/>
2	届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（自動販売機設置契約書の写し、出店許可書の写しなど）	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となる書類	
	取扱商品リストなど	<input type="checkbox"/>
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

臨時販売場変更届出書



年 月 日 提出

提出先	F01	税務署長		※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
届出者	法人番号	F02			
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06	
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07	
	郵便番号	F05	電話番号	F07	- -
	フリガナ (納税地)	F21			
納税地	F06				
下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更があったので、消費税法施行令第18条の5第5項の規定により届出します。					
臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号					
変更に係る臨時販売場の	臨時販売場の所在地				
	臨時販売場の名称				
	※ 自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場の場合には、以下の項目を記載してください。				
	指定自動販売機の識別情報	指定自動販売機の番号	自動販売機管理番号		
臨時販売場の設置期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
変更の	変更年月日	令和 年 月 日			
内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 臨時販売場を設置しようとする期間 <input type="checkbox"/> 2 免税販売手続の区分、設置する臨時販売場の名称 <input type="checkbox"/> 3 設置しようとする指定自動販売機の指定番号、管理番号 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()			
	変更前				
	変更後				
参考事項					
税理士署名		(電話番号 - -)			

臨時販売場変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、既に提出した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」の記載内容について変更があった場合に、提出するものです（令18の5⑤）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

- (注) 1 変更の内容が確認できる書類の添付をお願いします。
- 2 設置しようとする臨時販売場の所在地に変更がある場合には、新たに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を提出する必要があります。
- 3 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が、免税販売手続の区分を自動販売機型に変更しようとする場合は、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」を提出してその承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を提出する必要があります。

また、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が、免税販売手続の区分を一般型又は手続委託型に変更しようとする場合は、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」を提出してその承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（一般型用・手続委託型用）」を提出する必要があります。

なお、自動販売機型輸出物品販売場の許可のみを受けている事業者が、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」を提出する場合、まず「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を提出して、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

2 記載要領

- (1) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。
- (2) 「指定自動販売機識別情報」欄は、この届出書に係る臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合、変更に係る臨時販売場の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。
- (注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。
- 2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。
- (3) 「変更年月日」欄は、既に提出した「臨時販売場設置届出書」の記載内容を変更する年月日を記載します。
- (4) 「変更事項」欄は、既に提出した「臨時販売場設置届出書」の記載内容について変更する事項にチェックします。
- (5) 「変更前」及び「変更後」欄には、上記「変更事項」欄でチェックした事項について、変更前と変更後の内容を記載します。

(注) 免税販売手続の区分を一般型から手続委託型へ変更する場合は、適宜の様式に「特定商業施設の区分、名称及び所在地」及び「承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地」を記載して添付してください。また、以下の【添付書類】の(2)イの書類の添付も併せてお願いいたします。

3 添付書類

- (1) 臨時販売場の設置期間や名称が変更となった場合
テナント契約書、出店許可書の写しなど、変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類
- (2) 免税販売手続の区分が変更となった場合
イ 一般型から手続委託型へ変更となった場合
・テナント契約書、出店許可書の写しなど、手続委託型の臨時販売場を設置することを証する書類
・特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
・免税販売手続の代理に関する契約書の写し

- ・特定商業施設に該当することを証する書類
(組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出書等の写し、建物の登記事項証明書
(登記簿謄本)の写し)
 - ・その他参考となる書類(臨時販売場で発行するレシートのひな形など)
 - ロ 手続委託型から一般型へ変更となった場合
テナント契約書、出店許可書の写しなど、一般型の臨時販売場を設置することを証する書類
- (3) 指定自動販売機が変更となった場合
自動販売機設置契約書の写しなど、変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類



承認免税手続事業者不適用届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長		※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
届出者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	-	電話番号	F07	- -
	フリガナ (納税地)	F21				
	納税地	F06				
<p>下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止するので、消費税法施行令第18条の2第18項の規定により届出します。</p>						
特定商業施設の所在地						
特定商業施設の名称						
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日 令和					
免税手続カウンターの全てを廃止する日	令和 年 月 日					
参考事項						
税理士署名	(電話番号 - -)					



承認送信事業者不適用届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06		
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07		
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	-	電話番号 (納税地)	F07	-	-
	フリガナ	E01					
	納税地	F06					

下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第9項の規定により届出します。

承認送信事業者の識別符号	E02						
承認送信事業者 の承認を受けた年月日	N01	元号	年	月	日		
購入記録情報の提供 をやめようとする日	N02	元号	年	月	日		
参考事項	E03						
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	-	-



臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
届出者	法人番号	F02				
	フリガナ (氏名又は名称)	F03	フリガナ (代表者氏名)	H06		
	氏名又は名称	F04	代表者氏名	H07		
	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	フリガナ (納税地)	F21				
納税地	F06					
下記のとおり、臨時販売場の設置をやめるので届出します。						
臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号						
承認の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場 <input type="checkbox"/> 自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場					
臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日	令和 年 月 日					
適用を受けることをやめようとする日	令和 年 月 日					
参考事項						
税理士署名	(電話番号 — —)					



e-Taxによる申告の特例に係る届出書
(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税用)

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	—	
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	— —		電話番号	H09	— —
フリガナ (法人名)	F03		フリガナ (代表者氏名)	H06			
法人名	F04		代表者氏名	H07			

次に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるので届け出ます。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G01		法人税法第75条の4第1項	G02		法人税法第82条の7第1項
G03		地方法人税法第19条の3第1項	G04		地方法人税法第24条の5第1項
G05		消費税法第46条の2第1項	G06		防衛財源確保法第27条第1項

適用開始 事業年度等	自	元号	年	月	日	至	元号	年	月	日
	N01					N02				

該当条項	該当条項について、該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載のうえ、該当条文の号を記載してください。					資本金又は 出資金の額	円			
		法人税法第75条の4第2項								
		法人税法第82条の7第2項								
		地方法人税法第19条の3第2項								
		地方法人税法第24条の5第2項								
		消費税法第46条の2第2項								
	防衛財源確保法第27条第2項				設立年月日等	X03	元号	年	月	日

参考事項	
------	--

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	—	—
-------	-----	--	---------------	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

e - Tax による申告の特例に係る届出書

(法人税・地方法人税・防衛特別法人税・消費税及び地方消費税) 記載要領等

1 この届出書は、法人税法第75条の4第1項若しくは第82条の7第1項、地方法人税法第19条の3第1項若しくは第24条の5第1項、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第27条第1項又は消費税法第46条の2第1項の規定により電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等（以下「特定法人」といいます。）が、電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用して中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

2 この届出書は、以下の特定法人に該当する場合に、以下の提出期限内に、納税地の所轄税務署長に提出してください（法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人を除きます。）。

なお、令和8年4月1日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する防衛特別法人税の課税事業年度（以下の特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。）開始の日において以下の特定法人であるものは、同日以後1月以内に防衛特別法人税に係る納税申告書等につきこの届出書を提出してください。ただし、令和8年4月1日前にこの届出書を提出している場合には、防衛特別法人税に係る納税申告書等につき改めてこの届出書を提出する必要はありません。

また、法人税法第82条の7第1項又は地方法人税法第24条の5第1項に規定する特定法人に該当することとなった場合にも、あらかじめ納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

	特定法人の区分	提出期限
	事業年度等の開始の時ににおける内国法人の資本金又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超えることとなった法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時ににおける資本金の額等で判定します。	資本金の額等が1億円を超えることとなった日から1月以内
①	新たに設立された法人でその設立の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人（法人税法第75条の4第1項、地方法人税法第19条の3第1項又は防衛財源確保法第27条第1項に係る届出（以下「法人税関係届出」といいます。）にあっては、公益法人等を除きます。）	設立の日から2月以内
②	通算法人 （①に掲げる法人を除きます。）	通算承認の効力が生じた日等から1月以内
③	相互会社 （②に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
④	投資法人 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑤	特定目的会社 （①に掲げる法人を除きます。）	設立の日から2月以内
⑥	国又は地方公共団体（注1）	設立の日（特別会計の会計年度が開始した日）から2月以内
⑦	法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時ににおける資本金の額等が1億円を超える法人	その開始した日から2月以内
⑧	法人税関係届出の場合で、公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合における当該協同組合等	その該当することとなった日から2月以内

（注1） 国又は地方公共団体は消費税法第46条の2第1項に係る届出（以下「消費税関係届出」といいます。）のみ行う必要があります。

（注2） 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。
なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から1月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

3 各欄は、次により記載してください

(1) 「法人番号」欄には法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

(2)

法人税法第75条の4第1項 法人税法第82条の7第1項 地方法人税法第19条の3第1項 地方法人税法第24条の5第1項 消費税法第46条の2第1項 防衛財源確保第27条第1項	の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。
--	---------------------------

- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
 (4) 「該当条項」欄には、該当有無についての番号を記載のうえ、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時点における資本金の額等が1億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時点における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第75条の4第2項 法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第19条の3第2項 地方法人税法第24条の5第2項 防衛財源確保法第27条第2項 消費税法第46条の2第2項
②	通算法人 (①に掲げる法人を除きます。)	2	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
③	相互会社 (②に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		2	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
④	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		3	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑤	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	5	法人税法第75条の4第2項 地方法人税法第19条の3第2項 防衛財源確保法第27条第2項
		4	法人税法第82条の7第2項 地方法人税法第24条の5第2項 消費税法第46条の2第2項
⑥	国又は地方公共団体	5	消費税法第46条の2第2項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時点における資本金の額等を記載してください。
 (6) 「設立年月日等」欄には、上記2に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日(資本金の額等が1億円を超えることとなった日又は設立の日等)を記載してください。
 (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。



e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
(法人税・消費税用)

年 月 日 提出

申請書・届出書区分

G07

1 : e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
2 : e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02		
納税地	郵便番号	F05	—	代表者	郵便番号	P01	—
	所在地	F06			住所	H08	
	電話番号	F07	—		電話番号	H09	—
フリガナ (法人名)	F03		フリガナ (代表者氏名)	H06			
法人名	F04		代表者氏名	H07			

次に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G01		法人税法第75条の5第1項	G02		法人税法第82条の8第1項	G03		消費税法第46条の3第1項					
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由												
	特例の指定を受けようとする期間	N01	元号	年	月	日	から	N02	元号	年	月	日	まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	N03	元号	年	月	日							
添付書類	確認欄	1: 確認	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類										

次の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

↓該当する欄に「1」を、該当しない欄に「2」を記載してください。

G04		法人税法第75条の5第8項	G05		法人税法第82条の8第8項	G06		消費税法第46条の3第8項	
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	N04	元号	年	月	日			
	特例の適用を受けることをやめようとする理由								
その他の参考事項									

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	—	—
-------	-----	--	---------------	---	---

税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
--------	---------------	-----	-------	---	---	----	--

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

- (1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項若しくは第82条の8第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4又は第24条の6の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

- (2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

（注） この特例の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。

3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

- (2)

法人税法第75条の5第1項 法人税法第82条の8第1項 消費税法第46条の3第1項	の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。
---	---------------------------

- (3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

- (4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

- (5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

- (6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、確認欄に「1」を記載してください。

- (7)

法人税法第75条の5第8項 法人税法第82条の8第8項 消費税法第46条の3第8項	の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。
---	---------------------------

- (8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項若しくは第82条の8第4項又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項若しくは第82条の8第5項又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

- (9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

- (10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされません。

消費 税 申 告 期 限 延 長 届 出 書



		年 月 日 提出		提 出 先	F01		税務署長
				法 人 番 号	F02		
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06		
名 称	F04			代 表 者 氏 名	H07		
納 税 地		郵便番号 (納税地)	F05	—	電 話 番 号 (納 税 地)	F07	— —
		フリガナ	E01				
		納 税 地	F06				

下記のとおり、消費税法第45条の2第1項に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。

		月	日			月	日								
事 業 年 度	自	U01			至	U02									
		元号			年	月	日			元号			年	月	日
適 用 開 始 課 税 期 間	自	N01						至	N02						
適 用 要 件 等 の 確 認		法人税法第75条の2に規定する申請書の提出有無						G01		▼ 1=有、2=無					
										▼ 1=はい					
		国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない						G02							
参 考 事 項	E02														

税 理 士 署 名	R01			電 話 番 号 (税 理 士)	R02	—	—
-----------	-----	--	--	----------------------	-----	---	---

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	

消費税申告期限延長届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税の確定申告書を提出すべき法人（法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限ります。）が、消費税の確定申告の期限を延長しようとする場合に提出するものです（法45の2①）。

（注）1 法第60条第8項の規定（国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例）の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、法第42条第1項、第4項若しくは第6項の規定による中間申告（この特例の適用を受ける課税期間の開始の日から同日以後2月を経過した日の前日までに終了した同条第1項に規定する1月中間申告対象期間に係る中間申告を除きます。）又は法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2に規定する課税期間（事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。

3 この特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

2 提出時期等

この届出書は、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする事業年度（法第2条第12号の7の2に規定する通算法人の場合にあっては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間の末日までに提出してください。

（注）提出をした日の属する事業年度（通算法人の場合にあっては、その提出した日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間から特例が適用されます。

3 記載要領

- (1) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します。
- (2) 「適用開始課税期間」欄には、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「適用要件等の確認」欄は、この届出書の提出要件を満たしているか確認の上、それぞれ該当する番号を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

消費税申告期限延長不適用届出書



				提出先	F01					税務署長			
				年 月 日 提出	法人番号	F02							
フリガナ	F03					フリガナ (代表者氏名)	H06						
名称	F04					代表者氏名	H07						
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	—				電話番号 (納税地)	F07	— —			
		フリガナ	E01										
		納税地	F06										

下記のとおり、消費税申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法第45条の2第2項の規定により届出します。

		元号			年	月	日			元号			年	月	日	
申告期限延長の 適用開始課税期間	自	N01							至	N02						
			月	日			月	日								
事業年度	自	U01			至	U02										
		元号			年	月	日			元号			年	月	日	
申告期限延長の適用を やめようとする課税期間	自	N03							至	N04						
		元号			年	月	日									
事業を廃止した 場合の廃止した日	N05															
参考事項	E02															

税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	— —			
-------	-----	--	--	--	--	---------------	-----	-----	--	--	--

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考				
		F12								

消費税申告期限延長不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、法第45条の2第1項の規定（消費税の確定申告の期限の延長特例）の適用を受けている法人が、その適用をやめようとする場合に提出するものです（法45の2②）。

なお、事業廃止により、この届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」の提出は不要です（法57①三）

2 提出時期等

この届出書は、特例の適用をやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間の末日までに提出してください。

3 記載要領

- (1) 「申告期限延長の適用開始課税期間」欄は、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を開始した課税期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します。
- (3) 「申告期限延長の適用をやめようとする課税期間」欄には、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用をやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「事業を廃止した場合の廃止した日」欄は、事業を廃止した年月日を記載します。
- (5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書

			提出先	F01		税務署長
年 月 日 提出			法人番号	F02		
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)	—		電話番号 (納税地)	— —	
	フリガナ					
	納税地	F06				
根拠法律						
下記のとおり、消費税法第60条第3項並びに消費税法施行令第74条第1項及び第2項に規定する資産の譲渡等の時期の特例の承認を受けたいので申請します。						
申請の理由						
会計処理の方法並びに根拠となる法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約						
特例の適用を受けようとする最初の課税期間						
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日						
事業内容						
参考事項						
税理士署名						
(電話番号 — —)						

消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、法別表第三に掲げる法人のうち法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計の処理の方法が国又は地方公共団体の会計の処理の方法に準ずるもので、法第60条第3項並びに令第74条第1項及び第2項に規定する資産の譲渡等の時期の特例の承認を受けようとする法人が提出するものです。

2 適用課税期間

税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することができます。

3 記載要領

- (1) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (2) 「申請の理由」欄及び「会計処理の方法並びに根拠となる法令又は定款、寄附行為、規則若しくは規約」欄には、申請の理由、会計処理の方法及びその会計処理の方法を採る理由をそれぞれ具体的に記載するとともに、その根拠となる法令又は定款等（法令名等、条文）を記載し、その写しを添付してください。
また、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じです）。
- (3) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄には、特例の適用を受けようとする最初の課税期間を記載します。
- (4) 「事業内容」欄には、法人の行う事業の内容を具体的に記載します。
- (5) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。
 - ① 所管官庁
 - ② その他参考となる事項

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書

		提出先		F01		税務署長
		年 月 日 提出		法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)	—		電話番号 (納税地)	— —	
	フリガナ					
	納税地	F06				
根拠法律						
下記のとおり、資産の譲渡等の時期の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第74条第8項の規定により届出します。						
法令又は定款等に定める 会計処理の方法						
承認年月日		平成 年 月 日 令和				
特例の適用をやめようとする課税期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
参考事項						
税理士署名		(電話番号 — —)				
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、法別表第三に掲げる法人のうち、法第60条第3項並びに令第74条第1項及び第2項に規定する資産の譲渡等の時期の特例を受けていた法人が、その適用をやめる場合に提出するものです（令74⑧）。

2 適用課税期間等

この届出書を、提出した日の属する課税期間からその効力が生ずることとされていますから、特例の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日までに提出してください。

3 記載要領

- (1) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (2) 「法令又は定款等に定める会計処理の方法」欄には、法令又は定款等に定める会計処理の方法を具体的に記載します。
- (3) 「承認年月日」欄には、資産の譲渡等の時期の特例の承認を受けた年月日を記載します。
- (4) 「特例の適用をやめようとする課税期間」欄には、資産の譲渡等の時期の特例の適用をやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
(注) この届出書は、この欄に記載した課税期間中に提出することとなります。
- (5) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。
 - ① 所管官庁
 - ② その他参考となる事項

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書
(基準期間用)

				提出先	F01					税務署長	
年 月 日 提出				法人番号							
フリガナ	F03				フリガナ (代表者氏名)	H06					
名称	F04				代表者氏名	H07					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—			電話番号 (納税地)	F07	—			
	フリガナ	E01									
	納税地	F06									
根拠法律	E02										

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

申請の理由及び 根拠となる法令	E03												
承認を受けようとする期間	課税期間の末日の翌日から				G01	か月							
		元号	年	月	日			元号	年	月	日		
特例の適用を受けようとする最初の課税期間	自	N01					至	N02					
		元号	年	月	日			元号	年	月	日		
特例の適用を受けようとする最初の課税期間の	基準期間	自	N03				至	N04					
	基準期間の課税売上高	G02										円	
事業内容	E04												
参考事項	E05												

税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	—			
-------	-----	--	--	--	--	---------------	-----	---	--	--	--

消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書（基準期間用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、法別表第三に掲げる法人のうち、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2月以上経過した日と定められていること、その他特別な事情があることにより法第60条第8項並びに令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例を受けようとする法人が提出するものです（令76⑤）。

2 適用課税期間

その適用について、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限から特例を適用することができます。

3 記載要領

- (1) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (2) 「申請の理由及び根拠となる法令」欄には、課税期間の末日の翌日から2月以内に申告ができない理由を具体的に記載するとともに、その根拠となる法令（法令名、条文）を記載します。
なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください。
- (3) 「承認を受けようとする期間」欄には、申告書の作成に必要と考えられる期間を課税期間の末日の翌日の属する月から計算して記載します。
なお、この期間は6か月を超えることはできません。
- (4) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄には、申告書の提出期限の特例の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (5) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間の基準期間」欄には、「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄に記載した課税期間に係る基準期間の初日及び末日を記載し、「基準期間の課税売上高」欄には、その基準期間における課税売上高を記載します。
- (6) 「事業内容」欄には、法人の行う事業の内容を具体的に記載します。
- (7) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。
 - ① 所管官庁
 - ② 決算書類等の作成過程の時系列
 - ③ その他参考となる事項

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書
(特定期間用)

				提出先	F01					税務署長	
年 月 日 提出				法人番号							
フリガナ	F03				フリガナ (代表者氏名)	H06					
名称	F04				代表者氏名	H07					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—			電話番号 (納税地)	F07	— —			
	フリガナ	E01									
	納税地	F06									
根拠法律	E02										

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

申請の理由及び根拠となる法令	E03												
承認を受けようとする期間	課税期間の末日の翌日から				G01	か月							
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
特例の適用を受けようとする最初の課税期間	自	N01					至	N02					
			元号	年	月	日			元号	年	月	日	
特例の適用を受けようとする最初の課税期間の	特定期間	自	N03				至	N04					
	特定期間の課税売上高	G02										円	
	特定期間の給与等の金額	G03										円	
事業内容	E04												
参考事項	E05												

税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	— —			
-------	-----	--	--	--	--	---------------	-----	-----	--	--	--

消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書（特定期間用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、法別表第三に掲げる法人のうち、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2月以上経過した日と定められていること、その他特別な事情があることにより法第60条第8項並びに令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例を受けようとする法人が提出するものです（令76⑤）。

2 適用課税期間

その適用について、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限から特例を適用することができます。

3 記載要領

- (1) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (2) 「申請の理由及び根拠となる法令」欄には、課税期間の末日の翌日から2月以内に申告ができない理由を具体的に記載するとともに、その根拠となる法令（法令名、条文）を記載します。
なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください。
- (3) 「承認を受けようとする期間」欄には、申告書の作成に必要と考えられる期間を課税期間の末日の翌日の属する月から計算して記載します。
なお、この期間は6か月を超えることはできません。
- (4) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄には、申告書の提出期限の特例の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (5) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間の特定期間」欄には、「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄に記載した課税期間に係る特定期間の初日及び末日を記載し、「特定期間の課税売上高」欄には、その特定期間における課税売上高を記載し、課税売上高に代えてその特定期間における給与等支払額の合計額により判定を行った場合は「特定期間の給与等の金額」欄にその金額を記載します。
なお、それぞれの欄に記載すべき金額を算出している場合には、それぞれの欄に記載してください。
- (6) 「事業内容」欄には、法人の行う事業の内容を具体的に記載します。
- (7) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。
 - ① 所管官庁
 - ② 決算書類等の作成過程の時系列
 - ③ その他参考となる事項

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の不適用届出書

				提出先	F01					税務署長		
				年	月	日	提出	法人番号				
フリガナ	F03					フリガナ (代表者氏名)	H06					
名称	F04					代表者氏名	H07					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—				電話番号 (納税地)	F07	—			
	フリガナ	E01										
	納税地	F06										
根拠法律	E02											

下記のとおり、申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第76条第10項の規定により届出します。

承認を受けた期間	課税期間の末日の翌日から				G01	か月						
		元号	年	月	日							
承認年月日	N01											
		元号	年	月	日		元号	年	月	日		
特例の適用をやめようとする課税期間	自	N02					至	N03				
参考事項	E03											

税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	—			
-------	-----	--	--	--	--	---------------	-----	---	--	--	--

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考				
		F12								

消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、法別表第三に掲げる法人のうち、法第60条第8項並びに令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例を受けていた法人がその適用をやめる場合に提出するものです(令76⑩)。

2 適用課税期間等

この届出書を提出した日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限からその効力が生ずることとされていますから、特例の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日までにこの届出書を提出してください。

3 記載要領

- (1) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (2) 「承認を受けた期間」欄には、申告書の提出期限の特例の承認を受けていた期間を記載します。
- (3) 「承認年月日」欄には、申告書の提出期限の特例の承認を受けた年月日を記載します。
- (4) 「特例の適用をやめようとする課税期間」欄には、申告書の提出期限の特例の適用をやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

(注) この届出書は、この欄に記載した課税期間中に提出することとなります。

- (5) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。

- ① 所管官庁
- ② その他参考となる事項

**消費税課税事業者選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書**



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	個人番号又は法人番号	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06
氏名又は名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	-	電話番号 (納税地)	F07
	フリガナ				
	納税地	F06			

下記のとおり、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税課税事業者選択不適用届出書
特例の適用を受けようとする (受けることをやめようとする) 課税期間の初日及び末日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	

※ ②の届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、上記課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、上記課税期間の納税義務は免除されないこととなります。

事業内容等		税理士名 署	(電話番号 - -)
参考事項			

税務署整理欄	個人番号カード／通知カード・運転免許証・その他 ()	番号確認	身元確認
--------	-----------------------------	------	------

消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、やむを得ない事情により法第9条第4項又は第5項の届出書をその適用（不適用）を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです（令第20条の2③）。

（注） この申請書を提出し消費税課税事業者選択をやめた場合であっても、「特例の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄の課税期間の特定期間（※）における課税売上高（その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超えたことにより、その課税期間における納税義務が免除されないこととなる場合は、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出します（法57①一）。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 適用課税期間等

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

（注） この申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」も提出してください。

3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の口にレを付します。）。

(2) 「特例の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(1)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税課税事業者選択不適用届出書」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情」欄には、課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情を具体的に記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じです。）。

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

消費税簡易課税制度選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書



年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)	H06
氏名又は 名称	F04			代表者氏名	H07
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07
	フリガナ				
	納税地	F06			
<p>下記のとおり、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。</p>					
届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書				
特例の適用を受けようとする (受けることをやめようとする) 課税期間の初日及び末日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)				
上記課税期間の基準期間 における課税売上高	円				
上記課税期間の初日の前日 までに提出できなかった事情					
事業内容等	(①の届出の場合の営む事業の種類)			税理士名	
参考事項					
				(電話番号 — —)	

消費税簡易課税制度選択（不適用）届出 に係る特例承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、やむを得ない事情により法第37条第1項又は第5項の届出書をその適用（不適用）を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです（令第57条の2③）。

2 適用課税期間等

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

（注） この申請書と併せて「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」も提出してください。

3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の□にレを付します。）。

(2) 「特例の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(1)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情」欄には、課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情を具体的に記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じです。）。

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択届出書」である場合には、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の6種類の事業区分のうち、該当する事業の種類を併せて記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

災害

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
氏名又は 名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)		—	電話番号 (納税地)		—
	フリガナ					
	納税地	F06				

下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
選択被災課税期間又は不適用被災課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
イ 発生した災害その他やむを得ない理由 ロ 被害の状況 ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情 ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日	イ ロ ハ ニ (生じた日) (やんだ日) 令和 年 月 日 令和 年 月 日
事業内容等	(①の届出の場合の営む事業の種類)
参考事項	税理士名 (電話番号 - -)

(備考)

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	備考	
------------	---------------	-----	------------	----	--

災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用） 届出に係る特例承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受け、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間等について、法第37条第1項の規定の適用を受けることが必要となった又は受けることの必要がなくなった場合に、法第37条の2第1項又は第6項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです（法37の2②）。

2 提出時期等

承認を受けようとする事業者は、この申請書を災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る法37条の2第1項又は第6項に規定する課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該課税期間等に係る法第45条第1項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

（注）1 個人事業者にあつては、上記かっこ書きのうち、「翌日」とあるのは、「翌日から1月を経過した日」となります。

2 申告書の提出期限が、通則法第11条の適用を受けて延長されたときは、この申請書の提出期限も同様に延長されます。

3 この申請書と併せて「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」も提出してください。

3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の□にレを付します。）。

(2) 「選択被災課税期間又は不適用被災課税期間」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(1)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「イ 発生した災害その他やむを得ない理由」等の欄には、イ、ロ、ハ、ニの理由、状況等について記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じ。）。

(例) イ ○○地震 ロ 工場建物の倒壊（○○市××町） ハ 倒壊した工場再建築のため簡易課税制度をとりやめたい
--

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択届出書」である場合には、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の6種類の事業区分のうち、該当する事業の種類を併せて記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。



特定プラットフォーム事業者の指定届出書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01	税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02			
氏名又は名称	日本語 (カナ) 表記	⊗ F03	(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ) 表記	H06		
	英語 表記	⊗ F04		英語 表記	H07		
	【参考】 自国語 表記						
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—
	納税地	F06					
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	日本語 (カナ) 表記						
	英語 表記	F33	電話番号	+	国番号	—	—
次の事項（次の1及び2については、この届出書の⊗印欄）は国税庁ホームページで公表されます。 1 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 2 届出者の氏名又は名称 3 特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日							
下記のとおり、消費税法第15条の2第2項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者に該当するため、同条第3項の規定により届出します。							
提供するデジタル プラットフォーム の名称	日本語 (カナ) 表記	⊗					
	英語 表記	⊗					
消費税法第15条の2第2項に規定 する合計額が50億円を超えることと なる課税期間及び当該合計額	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日						
	※ 当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。						
参考事項							
税理士署名	(電話番号 — —)						
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	

特定プラットフォーム事業者の指定届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内向けに行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。）に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超える場合に提出するものです（法15の2①、②）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

(注) その課税期間の末日において既に特定プラットフォーム事業者である場合は、提出する必要はありません。国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず、納税義務の免除の規定及び簡易課税制度の適用はありません（法15の2⑭）。

2 提出時期

この届出書は、上記1の合計額が50億円を超える課税期間に係る確定申告書の提出期限(注)までに、提出することとされています。

(注) 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限となります。

3 記載要領

(1) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。

(2) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(3) 非居住者である個人事業者又は外国法人の場合の「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

(イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

(4) 「住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(5) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(6) 「消費税法第15条の2第2項に規定する合計額が50億円を超えることとなる課税期間及び当該合計額」欄には、上記1の合計額が50億円を超える課税期間の初日及び末日を記載するとともに、当該合計額を記載します。なお、当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 注意事項

この届出書の内容を確認の上、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を行います。国税庁長官の指定の効力は、原則として、この届出書の提出期限（上記2参照）から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日から生じます。

特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日のほか、この届出書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

(1) 特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称（日本語表記及び英語表記）

(2) 特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）

特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものと
みなされる合併法人等に該当する旨の届出書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01	税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02		
氏名又は名称	日本語 (カナ) 表記	⊗ F03	(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ) 表記	H06	
	英語 表記	⊗ F04		英語 表記	H07	
	【参考】 自国語 表記					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—
	納税地	F06				
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	日本語 (カナ) 表記					
	英語 表記	F33		電話番号 + 国番号		— — —
この届出書に記載した次の事項 (⊗印欄) は国税庁ホームページで公表されます。 1 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 2 届出者の氏名又は名称 3 届出者が特定プラットフォーム事業者に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた年月日						
下記のとおり、消費税法施行令第29条第1項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされることとなるため、同条第2項の規定により届出します。						
提供するデジタル プラットフォーム の名称	日本語 (カナ) 表記	⊗				
	英語 表記	⊗				
事業承継事由			<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 分割	<input type="checkbox"/> 事業譲渡	
特定プラットフォーム事業者 に係る事業を合併若しくは分割 により承継し、又は当該事業 を譲り受けた年月日		⊗	令和	年	月	日
被合併法人等	氏名又は 名称	日本語 (カナ) 表記				
		英語 表記				
	(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ) 表記				
		英語 表記				
参考事項						
税理士署名						(電話番号 — —)

特定プラットフォーム事業者の指定を受けたものとみなされる 合併法人等に該当する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、特定プラットフォーム事業者以外の事業者が、特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し又は事業を譲り受けた場合に提出するものです（令29①、②）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

（注） 国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず、納税義務の免除の規定及び簡易課税制度の適用はありません（法15の2⑭）。

2 提出時期

この届出書は、合併若しくは分割又は事業の譲受けの日後、遅滞なく提出することとされています（令29②）。

3 記載要領

(1) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。

(2) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(3) 非居住者である個人事業者又は外国法人の場合の「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

(イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所

(4) 「住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(5) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(6) 「事業承継事由」欄の該当する□にレ印を付します。

(7) 「被合併法人等」欄には、特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業の承継元である被合併法人、分割親法人又は譲渡人である事業者の「氏名又は名称」及び「代表者氏名」を、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 注意事項

特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し又は事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあった日に、特定プラットフォーム事業者の指定があったものとみなされます。

特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日（当該合併若しくは分割又は譲受けがあった日）のほか、この届出書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

(1) 特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称（日本語表記及び英語表記）

(2) 特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）



特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02	
氏名又は名称	日本語 (カナ)表 記	F03		(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)表 記	H06
	英語表 記	F04			英語表 記	H07
	【参考】 自国語表 記					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—
	納税地	F06				
下記のとおり、特定プラットフォーム事業者として公表された事項に変更があったので、消費税法第15条の2第6項の規定により届出します。						
変更の内容	変更年月日	令和 年 月 日				
	変更事項	<input type="checkbox"/> 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称 <input type="checkbox"/> 届出者の氏名又は名称				
	変更前					
	変更後					
※ この届出書の「変更後」欄に記載した内容は国税庁ホームページで公表されます。						
参考事項						
税理士署名	(電話番号 — —)					

特定プラットフォーム事業者の公表事項変更届出書記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、国税庁ホームページに公表された特定プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった場合に提出するものです（法15の2⑥）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期

この届出書は、国税庁ホームページに公表された特定プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (2) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (3) 「変更年月日」欄には、国税庁ホームページに公表された特定プラットフォーム事業者に関する事項に変更があった年月日を記載します。
- (4) 「変更事項」欄の該当する□にレ印を付します。
- (5) 「変更前」欄及び「変更後」欄には、変更事項を記載します。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この届出書に記載した変更事項は、国税庁ホームページに公表されます。



特定プラットフォーム事業者の指定解除申請書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02		
氏名又は名称	日本語 (カナ)記 表	F03		(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)記 表	H06	
	英語記 表	F04			英語記 表	H07	
	【参考】 自国語記 表						
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	
	納税地	F06					
下記のとおり、特定プラットフォーム事業者の指定を解除したいので、消費税法第15条の2第7項の規定により申請します。							
提供するデジタル プラットフォーム の名称	日本語 (カナ)記 表						
	英語記 表						
消費税法第15条の2 第7項に規定する 合計額が50億円以下 である場合に該当す る各課税期間及び 当該合計額			課税期間		合計	額	
	①	自	令和	年	月	日	円
		至	令和	年	月	日	
	②	自	令和	年	月	日	円
		至	令和	年	月	日	
③	自	令和	年	月	日	円	
		至	令和	年	月	日	
参考事項							
税理士署名	(電話番号 — —)						
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	

特定プラットフォーム事業者の指定解除申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、特定プラットフォーム事業者が、その提供するデジタルプラットフォームを介して、国外事業者が日本国内向けに行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）に係る対価の額のうち、当該特定プラットフォーム事業者を介して国内事業者が当該役務の提供の対価を収受するものの合計額が、その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間（以下「第三年度の課税期間」といいます。）までのいずれの課税期間においても50億円以下である場合において、特定プラットフォーム事業者の指定の解除を受けようとする場合に提出するものです（法15の2⑦）。

この申請書は、申請者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期

この申請書は、上記1の第三年度の課税期間に係る確定申告書の提出期限までに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (2) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (3) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 「消費税法第15条の2第7項に規定する合計額が50億円以下である場合に該当する各課税期間及び当該合計額」欄には、その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までのそれぞれの課税期間の初日及び末日を記載するとともに、その課税期間において、申請者の提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額（消費者向け電気通信利用役務の提供に課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合は、当該相当する額を含みます。）のうち申請者を介して収受するものの合計額（当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）を記載します。なお、課税期間特例の適用を受けていることなどにより、その課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までのそれぞれの課税期間の全てがこの欄に記載できない場合には、「参考事項」欄に記載するか、適宜の用紙に記載の上、この申請書に添付して提出してください。
- (5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この申請書の提出により、特定プラットフォーム事業者の指定が解除された場合であっても、国税庁長官が当該指定解除の通知を発した日の翌日から同日以後6月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き、特定プラットフォーム事業者とみなして、プラットフォーム課税の適用を受けることから、特定プラットフォーム事業者とみなされる期間中に行われるプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、当該特定プラットフォーム事業者において、申告・納税を行うこととなります（法15の2⑨）。

なお、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を解除した場合、次の事項が国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 特定プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- (2) プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日



特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長経由 国税庁長官	法人番号	F02	
氏名又は名称	日本語 (カナ)記 表	F03		(法人の場合) 代表者氏名	日本語 (カナ)記 表	H06
	英語記 表	F04			英語記 表	H07
	【参考】 自国語記 表					
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—
	納税地	F06				
下記のとおり、消費税法第15の2条第1項の規定の適用を受けるプラットフォームに係る事業を廃止したため、同条第10項の規定により届出します。						
廃止年月日			令和	年	月	日
廃止したデジタル プラットフォーム の名称	日本語 (カナ)記 表					
	英語記 表					
上記のデジタルプラット フォームに係る事業を 廃止した理由						
参考事項						
税理士署名					(電話番号	— —)

特定プラットフォーム事業者に係る事業廃止届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、特定プラットフォーム事業者が、プラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合に提出するものです（法15の2⑩）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (2) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (3) 「廃止年月日」欄には、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日を記載します。
- (4) 「廃止したデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (5) 「上記のデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した理由」欄には、デジタルプラットフォームに係る事業を廃止した理由を記載します。
(記載例)
△年△月△日、〇〇（住所等）に所在する××（個人事業者名又は法人名）にデジタルプラットフォームに係る事業を譲渡したため。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

この届出書の内容を確認の上、プラットフォーム課税の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められる場合には、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を解除します。

なお、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を解除した場合、次の事項が国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 特定プラットフォーム事業者の指定が解除された旨
- (2) プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日

特定非常災害による消費税法

第12条の2第2項
第12条の3第3項

不適用届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)		—	電話番号 (納税地)		—
	フリガナ					
	納税地	F06				
下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。						
設立年月日				年	月	日
【消費税法第12条の2第3項（第12条の3第5項）の規定の適用を受ける外国法人の場合】						
国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日				令和	年	月 日
この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日			左記期間の 課税売上高		円
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間（原則として、前事業年度開始の日から6か月間）の課税売上高により判定することとなります。						
被害の概要						
参考事項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】					
税理士署名	(電話番号 - -)					

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦)年	月	日	備考
		F12				

注意 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。

特定非常災害による消費税法第12条の2第2項 (第12条の3第3項) 不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、法第12条の2第1項に規定する新設法人又は法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人（以下、併せて「新設法人等」という。）で、特定非常災害に係る通則法第11条の規定の適用を受けない特定非常災害の被災者である事業者（注1）が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租特法第86条の5第4項の規定に基づき、法第12条の2第2項又は法第12条の3第3項の規定の適用を受けないこととする場合に提出するものです（注2）。

（注）1 特定非常災害により被災した事業者のうち、特定非常災害に係る通則法令第3条第1項又は第3項の規定の適用を受けない事業者をいいます。

2 法第12条の2第2項に掲げる要件に該当しない新設法人（例えば、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行っていない新設法人）及び法第12条の3第3項に掲げる要件に該当しない特定新規設立法人は、この届出書を提出する必要はありません。

2 提出時期

この届出書は、法第12条の2第2項又は法第12条の3第3項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日（国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日）とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- 「設立年月日」欄には、法人の設立日を記載します。
- 「この届出の適用対象課税期間」欄には、租特法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、法第12条の2第2項又は第12条の3第3項の規定の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。
- 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(2)の課税期間の基準期間を記載します。
- 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(3)における課税売上高を記載します。

なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える法人は、納税義務が免除されません（法9①）。また、その事業年度の特定期間（※）における課税売上高（その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超える場合は、その事業年度における納税義務が免除されません（法9の2）。

※ 特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。

（例）（本社は□□地方であるが、）○○県△△市にある事務所が令和○年○○地震により損壊した。
- 「参考事項」欄には、調整対象固定資産の仕入れ等の日及びその他参考となる事項等を記載します。

また、法12条の2第3項又は第12条の3第5項の規定の適用を受ける外国法人については、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日を記載してください。

特定非常災害による消費税法第12条の4
第1項 不適用届出書
第2項

年 月 日 提出

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
氏名又は 名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)		—	電話番号 (納税地)		—
	フリガナ					
	納税地	F06				

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高			円
参考事項	高額特定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】					

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第2項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高			円
参考事項	高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日 【令和 年 月 日】					

※ 租税特別措置法第86条の5第5項（又は第6項）の規定の適用を受け、消費税法第12条の4第1項（又は第2項）の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間（原則として、その課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高により判定することとなります。

被害の概要	
-------	--

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年 月 日	備考
------------	---------------	-----	-----------	----

注意 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。

特定非常災害による消費税法第12条の4第1項 (第12条の4第2項)不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、特定非常災害に係る通則法第11条の規定の適用を受けない特定非常災害の被災者である事業者(注1)が、次の場合に提出するものです。

- (1) 被災日前又は被災日から指定日(注2)以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産(注3)の仕入れ等を行った場合に、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租特法第86条の5第5項の規定に基づき、法第12条の4第1項の規定を適用しないこととする場合
- (2) 被災日前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産(注4)について法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなった場合に、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租特法第86条の5第6項の規定に基づき、法第12条の4第2項の規定を適用しないこととする場合

- (注) 1 特定非常災害により被災した事業者のうち、特定非常災害に係る通則法令第3条第1項又は第3項の規定の適用を受けない事業者をいいます。
- 2 国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいいます。
 - 3 高額特定資産とは、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。また、高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等した資産(自己建設高額特定資産)の建設等に要した支払対価の額(事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。)の累計額が1,000万円以上となった場合を含みます。
 - 4 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100(当該課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には108分の100)に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

2 提出時期

この届出書は、高額特定資産の仕入れ等の日(法第12条の4第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日)又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 「この届出の適用対象課税期間」欄には、租特法第86条の5第5項又は第6項の規定の適用を受けることにより、法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。

- (2) 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(1)の課税期間の基準期間を記載します。

- (3) 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(2)における課税売上高を記載します。

なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、納税義務が免除されません(法9①)。

また、その課税期間の特定期間(※)における課税売上高(その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。)が1,000万円を超える場合は、その課税期間における納税義務が免除されません(法9の2)。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- (4) 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。

(例) (本社は〇〇地方であるが、) 〇〇県△△市にある事務所が令和〇年〇〇地震により損壊した。

- (5) 「参考事項」欄には、高額特定資産の仕入れ等の日(※)又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について法第36条第1項若しくは第3項の規定の適用を受けることとなった日及びその他参考となる事項等を記載します。

※ 高額特定資産の場合には、高額特定資産の仕入れ等を行った日を記載し、自己建設高額特定資産の場合には、当該資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額の合計額が1,000万円以上となった日を記載します。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例
及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由				
提出先	F01	税務署長	法人番号	F02			
フリガナ	F03	フリガナ	H06				
名称又は屋号	F04	氏名又は代表者氏名	H07				
住所又は居所【法人】 本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所等地	F06					
【法人】 代表者住所等	代表者電話番号	H09	—	—			
	住所等地	H08					

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受けたいので、規則第5条第6項及び消規則第27条の2第4項の規定により届出書を提出します。

(※)個人事業者が75万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります(既に提出している場合を除きます。)

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用する特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)の概要及びその特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)を事業の用に供した日

(1) 市販のソフトウェア

(複数のソフトウェアを組み合わせると適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。)

	事業供用日				メーカー名	商品名	JIIMA認証の有無		
	元号	年	月	日					
N01					E01		E02	G01	
N02					E03		E04	G02	
N03					E05		E06	G03	
N04					E07		E08	G04	

(2) 市販のソフトウェア以外(自己開発又は委託開発)

	事業供用日				自己開発・委託開発	委託開発の場合は委託先			
	元号	年	月	日					
N05					G05		E09		

2 上記1以外の参考となる事項

税理士署名	R01							
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考		

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第59条の2第1項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例並びに所得税の75万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合に使用してください。

本規定の適用を受けようとする場合、その電磁的記録が特定電磁的記録であって、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「電子帳簿保存法規則」といいます。）第5条第5項（特定電磁的記録の保存要件）の要件を満たして保存している必要があります。

なお、電子帳簿保存法規則第5条第5項の要件を満たすためには、国税庁長官の定める基準に適合したシステムを使用する必要があります。

- (注) 1 上記の特定電磁的記録については、電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限り、
- 2 上記の「国税庁長官の定める基準に適合したシステム」とは、次の表のいずれかの電磁的記録で特定電磁的記録に該当するものを、電子帳簿保存法規則第5条第5項各号に掲げる要件を満たして保存することができる機能を有したシステムをいいます。

電磁的記録の種類
消費税法第30条第9項第三号（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する仕入明細書又は同法第57条の4第1項（適格請求書発行事業者の義務）に規定する適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Standard Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）をいいます。
金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいいます。）のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ 金融機関等の預貯金口座における決済データをいいます。

- 3 個人事業者の場合、電子帳簿保存法第8条第5項及び消費税法第59条の2第1項の規定の不適用の特例は令和8年分の所得税及び消費税から、所得税の75万円の青色申告特別控除は令和9年分の所得税から適用が開始されますのでご注意ください。なお、令和8年分の所得税について電子帳簿保存法第8条第5項及び消費税法第59条の2第1項の規定の不適用の特例の適用を受けるためにこの届出書を提出した場合には、令和9年分の所得税について所得税の75万円の青色申告特別控除の適用を受けるために、あらためてこの届出書を提出する必要はありません。

1 届出期限

本規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。なお、適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税に係る法定申告期限までに、この届出書を所轄税務署長に提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア	「J I I M A 認証の有無」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが J I I M A 認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子帳簿保存法規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppolインボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムにならず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載してください。

		同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載してください。
	(2) 市販のソフトウェア以外 (自己開発又は委託開発)	「自己開発・委託開発」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発の場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	上記1以外の参考となる事項	上記1以外に参考となる事項があれば記載してください。



電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由				
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ (屋号)	K03			
法人番号	F02		【個人】 屋号	K04			
フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06			
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07			
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所地等	F06					
【法人】 代表者住所	H08			代表者 電話番号	H09	—	—

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を取りやめますので、規則第5条第7項の規定及び消規則第27条の2第5項により届出書を提出します。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

その他参考となる事項

税理士署名	R01						
-------	-----	--	--	--	--	--	--

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第59条の2第1項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例並びに所得税の75万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

本規定の適用をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- 届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

欄	記載要領
提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。 ※ この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、本規定の適用を受けることはできません。
その他参考となる事項	本規定の適用をやめようとする理由、その他参考となる事項があれば記載してください。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る
重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書

年 月 日 提出

所轄外提出先		税務署長	提出理由				
提出先	F01	税務署長	【個人】フリガナ (屋号)	K03			
法人番号	F02		【個人】 屋号	K04			
フリガナ	F03		【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06			
氏名又は 名称	F04		【法人】 代表者氏名	H07			
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所地等	F06					
【法人】 代表者住所	H08		代表者 電話番号	H09	—	—	

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の適用に関して、次の事項を変更することとしたので、規則第5条第8項及び消規則第27条の2第6項の規定により届出書を提出します。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入）

(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせる場合、全てのソフトウェアを記載する。）

変更事項	新たなソフトウェアに係る情報		
新たなソフトウェアの導入	メーカー名	商品名	JIIMA認証の有無

(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）

変更事項	自己開発・委託開発	委託開発の場合は委託先
新たなソフトウェアの開発		

2 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）

変更事項	変更内容

3 その他参考となる事項

税理士署名	R01	
-------	-----	--

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
------------	---------------	-----	-------	---	---	----	--

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る 重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第39条の2第1項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

届出書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けている所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
	特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせ適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）	「J I I M A認証の有無」の欄には、新たに導入する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアがJ I I M A認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppolインボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載する必要があります。同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載する必要があります。
	(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）	「自己開発・委託開発」の欄には、新たに開発する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェア自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発である場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）	本規定の適用を受ける旨の届出書に記載した事項について、上記1以外の変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
3	その他参考となる事項	その他参考となる事項があれば記載してください。